

持つことになるのかどうか、こういうことをお伺いしたいのです。

○吉田国務大臣 ……憲法に違反するとき条約は結びません。

○北委員 ……条約の方が日本のような弱体の国においては優先であるからという主張をしたところが、佐藤法制局長官から憲法が優先である、こういうお答えがあつた。ところが憲法が優先であるならば、ウイルソンが第一次大戦後に国際連盟をみずから主張して、みずからゼネヴァへ乗り込んで調印した。ところが上院では三分二の賛成を得られず、アメリカは遂に国際連盟に加わることができなかつた先例があります。それと同じことで、この議会で条約を否認した場合には、私は憲法優先論から行くならば、条約は無効になると確信いたします。しかし条約優先論ならば別であります。お答えを願います。

○佐藤(達)政府委員 今の国会の不承認という場合についての政府の取るべき態度、あるいは条約の効力ということについては、先ほど触れた通りでありまして、ただいまの関係のお尋ねは、今のMSAなり憲法問題なりということに連なつての問題でございますけれども、結局内容は先ほど申し上げた通りのことになると思つてありまして、さらに重ねてお答えをいたすだけの能力を持ち合せておりません。

(防衛と警察力) (予算委 八号 九・一〇・一一・一二頁参照)

○河野(密)委員 ……経済閣僚としてMSAを受けることがいいと考えておられるのか、受けなくて済むと考えておられるのか、……

○小笠原国務大臣 ……MSAの内容を明らかにしておりませんので、内容いかんによつて判断すべきである。……

○岡野国務大臣 ……将来特需がなくなつても、正常貿易で自立経済ができるということを念願としておられるわけありますから、MSAの援助がなくても、日本の正常貿易をやつて行くといういろいろな政策を立てておられるわけあります。そういうわけでございますから、MSAがいかなるものであるかわからない時代に、MSAを当てにするということは考えずに、経済政策を打立てておる次第であります。

○河野(密)委員 ……政府は、一貫せる所信により、どうも従来の方針を変更する必要は認めておりません。と言つております。この一貫せる所信というのは、何を指さすのでありますか、従来の方針とは何を言うのでありますか、……

○吉田国務大臣 従来の方針、あるいは一貫せる方針というのは、結局日米安全保障条約によつて国の安全を守る、集団防衛の線で集団攻撃に対する、大体これをもつて一貫せる方針と名づけるのであります。

○河野(密)委員 ……憲法第九条の解釈といたしまして、全面的な戦争放棄の提唱者であつて、現行憲法のもとにおいては、たとい自衛のための再軍備といえども、許すことのできないものであるという見解を表明しておられるのでありますが、今日でもこの見解においてかわりはないのであるかどうか。それからこの憲法の第九条が国会において審議をいたされました第九十帝国議会におきまして、吉田総理大臣は、こ

の自衛権による交戦権、侵略による交戦権という二種があるような、そういう交戦権に二種を認めるような議論は有害無益である、こういうことを述べておられます。世界を率いて平和愛好の平和的条約を締結せしむるその先がけとなつて、みずから戦争を放棄し、軍備を撤廃することによつて世界の平和を樹立せしめる、その決意に基いて政府はこの案を提出したものであると、……今日もその一貫せる所信、従来の方針というのと同様におかわりないものとわれ／＼は考えるのでありますが、その通りでございますか。

○吉田國務大臣 一応その通りであるとお答えをいたします。

○河野(密)委員 ……自衛のためのものであつても再軍備というものは、これは許すことができない、こういうお考えであると解釈してよろしいでしょうか。

○吉田國務大臣 いかなる理由のもとにも再軍備はいたしたくないというのが私の主義であります。

○河野(密)委員 ……木村保安庁長官は、先般の意見をお出しになるときに、総理大臣の憲法の解釈に対するとおりのそういうお考えを、十分頭の中に置いて、あの発言をなされたのであるかどうか、その点をはつきりお答え願いたい。

○木村國務大臣 ……すなわち自衛のためであつても戦力は持つことはできないのである。この見解は一貫した政府の方針として続いております。再軍備ということはすなわち戦力とわれ／＼は解釈をしてあるのであります。

○河野(密)委員 ……木村保安庁長官は、総理大臣のそういう憲法に対する解釈、そういうものを念頭に置かれてあの発言をしたのであるか、承知されておつたのであるか、……

○木村國務大臣 ……もちろん承知の上であります。私の申しました自衛のためでも戦力を持つことはできないということは政府の一貫せる考え方であります。

○河野(密)委員 ……憲法第九条が上程をいたしました当時において、どの程度までが警察権であり、どの程度を越えれば陸海空軍の戦力になるか、許さるべき範囲と許されざる範囲というものが起つて来て、これは理論的にどこかに境界線が明白に存するものとは思つてあります。ただ実際におきまして、もしも国内治安維持のための警察力ということに言葉を借りて、陸海空軍の戦力そのものに匹敵するようなものを考えますならば、やはりこの憲法第九条違反となります。運用の上におきまして、だれが見ても警察権の範囲と認め得る程度のものにおいて実施すべきものと考へております。……今日の保安隊というものはこれに該当しないかどうかという点について、木村保安庁長官の責任ある御答弁を願いたいと思つてあります。

○木村國務大臣 ……すなわち憲法第九条第二項の戦力とは何ぞや。……いわゆる戦力とは、その装備、編成の面から見て、近代戦を有効的確に遂行し得る総合実力組織であるということをお申してある。しかるにただいまの保安隊は、申すまでもなく保安庁法第四条において規定された、いわゆる国内の平和と秩序

を維持し、人命、財産を保護するために特に必要ある場合の實力部隊という一つの目的をそこに掲げておると同時に、その内容におきまして、いわゆる編成、装備その他の点から見て、決して近代戦を遂行し得るだけの能力を持つていないものであるから、これはいわゆる憲法第九条第二項の戦力に該当しないものである、こうわれ／＼は考えておるのであります。

○河野(密)委員 ……もしも国内治安維持のための警察力という言葉を借りて陸海空軍の戦力に匹敵するようなものを考えますならば、やはり憲法違反となるものだ、こう当時の論議においてはつきりといたしてあるのでありますが、この点について総理大臣は、今日の保安隊というものに対して、これはなおかつ憲法に違反しないものであるというお考えを持つておられるかどうか、……

○吉田國務大臣 ……現在の保安隊が軍備であるとか、あるいは憲法に違反するとは政府は考えておりません。

○河野(密)委員 保安隊の装備はアメリカのものを借りておるとのことですが、これはその通りでありますか。

○木村國務大臣 まさにその通りであります。

○河野(密)委員 これがアメリカから借りておるものであるといたしますと、これはいかなる協定によつて借りておるのであるか承りたいのであります。先般M S Aの問題についてアメリカ側の放送による

と、日本は独立国となつたのであるからして、国防省予算でまかなわれて来た軍事援助をM S A援助に切りかえることが望ましいとアメリカ当局は言つておるようであります。このアメリカから借りております装備は、してみると占領治下の延長と考えてよろしいのでしょうか。

○木村國務大臣 ……ただいま保安庁がアメリカから借りている武器の形式は、それを保管しているアメリカの武官と日本の各隊における責任者との間において事実上の使用をさせてもらつておるというわけがあります。すなわち保管者がアメリカ人でありまして、その保管者のもとにおいて各部隊における責任者が借りておるという形式をとつておるのであります。……私はただいま使つております武器についてはM S Aとは関係なくこれを貸借して行きたいと考えております。……

○河野(密)委員 ……何らの協定もなければ何もなしで使わせてもらつておるのが実情だと思つておる、このようにふうに木村長官はお考えになるわけですか。

○木村國務大臣 ただいまの考え方はM S Aとは関係なくしてそれを使いたい、こう考えておるのであります。

○河野(密)委員 先ほど来から総理大臣を初め現在の保安隊は警察であるということをお申しておりますが、警察と今のいわゆる国家警察と保安隊とはどういう連絡を持つて、どういう仕事の連繫をやつておる

のか。演習その他についていかなる連絡をとっておりますか承りたい。

○木村国務大臣 申すまでもなく、保安隊というものは通常警察力をもつてはとうていこれを始末するようないかなることできない大きな事態が生じた場合に、これに対処する一つの部隊であります。もちろんふだんにおきましていろいろの連絡はありますが、部隊の行動につきましては、別段ただいまのところ直接の関係は持つておりません。

○河野(密)委員 ……憲法第九条をたてにとるならば、日本の保安隊というものは再軍備を目的としてこれを建設することもできない。客観的に見て再軍備と見られるようなものにも建設することはできない。これは総理大臣の解釈通りにすれば当然の帰結であると思うのであります。アメリカから武器その他のものの貸与を受けて保安隊を運営いたしておられますが、アメリカの方ではこれを一日も早く軍隊に仕上げ、アメリカの軍隊が一日もすみやかに日本から引揚げたい、こういう考え方に立つているのであります。…それともどちらかがどこかで譲る以外には道がない、こういうふうに常識としては考えられるのであります。総理大臣はこれをどういうふうに調整をなさろうというのでありますか。

○吉田国務大臣 ……日本の独立安全は日本国みずからの手によつてこれをいたすべきものであるということは当然であります。国力が許さないから安全保障条約によつて一応の安全の道を講ずる。すなわち集団攻撃に対しては集団的にこれを防禦するというこの機構でもつて行こうと考えているのであります。

しかして保安隊なるものは今の再軍備とは関係なく、安全保障条約の目的をとげる範囲において設置されておりますので、将来はとにかく今日において再軍備を目的として保安隊を編成いたしているわけではないのであります。

○河野(密)委員 ……再軍備を目的として行くものでない、こういうことでございしますが、アメリカの方ではこれを早く防衛力に仕上げ、米軍は一日も早く引揚げたい、その方がむしろアメリカの方では安く上るからというような議論がアメリカの下院において行われているようであり、そういたしますと総理大臣の言われることとアメリカの考えていることは、まったく食い違つています。しかもその上アメリカの武器を無償で貸与されて、その無償の武器を使いながら保安隊をやつていられる。こういう現状であるが、これを一体総理大臣としてはどこへおちつけようとなさるのか……

○吉田国務大臣 ……日本としては国力が許さないから現在の状態で進むよりしかたがない。米側としては御指摘の通りなるべく早く軍隊を引揚げたい、しかし引揚げてもらうということは現在日本においてはこれを許さない。事情が許さないのでありますから、矛盾はいたすかもしれませんが、日米安全保障条約の線で日本は参るよりしかたがない、……

○河野(密)委員 ……そういたしますと、先般吉田総理大臣は一日も早く米軍に撤退してもらいたいのだ、……これは矛盾する結果になると思つております。……

○吉田国務大臣 私の趣旨は私においては矛盾しないと考えます。何となれば、米国としてはなるべく早く兵隊を引揚げたい。日本としては、日本の国力が許すならばみずからの力によつて独立を保護して行きたい、こう考えるのでありますが、国力これを許さないから、いたしかたない。国力が許すという時代が来、また国民も軍備を希望するということになれば、これはそのときであります。……

○河野(密)委員 ……米軍の撤退するときは日本の憲法を改正するときである、憲法を改正しない限りにおいては、再軍備はできないのだから、米軍も駐屯するのだ、憲法改正と米軍の撤退、日本の再軍備、こういうものは一時に行われるものだ、大体こういう考え方にお立ちなのですか。

○吉田国務大臣 ……国力許して、そうして国民がこれを希望する、再軍備を必要とする、その場合には、自然憲法改正ということになりもいたしましょうが、今日は何分国力これを許さないから、再軍備はいたさないというのであります。

(MSA援助と特需) (予算委 八号 一三・一四・一五頁参照)

○河野(密)委員 ……今日財界その他がMSAの援助に対して非常な期待をしているというのは、わが国の重化学工業というものが大きな部分を兵器生産に依存しつつあるからだと思つてあります。でありますから、この兵器生産に依存したものを切りかえるということは容易なことではない。これに対して政府はどういう対策を講じているのか。……財界方面の要望、現実に仕事をやつている経済界からの圧力によ

つて、私はMSAの援助というものは、好むと好まざるとにかかわらず、日本が受入れざるを得ない立場になると考える。……

○岡野国務大臣 ……兵器の生産品につきまして特需がございました。これが特需としてわれ／＼の国際収支を大いに助けておつたことは事実でございます。……今の特需を受けておりますところの兵器弾薬なんかの需要は、私は当分減らないと思つております。……今後もし極東におけるところのアメリカ並びに国連軍の使用する弾薬とか兵器とかいうものが、いわゆる域外貿易といたしまして、……もしわれ／＼がいわゆる商業ベースによつて、入札によつてやるということになれば、もつとふえやせぬかということまで考えるのであります。……

○河野(密)委員 ……今のお話によると、しばらくの間は特需は減らないと思うから、減らない前提のもとにおいてすべての施策を立てて行くんだ、……そうでなく、平和があつた来ても、すべての特需が減つても、なくなつても、われ／＼はそれに対応する対策をこの際立てにやいかぬのじゃないか。こういうところの問題に重点があるわけでありませう。……

○岡野国務大臣 ……現実になれ／＼の見通しとしましては、事実がなか／＼そういうふうに行かない。行かないならばその情勢に応じて、われ／＼は経済政策を考えて行かなければならない。それが現実即した経済政策と思ひます。

○河野(密)委員 ……現在の特需が減らないという考え方は、かりに一九五四年度のアメリカの予算が決定をされて、今度はM S A援助に切りかえるようになったとしても、日本の特需というものは減らない、こういうお考えですか。

○岡野国務大臣 ……二十七年度におきましては、特需、いわゆる狭義の特需、それが三億五千八百万ドル、それからいわゆる労働者に対する賃金の支払い、それが一億三千九百万ドル、また駐留軍の個人の消費するもの二億八千四百万ドル、ちやうど七億八千万ドルでありますから、それによりまして二十八年度としての見通しは、特需といたしましては三億ドル、労働者の賃金支払いとして一億四千万ドル、駐留軍の個人の消費といたしまして二億五千万ドル、合計六億九千万ドルになります。大蔵大臣がいつも言っておりますように、一億ドルくらいは減るかも知れませんが、しかし現実はこの通り行ける、こう見ておられます。

○河野(密)委員 ……ところが日本とすれば年度の半ばにおいて、アメリカとしては新しい年度が始まるのであつて、それが新しくM S A援助というものに、アメリカは切りかえたいと言つておるのです。その特需をそのまま計算に入れておるといふことは、とりもなおさず日本の経済審議庁においては、これはM S A援助としても継続されるものであるといふ前提のもとに、案を立てておるとわれ／＼は承知するのだが、……

○岡野国務大臣 ただいま申し上げました数字は、M S A援助に切りかえられるといふことを予想しませんが、今まで通り出て来るといふ予想を私は申し上げたのであります。

○河野(密)委員 ……それはM S A援助に切りかえられることを予想しても、その数字はかわらないといふ前提のもとに立つておるとすれば、これは当然、財界においてはM S A援助を受けるといふ、経済閣僚としてはM S A援助は必至なりといふ観点に立つておると、われ／＼は判断せざるを得ないので。……

○岡野国務大臣 ……財界が考へておることは、幾らでも注文があつた方がいい、……しかしながらM S Aが今問題になつておりますのは、あれは幾たびも各閣僚から申し上げました通り、一体日本が受けるものか受けないものか、今後どうなるかわかりませんが、しかし今の駐留軍が駐留しております現状におきましては、事実として、今のM S Aといふ問題がなくても、今申し上げましたような特需をほぼ予定する現実の情勢である、……

○河野(密)委員 ……アメリカでは日本に対する援助をすべてM S Aに切りかえているわけであつて、切りかえておりますのを、なおかつ岡野さんの方では、それを特需なりとして計上して、それをすべての経済施策の中に織込んでおられるとすれば、経済閣僚の方では、すでにM S A援助は日本経済再建のためには、これは当然織込み済みのものだ、こういうふうに解釈してよろしいと、われ／＼は判断せざるを得ませんが、……

○岡野国務大臣 お答え申し上げます。私はそう判断しておりません。

○河野(密)委員 判断するとかしないとかいうことでなく、実際問題としてそういうことになっているんだ、そういう前提のもとに立っている、そういうふうなわれ／＼は理解するのですが、……

○岡野国務大臣 ……MSAの問題は、まだはつきりときまつてないのでありますから、それに対して、これをどうするとかなんとかいうことは、われ／＼は頭の中に入れていないで経済政策を考えている次第であります。

○河野(密)委員 ……MSAの援助というようなものを受けなくても、日本の経済というものは自立の計画を立てるんだ、特需というものがなくても、日本の経済の自立の計画を立てるんだ、……これは特需特需と言っているけれども、実際はMSAは受けませんが、特需は受けるんだということは、日本ではそういうことは通用するかもしれないが、アメリカの方では、すでに一九五四年度の会計年度からは通用しなくなつておるのだが、そうなるかと経済閣僚としては、すでにMSA援助というものはあるものなりということとを、これを経済政策の中に織り込んでいくことになるではありませんか、……

○岡野国務大臣 ……駐留軍の狭義の特需のうち、すなわち一億五千万ドルくらいは、あるいはまだよくわかりませんが、向うでMSAに切りかえるんだというあなたのお説が確かであれば、それは半分くらいかわるかもしれませんが。しかしそのほかはいわゆる労務者の賃金とか、また駐留軍の個人の消費するものは、合せてやはり五億ドルくらいある。その意味におきまして、もしお説の通りになれば、非常な激減が来るとも思われません。私はMSAの日本に対するものは、どういうようなものであるかということとは、はつきりわかりません。……

○河野(密)委員 ……特需というものは、今岡野さんは七億数千万ドルと言われたけれども、日本が考えておる特需というものの中には、少くとも狭義に解して二億数千万ドルのものはMSAに切りかえられる性質のものであるから、あるいは切りかえられるかもしれない。そうしても日本がMSA援助は受けぬということになれば、それだけのものは減る、こういうふうな前提になる。……経済自立の計画についても根底がかわつて来るのじゃないか、……

○岡野国務大臣 ……狭義の特需が昭和二十七年度で三億五千八百万ドルでございますが、これがあなたのお説によればMSAに置きかえられるんじゃないか、置きかえられるならば、MSAというものも予定に入れていかどうかということをお聞きになつた。私は初めから申し上げておりますように、これは置きかえられないのだという考えを持つております。何となれば、今はいろいろありましようけれども、MSAでやられるという点は、ほかいろいろ意図もあるでしょうから、私は想像でございませうからわかりませんが、……そうすればむしろあつたMSAの一億五千万ドルという新聞に伝えられておるものは、余分に来るものじゃないかと考えております。

○河野(密)委員 ……しかしもし平和を希望して朝鮮における戦争というものがなくなつて、しかもアメリカがそれをカバーしようとするならば、これは軍の支出なんですから、軍の支出はやめてM S A援助に切りかえるというのがアメリカの方針なんだから、これは当然切りかえられるべきものである。その特需を前提として経済施策を立てておられるとするならば、経済閣僚においてはM S A援助というものを、当然経済施策の前提の中に織り込み済みで、二十八年度の計画をお立てになつておる。…日本の経済の事態から見ても、これはもう明らかに既定の事実になつておるのじゃないか、…

○岡野国務大臣 ……これは切りかえられないで、現状通りで特需は期待できると考えておる次第であります。

(戦力と自衛力の漸増) (予算委 八号 一六・一七・一八・一九頁参照)

○石橋委員 ……保安隊と言われますが、これは保安隊及び海上の警備隊を含めたことと思ひます。

…第一に、憲法第九条はそのまま自衛権だけはある。つまり自衛権は決して失つておらぬということ。第二は、従つてその背景になるべき自衛力は今の憲法のままでも持つことができる。第三は、政府としてはその自衛力の漸増をはかりつつある。第四は、現在の保安隊及び警備隊は、日米安全保障条約の中にいわゆる「直接及び間接の侵略に対する自国の防衛のため漸増的にみずから責任を負うことを期待する」という、その責任を遂行する意味のものである。第五は、日本の国防は集団安全保障によるべきものである。

第六は、長く外国軍隊の駐留することは希望いたさない。第七は、しかしながら近代戦を遂行し得ざる軍隊は戦力にあらずと解釈するがゆえに、現在の保安隊等は戦力にあらず。…これはその通り理解してよろしゅうございますか、…

○木村国務大臣 大体においてその通りであります。要するに、現在の保安隊は憲法第九条第二項によるいわゆる戦力には該当いたしていない。ただ自衛力は、これは物心両方面における総合国力の発展と見るべきものであつて、保安隊の増強もまたこの自衛力の漸増の一方面にすぎないのであります。

○石橋委員 ……現在の保安隊ないし警備隊は直接及び間接の侵略に対する自国の防衛になりますか、あるいは間接だけなのでありますか、…

○木村国務大臣 ……現在の保安隊、警備隊の性格は保安庁法第四条において明確に規定されておる通りに、国内の平和と秩序維持のために設けられておるのであります。対外戦争を目的として設けられておるではありません。従いまして直接侵略に對しましては御承知のように日米安全保障条約によつて米軍の使用が規定せられておるのであります。しかしながら外国軍がかりに万々一日本に侵入いたしました場合には、日本の内地の平和はこれによつて乱されることは当然であります。われ／＼といたしましては、現在の様相を見ますと、直接侵略と間接侵略とはおそらく同時に突発すべきものであらうと考へております。そのときに保安隊は手をこまねいておるといふわけではございません。当然内地の平和、

秩序を乱されるのでありますから、保安隊をその場合使用することはあり得る……

○石橋委員 ……外国軍隊が日本に上陸して来る場合にこれと戦うということでありますと、やはり直接侵略というか、それに対する防衛力であるということになりまして、これはやはり戦力になりませんか。

○木村国務大臣 ……保安隊、警備隊は外国軍の侵略に対する対抗目的として設置されたものではありません。要するに国内の平和と秩序を保つために設けられておる。その点は保安庁法第四条に厳として明らかであります。ただ私の申し上げたいことは、かりに万々一外国軍隊が侵入して来たというような場合は、現在の様相として当然間接侵略も行われる。その場合においては、保安隊は手をこまねいておるわけではありません。われ／＼一人としても、当然日本国民の大多数は立つべきであらうと私は考えております……

○石橋委員 ……憲法にいう戦力は英語でいうとウォー・ポテンシャルとありますが、当時の考え方からすれば、武器製造も含めておるわけであります。ですから今の保安隊等が戦力でないとか、軍隊でないとかいうことは強弁と思えます。……ある防衛設備が軍備であるかどうかということは、その規模の大小とか、予算の多寡とかによるものではないと思う。……これは性質によるものであると思う。……小さいから武器でないというりくつは立たぬ。同様に小さいから軍備でないというりくつはどうしても立たぬ。……

○木村国務大臣 ……一国の防衛をどういふかあいにするかということになりますと、その国の与えら

たる地位とそうして時期とを考えなくちゃならぬのであります。……保安隊の装備編成から考えまして、一体現在の戦争にああいうものがほんとうに役立ち得るかどうか。これは一通りの軍事知識を持った人であれば、これはとうてい近代戦を遂行すべき能力なしということとはきわめて明白であります。……かりに外国から集団暴徒のようなものがやつて来た場合には、これはわれ／＼は手をこまねいているわけのものではありません。……保安隊、警備隊も、これまたそのときにおいて立ち上ることは、きわめて当然であると考えております。

○石橋委員 ……言葉の中にありました相手次第、その相手はどこを考えられておりますか。

○木村国務大臣 ……ただ保安隊、警備隊は内地の平和と秩序を守るために訓練しているのであります、どの方面の敵を相手として防衛すべきかということについては、私はただいまそういうことについては申し上げる次第ではないと思えます。

○石橋委員 およそ警察にいたしましたし軍隊にいたしましたし、これを用いる目標と場所とはつきりしていなければ、装備もできなければ訓練もできないわけです。また規模を定めることができない。漠然とただ治安ということならば警察で十分なんです。もし警察が足りないならば警察をふやしたらよろしい。別に保安隊とかなんとかいうものはいらない。警察の方にも海上警備隊があるじゃないですか。……これは国費を無用に濫費するものだと言われてもいたし方ないと思うのでありますが、……

○木村国務大臣 ……反乱とか擾乱の起るような場合を予想してある……集団暴徒がかりに海外から出動するような場合も考えられないことはありません。これらの点から考えてみますと、われ／＼は国内の平和と秩序を守るためには、できるだけの手当をしておかなければならぬのであります。御承知の通り東ドイッにおきましても、突如としてああいう暴動が起つたような次第であります。あるいは仏印においては、ホー・チーミンのああいう動乱が起つたような次第であります。……

○石橋委員 ……それで今の保安隊、警備隊なるものは、そのどろぼうが何か、これは昔の軍隊用語で言えば仮想敵国、仮想戦場というものがなければ絶対できないのです。その仮想敵国なるものは、国内の単に簡単な暴動……この間も政府のある当局からの言明によれば、内灘において試射する砲弾は、保安隊の使用する砲弾だという発表がありました。……とにかくああいう砲弾を内灘でもつて、どん／＼試射しなければならぬほどたくさんに、相当長距離の射程を持つてある大砲を国内のある程度の暴動に使うということは平仄が合わない。そんな暴動が起るといふことを長官は予想されておるのですか、その点を伺いた

い。
○木村国務大臣 ……何とき集団暴動が起るかわからぬということも予想しておるのであります。現にある国におきましては、日本解放部隊とかなんとかいつて、相当の数の部隊がある場所に集めておるといふようなことも聞き及んでおります。かた／＼いろ／＼な点から考えましても、われ／＼はどうしても内地の平

和と秩序だけは維持しなければならぬ。現に外国におきましても、刻々として反乱、騒擾があることは石橋君も御承知の通りであります。……

○石橋委員 ……保安隊があればあなたは今あなたの想像せられる何か知らぬけれども、暴動であるとか、あるいは外国からの侵入軍とかいふものは十分対抗することができるといふ自信を持つて今保安隊、警備隊をつくられておるのですか。

○木村国務大臣 ……万違算のないようにただいますすべての面について考慮を払つております。

○石橋委員 つまり今の保安隊及び警備隊で十分だということでありませうか、もう一ぺん念のために……。

○木村国務大臣 ただいまのところでは内地の反乱、騒乱に備えての警備に対しては、まず／＼十分であらうとわれ／＼は考えております。

○石橋委員 ……私は今の保安隊がはたして長官の期待するがごとき性能を持つているでしょうかということ実は疑問を持つ。……今の保安隊の装備は日本のものではない。それは正式にアメリカから借りておるものでもない。何だかわけのわからないうちに借りてある。管理権はアメリカ側にある。しかもそれはいずれも古武器だ。……ある人の悪口によれば、日本の保安隊なるものは、あれは外国の古武器のごみ捨て場だといふうにまで言われておる。しかもその古武器は日本人の体格に合わない。日本人の指はアメリカ人より小さい。背も低い。ですから引金一つ引くにも満足な引き方ができない。めがねをのぞくにも

踏台がなければのぞけない。そんな装備を持たして、それで何の役に立てるのか、……

○木村国務大臣 今、保安隊、警備隊で持つております武器は、必ずしも十分とは申せません。お説の通りアメリカで使つておつた武器が相当多数でありますから、必ずしも日本人には適当しておりません。……しかし、日本の財政状態からしてそれはとうてい許されない。そこでやむを得ずアメリカから借りて今使つておる。われ／＼は日本の若い人たちに向くような武器を持たせる日の一日も早からんことを期待しておるものであります。

○石橋委員 ……現在の保安隊というものは、実は何のことだかわからない。役に立たないのだ。だから将来日本人の体格に向くがごとき武器を日本国内なりどこなりでつくつて、それを供給して、本物にしなければならぬというのが御意見のようですが、……われ／＼も国会議員としての責任がある。いいかげんなことで、この相当巨額の経費を協賛するわけには行かない。ですから、もしほんとうに保安隊なるものが必要であり、有効であり、そうしてこの経費がどうしてもなくてはならないというのならば、政府はもつとはつきりとみんなの疑問を晴らすようにしなければならぬと思うのですが、これは、国会は国会でかつてな判断をしても、政府は一向さしつかえないとお考えになるのですか。

○木村国務大臣 私は保安隊がただいま持つてゐる武器は必ずしも完全なものでないことは率直に認めます。しからば保安隊は一体役に立つのか立たないのか、私は保安隊はりつぱに役に立つということをこ

に断言いたします。……今の保安隊、警備隊の隊員はきわめて志氣旺盛、ほんとうに私はりつぱなものであると思ひます。これをアメリカの借りた武器を持たせましても、りつぱに職責を果し得るものと考えておるのであります。……

○石橋委員 ……今の保安隊あるいは警備隊も同様、こんなところで議論が出るように、性質が非常にはつきりしないものだ、……一体自分たちは何だというような疑問を抱かせるようなことをやつておるといふことは、どこまでも政府の責任を追究しなければならぬ、無責任である。……とにかく今のやり方は保安隊というものは、……ほんとうの目的に向つては役に立たない。そうしてむしろ国費を濫費しておるものだ、かように断定せざるを得ないので。……

○木村国務大臣 ……保安隊の現在使つてゐる武器は決してアメリカが保管してゐるものではありません。自由に保安隊において使用してゐるのであります。これは警備隊においてもその通り、何らのさしずも受けません。また保安隊、警備隊においてアメリカの駐留軍の軍人が来てこれを指揮監督するがごときことは断じてありません。みな日本独自の方法、指揮に基いてやつてゐる次第であります。重ねて申し上げます。日本のただいまの保安隊、警備隊はきわめてよくその任務遂行に努力いたして、いささかも不安のないことをあらためて申し上げます。

(保安隊の強化) (予算委 九号 三・四・五頁参照)

○小山委員 ……われ／＼は安全保障条約を結んで行政協定をなし、さらに今や国防省の援助がすべてこのMSAにかわつたのでありますから、このMSAを受けるの、受けないのということは論議の外であつて、どうしても世界の自由国家群と協力するためにはこれを受けることは当然なんだ、しかるにそれが軍備であるとか防衛軍であるとかいうようなことで、…ただ総理大臣にお伺いしたいのは、これは軍備ではないのだ、つまり国を守る強固なる軍隊の組織でないのだ、将来も軍備はしないのだ、そういうことをおつしやつてがんばつていることが、一体国民精神にどういふ影響を与えているかということをおつしやつていふ。…今日の保安隊というものはまた一方においては防備の軍隊であるかどうか、国を守る軍隊であるかどうか。…

○吉田国務大臣 私は、軍備の必要はない、いらぬものであるということはおつて申したことはありません。のみならず日本の独立、安全は日本国民みずからの手で守るべきものである。これは動かすべからざる独立国としての原則であると始終申してあるのであります。しかしながら今日は国力これを許さないから、やむを得ず安全保障条約によつて米国の援助を受け、また国内の治安は保安隊によつて維持する。…

○木村国務大臣 ……独立国家である以上は、みずからの手によつてみずからの国を守ることは当然の建前であるのであります。…しかしながら現在のあらゆる情勢から考えまして、ことに財政的見地から見ますと、日本の今の状態におきましては、とうてい完全なる防衛力を持つことはできないのであります。そこでやむを得ず日本の防衛態勢といたしましては、アメリカの駐留軍によつて直接侵略を防止し、内地の治安については保安隊によつてこれを防備する。両々相まつて日本の防衛の全きを期する次第であります。…かかるがゆえにたゞいま保安隊といたしましてはその装備、訓練において全きを期するべく日夜努力してある次第であります。

○小山委員 ……なぜ防衛軍と言えないかということでありまして、こういうことはどつちかということに国民に徹底させることが必要であります。国民に徹底させることは、同時に保安隊を強化させることにならざるし、…国民もまたそういう気分になる…総理大臣は消極的には絶えず金ができたらやるんだということをおつしやつておつたならば、…またアメリカが十分な武器を朝鮮人に与え…朝鮮の軍隊の数とその訓練とによつてアメリカ軍と協力をしたならば、あるいは私は私は鴨緑江までこれを押しつけて、そして朝鮮の独立ができたことであらうと思つておつたのであります。…私はやはり保安隊なら保安隊として国民の協力を得、保安隊自身も十分に国を守るといふ気魄をもつて行く態勢をつくること、非常に必要ではないかと思つたのであります。…

○木村国務大臣 ……要は保安隊の志気高揚、これが最も大事であらうと私は考えております、いかに装

備がよくても、これを使うものは結局人間であります。国民の支持を得てほんとうに信頼されるべき保安隊を育成し、そうしてこれを精神的に十分訓練いたしますと、私は国民の期待に沿い得るようになろうかと考えております。その点につきましてはぜひとも全国国民の御支援をこの機会にお願いいたしたいと考えます。

○小山委員　そこで全国国民の支援を得させることが必要なんです。しかるに保安隊というものは軍隊じやないとか、あるいは金ができたときにやるのだというようなあいまいなことを言つておつては、私は国民の協力は得られないと思う。軍隊なら軍隊でよろしい、軍隊でやるのだ、しかしその装備をどの程度にするか、アメリカの協力をどの程度にするか、その点については私は十分協議の余地があると思う。金がなければやらないでよろしい、金のある程度でやればよろしい、……国民に対してはすこぶるあいまいな態度でもつて、金があつたらやるということ、どうして国民の協力を得られるか、……その点について一体確信を持つておるかどうか、……

○木村国務大臣　保安隊を軍隊と称さなくても、私はりっぱに国民の信頼を得らるべき実力と装備ができると確信をいたしております。現在におきましては、すなわち、いわゆる憲法第九条第二項の戦力に至らざるものであることは、かね／＼申したところであります。しかしながら保安隊自体の任務は、わが国の平和と秩序を維持し、人命、財産を擁護することを目的といたしてある。これほど崇高な任務は私はない

と思つております。まず何よりもわれ／＼は独立国家として行く以上は、国内の平和と秩序を維持することが大任務であります。この任務を保安隊、警備隊が双肩になつておるのであります。この大目標に向つて着々と訓練あるいは質的に向上させて行けば、必ずや国民の期待に沿い得る、国民の信頼を得るものと確信してやまないであります。

○小山委員　……アメリカに対しては軍だと言つてある、アメリカも向うでは軍と言つてある、しかるに日本内地においては軍とおつしやらない、だからアメリカに対してはほんとうのことを言つて、国民に対してはほんとうのことを言わないといつたことが多いのであります。……保安隊はどういうものか国民はよく承知してありません。……保安隊自体もわかつておりません。……もつと明白にした方がよいのじやないか、何となく国民はうそをつかれてある、……

○木村国務大臣　……保安隊をアメリカが軍と称してあるということですが、軍と称してもかまいません。但し保安隊の内容、任務とするところは今申し上げました通りわが国の平和と秩序を維持することにいたしてある次第であります。しかしながら、くれ／＼も申し上げたいのは、この任務こそ大事である、これほど崇高な任務はない、これを保安隊員は今まさに自覚いたしてあります。……保安隊員はきわめて志気旺盛であるということを重ねて申し上げます。

(MSA 軍事援助と被援助資格)

(予算委 九号 二一・二二・二三頁参照)

○黒田委員 ……対日MSA援助は、他の国に対する援助と同様に、米国の相互安全保障法によつて規制せられておるものでありまして、相互安全保障法の規定にのつとり、その規定の範囲内で、各国のそれぞれの具体的場合に応じて、具体的な援助内容が協定せられるものである、…従つてわが国に対するMSA援助の細目に関しましては、今後の交渉にまつべきものでありましようが、少くとも大綱は相互安全保障法それ自身によつてすでに規定されておるといふことができると思ひます。…

そこで日本がMSA援助を受けるとすれば、具体的にはこの二種類のうちの…どちらであるかといへば、今回の日本に対するMSA援助はほとんど軍事援助に限られておると見ることが出来ます。何となれば援助国である米国が、すでに議会におきましてそのように決定してあるからであります。…

○吉田国務大臣 この問題は私は詳しくありませんから、主管大臣からお答えいたさせます。

○岡崎国務大臣 今おつしやるような援助であらうと思ひます。しかしそれを軍事援助というふうにな前をつけられるのは私はどうかと思ひます。むしろもつとMSAの法案に忠実であるとおつしやるならば、a項の援助とでもおつしやつた方がいいと思ひますが、その意味であります。

○黒田委員 ……しかし外務省自身で最近御発行になりました雑誌の中でも、対日MSAの援助の内容は、…軍事援助であるというように書いてありますから、この言葉が私は、最もよく内容に即してありますし、また非常に援助の観念をはつきりさせる上に適當だ、…そこで対日MSA援助の内容がどうい

うものであるかということに関する見解では、私どもと政府とは相違がないと見てよろしいと思ひます。

MSA援助の目的が、米国の安全保障を強化するとともに、被援助国の軍事的努力を促進するために行われるものであるといふことは、MSA法に明瞭に規定されておるところであります。そしてまた、このMSA法に基いて、わが国の受ける援助が、今申されましたように、軍事援助であるといふことも、ひとしくみんなが認めるところであります。…

○岡崎国務大臣 これは政府としてはまだ具体的に何にも交渉しておりませんから、具体的問題としては申されませんが、一般的に見ますと、世界のほとんど大部分の国は軍事力を持つております。軍隊を持つております。従いまして、アメリカが法律をつくるときに、ミリタリー・アシスタンスという字を使うのはあたりまえであると思ひます。そこでこれは英米法の基本的な見方からしましても、もし相手の国に軍隊がなければ、それに適応したやり方をするのは当然であると思ひます。現に五月五日のダレス国務長官の議会における証言を見ますと、日本に対しては、インターナル・セキュリティ、つまり国内の安全と、ホーム・ディフェンス、これは自衛とでもいいますか、国内の防衛とでもいいますか、要するに国内の安全と自衛のために必要な武器取得の資金を提供する、こういうふうについておりますから、これは軍隊がなければ受けられないのだというふうにお考えにならなくてもいいのじやないかと思ひますが、…これは一応の法律的な解釈をわれ／＼がしてみただけであります。

○黒田委員 ……軍隊でなくても軍事援助は受けられるという。しからば日本では軍隊以外のいかなる組織がこの援助を受けるのでありますか。……私どもは保安隊ではないかと思う。……軍隊でないにしても、何かそういう受入れの組織がなければ、あるいは新たに作るという意図がなければ、いくらアメリカでも、軍事援助をしてくれるはずはないと思います。軍隊でないと思えば、それは何であるか。……

○岡崎国務大臣 ただいまのような国内の安全と自衛のために援助をするということが、かりに事実となりますれば、お話のように、保安隊に対する援助ということになるかもしれないと思います。

○黒田委員 それは非常に注目すべき御答弁を承つたと思います。……私は、アメリカから現在のような情勢のもとにおいて対日軍事援助を受けるということは、憲法上から申しまして、いろいろ難点があるように思う。……MSA援助に関しては、それは国会の承認を得べき協定となるのであつしやつております。そして国会の承認を得べき条約については、私どももいたしましたし、できるだけ事前審議をやりたいというのが理想でもありますし、憲法の精神でもあろうと思います。……

そこで対日MSA援助が軍事援助であるといたしますれば、……わが国にはこのような援助を受け得る資格があるかないか、ないのではないか。MSA軍事援助を受けることは憲法に抵触するのではないか。憲法に抵触することなくして軍事援助を受けることができるか。……

相互安全保障法による援助を受けるためには、一定の資格が必要であること、及びその資格が何であるかといふことは、これからわが国とアメリカが話し合うべき筋合いのものではなくて、すでに……相互安全保障法で規定されておるのであります。……

○岡崎国務大臣 これも話してみなければわからないのでありまして、今まで話しておりませんからどうなるかそれはわかりません。

(MSAと対米交渉の有無) (予算委 一〇号 一頁参照)

○岡崎国務大臣 ……要するに政府はまだ交渉を開始していないというのに、アメリカの国会における証言においては交渉を開始してあるように伝えられておる。その間の事情をはつきりと説明してほしいというのであります。さつそく米政府の方に連絡をいたしました結果、昨日国務省から訂正の言明があつたわけでありまして、昨日報道が入つておりました。昨日は委員会の議事の都合で、委員長の方で発言を認められませんでしたので、本日はあらためて申し上げます。実はそうなりますと、きのうの夕刊にもうすでに出ておりますから、少しむだなようなことになつているのでありますが、要するに先方で言いましたことは、発表の文章と同時に係官から口頭で説明があつたようであります。その口頭の説明については、新聞によりまして伝えておるものもあり、伝えてないものもありますから、その点は正確にはまだわれ／＼の方には入つておりません。発表の要旨は、国防省のオルムステッド少将が言明したことに関連しまして、テクニカルという言葉を使つてありますが、正確な意味においてはまだ交渉はないというのです。

オルムステッド少将はテクニカリーの意味で交渉という字を使つたのではない。なお日本はMSAの対象に入つておらないから、MSAの内容及び従来アメリカが各国と交渉した結果できた協定等については、日本政府にインフォームしている、報知はしているが、交渉はまだいたしておらない、こういう言明でありますので、これを申し上げておきます。

○川崎委員 ……先般去る三月十一日から六月六日にわたる間に、下院外交委員会で行われたMSAに関する証言の記録について、その用いた言葉についての訂正が昨日あつたようであります。その点は了承いたします。…アメリカ側は正式交渉ではないということは、今仰せの通りはつきりいたしました。すでに二、三回非公式な意見の交換をしているということは、MSA問題に触れて意見の交換をしたというのでありますから、私は常識としてはこれは予備折衝ということが至当ではないかと思つてあります。従つて今まで言われました事務的な研究の段階であるとか、資料をもらつたとかいふのではなくしてこちらにも意見を言い、向うも意見を言つたというようなこと、…これは当然予備的折衝と申すべきであると思ひますが、いかがでありますか。…

○岡崎国務大臣 ……交渉しておればおると言つて、ちつともさしつかえないとわれ／＼は考えておる。従つて今まで申しておることは、MSAを受けるかどうかということについての交渉は、正式にも予備的にも何もいたしてありません。それが正確であります。…

○川崎委員 MSAに関する世界中の計画内容というものを、あなたの方に知らせて来た。そこでこちらもまた意見を言つている。こういう二、三回の往復がある以上は、私は予備折衝と見なければならぬと思ひます。…今までどういう書類の交換をなしたか、あるいは注文をしたかということについては、あなたの言を信用して、受入れるかどうかということについての交渉はなかつたにしても、とにかくMSAの各国に適用されておるところの安全保障法というものを研究したことは事実であり、それに対して意見を言つたということが事実であるならば、それに対する経過を適當な機会に御発表を願わなければ、今後の予算審議にも影響するところ甚大でありますので、この点希望だけを申し上げておきます。

(MSA援助と受入の資格条件) (予算委 一〇号 二・三・四・五・六頁参照)

○黒田委員 ……軍事的義務履行を受諾した協定または条約の存在、この協定または条約の履行に同意すること、これはMSA軍事的援助受入れの資格の一つとして、相互安全保障法に掲げられておるのであります。…日米安全保障条約は一種の軍事的条約であります。この条約またはこれから派生した日米行政協定は、MSAの軍事的義務履行の協定または条約に該当するものであるとお考えになるかどうか、これを総理大臣から承つておきたいと思ひます。

○吉田国務大臣 専門の問題になりますから、主管大臣から申し上げます。

○岡崎国務大臣 日米安全保障条約が、どういうふうな軍事的な義務に当るかということは、先方がどう

考えるかわかりませんが、MSAに関連しては申し上げられませんが、しかしながら、一般的の議論といたしますれば、日米安全保障条約の第二条、第三条には消極的ではあるかもしれませんが、一種の義務があります。たとえば、米駐留軍を国内に置くこと、あるいは第三国に対して軍事的の基地を供与しないという義務を負っております。従いまして、これは広義の意味においての軍事的義務であろうと考えております。

○黒田委員 ……きわめて消極的な義務の履行で、このMSAの受入れの資格としての軍事的義務の履行に同意するという問題は満たされると、政府は解釈しておいでになるのであります。そうすると、言いかえれば、MSA五百十一条のa項に当る軍事義務履行の条件をわが国は満たし得る資格を持つておるのだ、こういうことになるのですか。これは私は非常に重要な問題であると考えます。……

○吉田國務大臣 重要な問題でありますから、主管大臣からお答えいたさせます。

○岡崎國務大臣 これは先刻も申しました通り、実際に交渉してみなければまだわかりません。

○黒田委員 それでは、総理大臣御自身から、わが国はMSAによる軍事援助を受入れる資格としての軍事義務履行を約束した条約の存在、その履行に同意する必要があるということ、この条項に該当する条約をわが国は締結してある、こういうように言明になつたと解釈してよろしいと思ひます。この点はそう考えてよろしいと思ひますが、……

○岡崎國務大臣 ただいま申しました安全保障条約には、広義の意味で、しかも消極的ではありませんが軍事的の義務を日本は負つております。但し、これがMSAの受諾の条件となるかどうかという点につきましても、まだMSAの交渉をいたしてありませんから、判明いたしません。

○黒田委員 ……一体わが国には、MSAの軍事援助を受ける資格条件のうちの軍事義務条項を満たすだけの条約があるかないか、

○岡崎國務大臣 ……私は、少くとも日米安全保障条約は一種の軍事的義務を負つておる。それ以外にはおそらく探してみても、日米間には条約上かかる意味の義務を負つていないからして、もし軍事的な義務がありとすれば、安全保障条約による義務が、それに該当するものだとは思ひますけれども、相手が手のあることではありませんし、まだ交渉いたしてありませんから、明確にそれを言うわけには参りませんけれども、こちら側としては一応そう考へ得る、……

○黒田委員 ……政府としては、この条項に該当する条約を、わが国がアメリカを相手として締結しておると解釈してある、……政府の御答弁として、……一体MSA軍事援助を受けるのに、そのような消極的義務の履行だけでよろしいかどうかということは、私は根本問題であろうと思ひます。決して私はアメリカの考へが、そういう消極的な義務の履行というところにあるとは常識上考へることができません。……本来の法律の精神は、積極的に軍事義務を履行する、軍備を持つて、その軍備で軍事援助の義務を履行する、そういうことを要求してある条項と解釈しなければなりません。MSAそれ自身がそういう

ものであります。これを適用して他国に対して援助をする場合には、その国の軍事的努力を促進するといふことが、大目的になつておりますから、私はこの法律の解釈といたしましては、本来的には積極的な軍事的義務の履行に同意するといふことが条件になつていふと思ひます。……米國との間に本来の意味での軍事的な義務の履行を受諾するやうな双務協定を結ぶといふことは、現在では憲法違反になると私は思ひます。……

○吉田國務大臣 ただいまのところ、お話のやうな軍事的な義務を負うやうな条約を結ぶ考へはありません。

○黒田委員 ……わが國が積極的に軍事援助の義務を負担するといふやうな双務契約を結ぶといふことと、憲法との関係はいかんといいことだけのことでありますから、これはすぐ答へられることであると思ひます。……

○吉田國務大臣 ……軍事的な義務を負うやうな条約を結ぶ考へはありません。

○黒田委員 ……軍事的義務を負担するやうな条約を結ぶ意思がないといふのは、いかなる理由によるのであるか。たとえば今そつうな条約を結ぶことは憲法違反になるから結べないから結ぼうと思わないといふのであるか、何かその他に理由があるのであるか、……

○吉田國務大臣 ……いずれにしても日本は、軍備を持つこと、兵力を持つことは憲法がこれを許さない

のでありますから、その点から考へてみても、軍事的な義務を負うがごとき条約は結ばない。

○黒田委員 ……要するにわが國としては憲法上軍備を持つことができないのであるから、従つてそつうな条約は結ばない。……軍事的義務を負担するやうな双務条約を結ぶといふことは憲法違反になる、大体こつうな御解釈になつていふと私は理解いたしません。……

○吉田國務大臣 ちよつと御質問の趣意がわかりませんが、いかなる防衛力を持てば防衛になるかといふ御質問でありますか。

○黒田委員 M S A 軍事援助を受入れるためには、日本は日本の防衛力を持つといふだけでなくて、それを増進する、そつうな義務を今度は負担することになるのであります。……日本が M S A 軍事援助を受入れるとすれば、その代りに日本の側でそれを増進しなければならぬ義務を課せられる、その防衛力といふのはこつうなものであるか、……

○吉田國務大臣 いずれにしても現在の防衛力以上に漸増は考へておりますが、自由世界の防衛力に及ばず考へは、今のところございせん。

○黒田委員 ……こつでわが國が受諾しなければならぬ義務としてのわが國の防衛力の増進といふ、その防衛力といふのは、この法律に自國の防衛力及び自由世界の防衛力と並べて書いてありますことから見ましても、日本の防衛力の増進、自由世界の防衛力の増進といふ、その防衛力といふものは、大体同じ意味の防

衛力であると、私どもは解釈しなければならないと思います。……私はこの場合に自国の防衛力というてありますものは、国際通念上の防衛力であり、これは言うまでもなく軍事的な防衛力のことだ、M S A に書いてあります自国の防衛力、あるいは自由世界の防衛力というものは、そういうものと解釈するのが、私はこの法律の解釈であると考えます。日本が今持つておるものが何であるかということは別問題でありませぬ。このM S A が期待しております自国の防衛力というのは、自由世界の防衛力と同じ意味の防衛力、すなわち軍事的防衛力のことである、……この法律でアメリカが課しようとしておる防衛力というのは、軍事的観念のものではないか、私はこう理解したい。しからば憲法に抵触する事項を義務として受入れなければならぬということになる、そのようなM S A 援助を、現在の憲法のもとで受入れるということは不可能である、私どもはこう考えます。……

○吉田国務大臣 御質問は、米政府当局にお聞きを願いたい。私としてはアメリカ政府はこういうことを考えているとか何とかいうことは、的確に存じません。

○黒田委員 ……M S A における自国の防衛力とか、自由世界の防衛力というものが、どういう性格のものであるかということは、いまさらアメリカに聞かなければわからないというようなものではないかとあります。日本にM S A が適用される場合に、具体的には金額がどのようになるかというような問題は、アメリカとの間にまだ今後の交渉にまかされておる問題だと思ふのでありますけれども、……M S A 軍事援助を

受けるとすれば、一定の資格条件としての義務は、日本が負担しなければなりません、その義務の大綱は両国当事者間で任意に変更することができない一定の大標準が定められているのである。……

○吉田国務大臣 ……日本の防衛力は日本がM S A の援助を受けることを前提としてのお考えであります。ようけれども、受けるか受けないかでさえも、アメリカ政府の要求なり何なりを考えてみなければ、お答えができないのであります。従つて米政府がどういふことを要求するかは私は存じません。

○黒田委員 ……そういう条約を結ぶ必要があり、それが受入れの前提になると思ふかどうかということにつきましては承つておきたいと思ひます。

○吉田国務大臣 いずれにしてもアメリカ政府から何らの交渉を受けておらぬ。アメリカ政府の要請が何であるか、M S A の援助を受けるためには、どういふことが必要であるかということは何ら承知いたしてありませんから、お答えはできません。

○黒田委員 ……今までも軍事援助の条約は結んであります。アメリカの軍隊が日本に来て、日本に軍隊を送つて、日本をある意味において防衛してある。このことを協定した条約は軍事的条約であります。けれども今度は日米安全保障条約のような片務的の条約ではなくて、日本も軍事的義務を負う相互援助の協定が結ばれる。私はただ条約の骨格をお尋ねしてあるのであります、内容をこまかくお尋ねしてあるのではありません。協定が結ばれるとすれば、その性格は相互援助条約ではないか。……

○吉田国務大臣 いずれにしても現在のところは安全保障条約をもつて防衛の根幹にいたしております。それ以上の条約についてはまだ何ら考案を持っておりません。

○黒田委員 ……今までは安全保障条約で日本の安全が保障せられる、こういうことになっておつた。しかるに今回また新たに軍事的援助を受けるということを中心とした別個の協定ないし条約ができるというのである。こういうように日本とアメリカとの関係が、外交関係並びに軍事関係が、一段と大きな変化をもたらせようとしておるのであります。それがM S A軍事援助に関する協定の中心問題であります。……総理は、日米安全保障条約以外のものを考えないでよろしいというように、お考えになつておりますかどうかですか。……

○吉田国務大臣 ……いずれにしても現在のところは受けるか受けないかそれさえもきまつておらない。従つてまたいかなる条約を結ぶかというような構想は、何ら持つておらないのであります。いづれ米国政府から交渉があつたときに、具体的にお答えします。

(M S Aに関する日米交換文書の全文) (予算委 一二号 一頁参照)

○岡崎国務大臣 例のM S Aの問題につきましては、いろいろ／＼われ／＼の方にも疑問の点もありませんし、根本的な点をはつきりする必要があると思ひまして、一昨日アメリカ大使館を通じて、公文をもつて、四つの点につきましても、アメリカ政府の公式の意見を問い合わせました。それに対する回答が本日午前八時に接到いたしました。ただいまそのこちらの問合せの書簡と先方の回答の訳文とを印刷中でありまして、もう十五分ぐらいたてばでき上つて、お手元に配られると考へております。そこでとりあえず私からその問題点につきましても御説明を申しまして、あとで資料が参りましたから御研究を願ひたいと思ひます。

日本側からの問合せ事項は四点でありまして、第一は、相互安全保障計画に基くアメリカの援助の目的は何であるかという点であります。日本政府としてこの援助によつて国内の治安と防衛を確保することを得るに至れば、相互安全保障計画の基本目的は達成せられると思ひがどうであるか、これが第一点の質問であります。

第二点は、相互安全保障計画に基いて日本になさんとする援助は、今申したように、日本の国内の治安と防衛といひますから、つまり防衛努力に対する援助であらうと思ひが、そうすれば、日本政府としては、まず日本の経済が安定し、発展することがその先決要件と思ひがどうであるか、これが第二点の質問であります。

第三点は、例の相互安全保障法第五百十一条の(a)項に六項目の要件がありまして、その六項目の要件の大部分は、自由諸国の安定をはかるとか経済の発展をはかるとかいう点であります。その二項目だけはちよつと問題の点がありますので、これを質問しております。

第一は、第百十一条(a)項の(3)に規定されております軍事的義務の履行という要件であります。日本の場合には、この軍事的義務履行の要件というのは、日米安全保障条約によつて日本がすでに引受けている義務の履行をもつて足りるものである、かように考えるがどうであるか。

それからその次は、やはり同じく同条の(a)の(4)に書いてあります「自国の防衛力を増進し、かつ、維持すること」という要件があります。この自国の防衛力を増進しかつ維持するという要件は、日本については、国内の一般的経済条件の許容する限度内で、かつ政治的及び経済的な安定を害することなくこれが実現されれば足りるものであると思ふがどうであるか。

この四項目の質問を提出いたしました。これに対してアメリカ大使館から、合衆国政府の訓令に基いて次のごとく申し述べるといふ回答を今朝もたらして参りました。これは少し長くなりますが、先方の回答でありますからここで読み上げてみようと思ひます。

一、相互安全保障計画に基く合衆国の援助は主として自由世界の安全を維持し、かつ、増進することを目的とするものであり、かつ、この計画に基いて日本が受けることになる援助は、日本をしてその国内の治安を維持し、かつ、平和条約第五条(c)項において保証されている自発的な個別的または集团的自衛の固有の権利を一層有効に行使することを可能ならしめることにより、その計画の主要目的を達成しようにするものである。

二、日本に対する援助計画を策定するに當つて、経済安定が日本の自衛能力の発展のために考慮されるべき必須の要件である。相互安全保障計画は、各参加国が、経済上の要請に関する自国の分担を安全に引き受けることを前提としているが、もちろん、被援助国はその一般的な経済条件及び能力の許容する限度においてのみ寄与をなすことができるものと諒解される。なお、日本が同計画に参加することを決定した場合には、相互安全保障計画のため必要な物資を合衆国が日本において買付ける可能性は増進するものと期待される。

三、相互安全保障法の下において与えられることのある援助は、相互安全保障法第百十一条(a)の規定に合致することを条件とするものである。援助を受領するための条件の一つとしての軍事的義務の履行の要件は、日本の場合においては、同国が日米安全保障条約の下にすでに引き受けている義務の履行をもつて足りるものである。相互安全保障計画にも、または合衆国と日本との間に存在するいかなる条約上の義務にも、自衛のため以外に、日本の治安維持の部隊を使用することを要求しているものはない。第百十一条(a)項(4)は、もちろん日本が「自国の政治的及び経済的安定と両立」し、かつ、「自国の人力、資源、施設及び一般的経済条件が許容する」限度の寄与をなすことだけを要求するものである。

こういう回答であります。

最後につけ加えましてこういうことを申しております。

相互安全保障の観念は、自由世界の目的達成のために、合衆国から援助を受ける諸国が、自らを助けること及びそれぞれの間及び合衆国との間において最高度に協力することに、全力を尽す限りにおいてのみ達成されるものであるという認識に基いている。相互安全保障への積極的成果を最大の効果並びに最小の遅滞及び費用をもつて実現せしめるように、援助を受ける諸国の努力を結合する目的のために、合衆国の資源を引き続いて使用しようとすることは、合衆国の確固たる希望である。

千九百五十三年六月二十六日

東京において

アメリカ大使館

この回答は三人称の口上書をもつてお互いに交換しておりますが、ただいま申しました資料はもう間もなくお手元に到着いたしますので、その上で御研究願いたいと考えております。

以上御報告申し上げます。

(MSAの本質) (予算委 一・二号 二・三・四・五頁参照)

○川崎委員 ……アメリカ國務省から、従来一切の正式の交渉はなかつたという発表はあつたけれども、すでにして非公式な話し合いはした。非公式な話し合いがあつたればこそ、外務省が今回MSA問題に対して発した六月二十四日のこの公文に対して、…一月の二十四日であるか、伊関国際協力局長はワシントン

において国防相と会談をし、あるいはヤング・アメリカ國務省東北アジア局長が日本に来て、話し合いをする、それは非公式ではあつたが、意見の交換であつて、予備折衝があつたものとわれ／＼は断定をしておる。…その交渉の経緯をこの際明らかにしてもらうとともに、予備折衝であるのかないのか、これは一切の交渉はないと言えるのかどうか、お答えを願いたいと思います。

○岡崎國務大臣 伊関局長が渡米しましたときも、ヤング局長がこちらへ来ましたときも趣旨は同じであります。先方としてはできるだけMSA関係のいろいろの法案その他各国との話合の模様ということを知りたい。日本側に十分知らせようという努力はなされたのであります。大使館なり外務省としましても、同様にこの問題についてはできるだけだけの材料を集めて、研究の資料にするのは、これはあたりまえの話であります。どこにおいてもやつております。しかし政府として一体これを受入れるために交渉することにするかあるいはもう受入れないというので交渉はしないことにするか、その決定は全然いたしましておりませんから、私としてはアメリカの大使館に対しても、日本の在米大使館に対しても政府の態度を、いやしくも何かコミットするようなことをせぬように、十分な注意をいたしております。従いまして、そういうあらゆるかじめ政府がきめてもない態度をコミットしないような範囲内でのさしつかえない情報は、できるだけ提供しておりますけれども、それ以上のもは何もないのであります。先ほども申した通り、伊関局長にしろ、ヤング局長にしろ、そういう意味で先方はできるだけ種々の材料を提供しようとされ、これを受

けたのであります。

○川崎委員 ……一切の事務交渉はないといつておつたのは間違いであつて、資料の交換はあつた、その際に意見をもはさんだと私は思うのであります。意見をはさんだとするならば完全な予備折衝であつて、……一切の交渉がなかつた。折衝はなかつたということに対しては、非常な大きな開きを認めるのである。……

○岡崎国務大臣 ……政府はまだ交渉をするかどうかということとは決定していませんのでありますから、それをあらかじめ先方に交渉するつもりでやつたりするような、つまりいわゆる予備折衝はやらせもしませんし、やるはずもないのであります。……材料を収集したり、その意味を確かめたりすること、交渉とは全然違います。

○川崎委員 ……この際MSAに対する吉田総理大臣の総括的な御意見を御発表いただいて、そうしてこれを受入れるものか、受入れないものか、受入れるべく準備をしておるとするならばどういふ形で進めて行くのだということ、……基本的にお伺いをいたしたいと思ひます。

○吉田国務大臣 政府は今まで研究の結果について疑問とするところを尋ねて、そうして今日まで参つたわけでありませう。政府としては閣議に諮つて態度をきめますが、一応見たところでは私はこれを受入れてさしつかえないものではないかと思つております。

○川崎委員 ……このMSA援助を受けるといたしますれば、今までの米政府と諸外国との慣例から見ましても、当然新たな相互援助協定というようなものを結ぶ必要に至るのではなからうか。たとえばアメリカとユーゴスラビアの最近における協定締結の問題、あるいはイラン、インドネシア等いろいろ先例がありました、今日まで推移をいたして来ておるのであります。当然日本との間にも安全保障条約に規定された以外の問題も出て来ると思ひます。もとよりこの回答を見て行くと、軍事問題については、安全保障条約のもとにおいてすでに引受けている義務の履行で足りるものであると書いてはありますが、その他にもいろいろ問題があると思ひます。この新しい相互援助協定とも称すべきものは、当然締結をされなければならないと考えておるのであります。……

○吉田国務大臣 ……もしMSA援助を受けるといふ場合に、米國として新たな協定を結べと要求するかどうか私にはわかりません。協定か、あるいは条約か、あるいは話合いか、いずれ話合いか交渉をいたす場合には、あるいは始末書というものを……といつてもおかしいが、議事録とかなんとかといふものができて、一層進んで協定になるか、それは今後の状態によりますが、そういう場合があり得ることは想像し得ると思ひます。

○川崎委員 ……これは当然國民の権利義務にも関連をすることになり、日本國會の承認を要することに相なるわけだと思ひます。外務大臣もこの点においてはそういう御答弁はされておりますが、こ

の際、このM S Aの援助を受ける場合の相互協定を結ばれる場合に、必ず国会の承認を受けられるかどうか、……

○岡崎国務大臣 これは実際どういふ協定の形になるかはつきりしませんが、いずれにしても国際間の約束でありますから、国会に提出して承認を求めるところかと考えております。

○川崎委員 ……わが外務省は、アメリカ合衆国政府に対して次の諸点についての質問をいたしております。第一は、「相互安全保障計画によるアメリカ合衆国の諸外国への援助の基本目的は、自由世界の安全を維持し、かつ、増進することでありと承知するが、日本に援助が与えられる場合、日本国政府としてはこの援助により国内の治安と防衛とを確保することを得るに至れば、右基本目的は充分達成されたものと了解するがいかな。」これがわが外務省の質問であります。それに対する回答は、もしこの条項にただちに回答したとするならば、一、二、三と書いてありますから多分そうだと思いますが、「相互安全保障計画に基く合衆国の援助は主として自由世界の安全を維持し、かつ、増進することを目的とするものであり、かつ、この計画に基いて日本が受けることになる援助は、日本をしてその国内の治安を維持し、」ここまでその質問に直接回答されているわけですが、「かつ、」と書いて、「かつ、平和条約第五条(c)項において保障されている自発的な個別的または集団的自衛の固有の権利を一層有効に行使することを可能ならしめることにより、その計画の主要目的を達成しようとするものである。」と書いてあるのであります。

す。このことはつまり、この日本側の質問を国内の治安と防衛のことだけで、国の内部におけるところの治安と防衛だけを確保することができればこのM S A援助はいいのではないかという質問に対して、それもそうであるが、なおかつ平和条約第五条(c)項において保証されている自衛権、集団的自衛権というものを一層有効に使用するのだということになつて来ますれば、当然間接的または直接的の侵略をも予想して、そのことを防衛することが主要目的であるというふうに解釈をせられるのであります。この解釈に間違いがないか、あるいは政府の見解はそれに違ふとするならば、この際明白にしたいだきたいと思つてあります。

○岡崎国務大臣 この平和条約の第五条の(c)項と申しますものは、申すまでもなく、日本が主権国として個別的または集団的自衛の固有の権利を有するということを規定しており、また、日本が集団的安全保障と引きめを自発的に締結することができるということも承認しているわけでありまして、アメリカ側の解釈は、おそらく、このM S Aの援助によつて日本が行ういろいろのことは、平和条約に規定されているもの以下ではないのだ、平和条約に規定されているものと少くとも同等だけの権利は当然あるのだということ、念のためにつけ加えたのだと私は考えております。これがただちに集団安全保障条約を結ぶ目的であるとか何とかというのではなくして、これは自発的にやり得る日本の権利を認めておるのでありますから、その範囲で、アメリカ側では平和条約の規定に忠実にこう書いたのだと考えております。

す。

○川崎委員 ……この日本側の質問に対して、もしアメリカ側が、直接侵略ということに対してでも有効的な個別的または集団的自衛の権利を一層有効に行使することを可能ならしめることも含めていないとするならば、かような回答をして来るわけがないのでありまして、…従つて、この回答をわざ／＼よこしたということは、つまり今回MSA援助にあつては、国内治安の、内部の治安と防衛だけではない。直接侵略に対しても、日本が自衛体制を強化して、そうして、これを防ぐだけの力を持つということが前提で、MSA援助を与えるものだとは私は解釈してあるのであります。それが当然だと思ふ。しかりとすれば、この外務省の質問に対して答えた前段は是認をされても、後半におけるところのものは、私が今申し上げたような趣旨であると思ふのであります、…

○岡崎国務大臣 ……実際受けるという交渉をなすときには、もつとはつきりすべき性質のものであります。しかし、これだけから見ましても、アメリカ側としては、日本が平和条約において持つてある権利というものを、基本的には認めておるのであつて、それをリファアしてありますが、同時にこの最後の方にあります五百十一条(a)の(4)というところの回答におきますと、「自国の政治的及び経済的安定と両立」し、かつ「云々」というようなことがありまして、その限度でやるということになつておりますから、またこの平和条約の方も、日本が自発的にやる権利があるのだということをおつてあるのでありますから、日本と

しては自発的に考へて、政府が、たとえば今は防衛力を別に漸増する必要なし、あるいは漸増することはできないと、こう決定すれば、それでさしつかえないものと考へております。

○川崎委員 ……「相互安全保障法の下において与えられることのある援助は、相互安全保障法第五百十一条(a)の規定に合致することを条件とするものである。」そこでずつと書いてありますが、そのあとに「相互安全保障計画にも、また合衆国と日本との間に存在するいかなる条約上の義務にも、自衛のため以外に日本の治安維持の部隊を使用することを要求しているものはない。」こういうことへの答へがあるのであります。私はこのことは日本が将来自衛力を非常に強化しても、またMSA援助を受けてそれが強化されても、海外に派遣される義務だけはないということをはつきり規定したものであつて、直接侵略の場合におけるところの自衛態勢というものは強化される、その任務を持つということをおつておるのではないと考へるのであります。従つてこれは海外に…日本国内の自衛のためということとは、つまり日本国内の治安だけでなしに、その他の直接侵略に対抗しても自衛を強化しなければならぬということを意味するのであつて、この部分は海外派兵義務はないということをおつておるものと解釈しておるのであります。間違ひではありませんか。少し重複いたしますが…。

○吉田国務大臣 ……日本としては海外に保安隊を派遣するものではなし、また直接侵害を受けた場合に、保安隊が手をつかねて見ているということは、これはしば／＼保安大臣が言われた通り、かくのごと

きことは保安隊員のみならず、日本国民がだまつて見ているはずもないのでありまして、直接侵害を受けた場合には、自衛のため、できるだけのことをするということは、当然なことであると思ひます。

○川崎委員 ……将来日本が自衛力を強化して、外国の軍隊が最後には全部撤退するということが理想だ、しかしそれは今日では行われまいということと言われたことがあります。また米国においても、このMSAを適用するのは、第一の目的は、ダレス長官によると、米国は日本を無防備に放置し得ない、しかし米国は日本防衛の責任をいつまでも負えないから、従来の保安隊の援助をMSA援助に切りかえ、日本の自衛体制を促進する、しかして日本から米軍の漸次撤退をはかる。独立後に外国軍隊が長く駐屯すると摩擦を起す。最後には米軍は日本から撤退を終了するものである。これが目的であるとするならば、このMSA援助というものは、最終的に日本が外国から侵略を受けた場合、自力だけで一応の防ぎをするというところが目的で援助されるものではないでしょうか、……

○吉田國務大臣 いずれにしても、MSAの問題があるなしにかかわらず、独立国である以上は、自国の独立安全は自国の手でもつて守る、その原則はいかなる場合においても、これは日本として放棄のできないところであります。ゆえにMSAの方の目的はいかなるものであつたにしても、日本としては将来は、国力がこれを許すならば自らの手で守るという原則はあくまでも国民として覚悟して行かなければならぬことと思ひます。

○川崎委員 外務大臣はどうですか、ただいまの問題に関して……。

○岡崎國務大臣 ……つまりMSAの援助だけがその目的になるのではなくして、MSAの援助がかりになくても、終局の目的はやはりそこにあるのだと思ひます。ただ現在におきましては、安全保障条約等がありますので、日本の保安隊等は国内の防衛に當つてゐる、こういうことだと思ひます。

○川崎委員 ……ユーゴスラビアであるとか、あるいはイランその他の相互援助協定を見ますと、一番重大な問題は、こういう点であろうと思ひます。それはつまりこの協定を結ぶにあつて、当然被援助国は生産資源を、いかなる国よりもアメリカとの間に優先的に供与しなければならぬということになる可能性が多いのであります。こういうようなことになりますと、わが国の経済政策、あるいは産業政策というものも、かなりこれによつて制約され、貿易の体系におきまして、他の国と貿易をした方がより有利だというような物資も、優先的に米国との間に提供しなければならぬというような問題が起きて来る可能性があると思ひます。……この際その点に対するところの意見を明白にしていただきたい……。

○岡崎國務大臣 ……實問の第二点、要するにこの援助に関しては日本の経済的安定が先決要件である、こういうことを申して、これで間違いないかということ念を押したわけであります。それに対する返事はこの二にありますが、各参加国が、経済上の要請に関する自国の分担を完全に引受けることを前提とし

ているが、もちろん、被援助国はその一般的な経済条件及び能力の許容する限度においてのみ寄与するのだ、こういうことを言っております。また今お引きになつたいろいろの例を見ますと、鉱物資源等をアメリカに取得させるように努力するようでありますが、現実におきましては、日本においてアメリカに寄与のできるような鉱物資源等はあまりないんじゃないかと考えております。

(MSA軍事援助と再軍備) (予算委 一二号 五頁参照)

○小山委員 ……すでに日本は、軍事的にアメリカと協力して日本を守ろうということが約束されてある。そこでこの第三にもあります通り、軍事的義務の履行の要件は、日本の場合においては、同国が日米安全保障条約のもとにすでに引受けている義務だ、こういうことを書いてあるのでありまして、とにかく警備隊とか保安隊とかいまいまして要するに防衛軍であります。…この回答によつてすでに明らかであります。もう防衛もやるのだ、防衛軍も準備するのだ。防衛軍を準備する覚悟がなければ実際の協力はできない。…まず決意はすべきときではないか。その決意をなすのは今日にありと私は考えますが、それに対する総理大臣、外務大臣の御答弁をお伺いいたします。

○吉田國務大臣 ……一国として独立国である以上、やがては自分の力でもつて独立を守る、安全を守るということは当然のことです。いまだ国力がそれを許さないからして、今日においても現在の防衛力で行こう、この決意は動かすべからざるものであるということをお答え申し上げておきます。

○岡崎國務大臣 ……私はアメリカの回答を見ても、日本が防衛軍をつくらなければMSAの援助が受けられないとはどうしても解釈できません。つくるつくりなないは日本の自発的の決定によるのでありますが、つくらなければMSAを受けられないのだということは、これは書いてないと私は信じております。

○小山委員 ……しかしほかのMSAの条約はみな、すなおに受入れておるのです。こういうことに文句をつけておるのは日本だけ、吉田内閣だけです。だから防衛軍というものを、向うでは防衛軍と言つており、こちらでは防衛軍ではないと言つておる。そういうすなおにやらないやり方では、日本はほんとうの主張ができない。ほんとうの主張をするには、やはりすなおに受入れるべきものは受入れ、われわれの主張すべき点は主張するのがほんとうだ。この点についてどう考えますか、最後の御答弁を願いたい。

○岡崎國務大臣 ……一体憲法で軍隊を持たないという規定のある国が、世界にはないのであります。なにと言つては語弊がありますが、ほとんどないのであります。従いまして日本の場合がほかの国と違う状況にあるのはやむを得ないと思ひます。

(MSAの本質) (予算委 一二号 五・六・七・八頁参照)

○武藤委員 ……この文書の中に治安という言葉と自衛それから防衛という言葉が至るところに出ておる。治安ということと自衛ないし防衛ということはそれ／＼どういう意味を持つておるのか。…

○岡崎國務大臣 ……この治安と防衛という意味は、おそらく一般に考えられて普通の治安維持であれば

警察で済むのが常識であります。ところが日本には保安隊というものがありません。大規模な騒擾にこたえておる。従いまして治安の維持と国内の防衛、こういうふうな二つ連ねているのが普通の考え方です。それから自衛と申しますのは、いろいろの意味がありますが、われわれの使っておりますのは常に平和条約五条の(c)項にあります日本の固有の自衛権、ことに平和条約でそういうことは認められておりますので、その意味で使っております。

○木村国務大臣 ……要するに普通使われている意味は、治安も防衛も大してかわつた意味ではない。ことに自衛と申しますると自分の国を守つて行くということでありますから、その国内の平和を維持するということが目的である、こう考えております。

○武藤委員 ……日本語の観念から申しますと、私は治安と防衛ないし自衛とは非常に違う、相いれない観念だと思ふ。続けて対句で使うとか、大体似たようなものなんというものでは全然ないと思ふ。これは今まで木村長官が使いわけて来られた例から申ししても、私はそう思う。つまり私も日本人が考えてある治安と申しますのは、内乱とか騒擾とかいわゆる間接の侵略に対する鎮圧あるいは秩序の維持ということではなからうかと思ふのであります。それから防衛ないし自衛というのは、つまり外敵の直接侵略に對してこれを排除するという方法である、こういうことに考えておるのでありますけれども、こういうふうな考え方は間違つておるでしょうか。……

○木村国務大臣 ……大体武藤君が仰せになつたような使いわけをしてありますが、あの回答文書が使つてある文句の使い方は、さほど嚴重な意味で使つておるのではなからうと思ひます。

○武藤委員 ……MSAの目的は国内の治安と防衛とを確保するということで十分ではないかという質問がございます。それに対してしましてアメリカの回答は、これに對応することく、国内の治安を維持し、自衛の固有の権利を一層有効に行使することを可能ならしむるものであるというふうな回答されておるのであります。……外国からの侵略に對してこれを排除するのが防衛であり自衛であるという……もし外国からの侵略があれば保安隊と限らず国民だれでもこれを排除するようにするのはあたりまえだ……なるほどそういうことは事実問題としてはありましよう。しかし国家机关として職業的にその侵略の排除の役割を勤めるものは保安隊ではないでしょうか。

○吉田国務大臣 重ねて申します通り、直接侵略については安全保障条約によつて国家の防衛をはかる、これが政府の考え方であります。

○武藤委員 そうしますと、保安隊というのはただ腕をこまねいて見ておるのででしょうか。アメリカ軍とはどういう關係に立つのでしょうか。

○木村国務大臣 ……直接侵略に對してはアメリカ駐留軍の手によつてこれを防衛する。保安隊は国民の平和と秩序を維持するために設けられたものであります。しかし外国からの不当な侵略があつた場合にお

きましては、もとより国民は手をこまねいてこれを傍観するわけに行かないのであります。そのときには警察でも消防でもむろんこれに対して対抗するであろうと思ひます。いわんや保安隊は必ずやこれに対して適当な処理を講ずるであらうとわれ／＼は考へております。

○武藤委員 ……消防隊や何か出たあとで保安隊が出て行くということでしょうか。どつちが先になるのでしょうか。

○木村国務大臣 ……そういうときには区別なくおそろく同時的に出て行くと思ひます。

○武藤委員 いやいかぬ。どつちが先ですか。

○木村国務大臣 場合によつてその近くにあるものは保安隊であらうが、警察であらうが出て行きます。そのときの情勢いかんによつてあります。

○武藤委員 ……もつぱら自衛、防衛という言葉が使われておるのであります。MSAの援助というものは、いわゆる経済援助でなくして、もつぱら軍事援助であるというふうに考へられるのでありますけれども、いかがでしょうか。

○岡崎国務大臣 この場合の趣旨が、第五百十一条の方でなくて、(a)の方だろうということだとすれば、私もそうだと思います。しかしそれにつきましては、ここに書いてあります通り、まず経済的の安定というところが先決条件になるのか、こういうことを向うに確かめましたところが、その通りだと言つておりました。そしてさらに、よけいなることかもしれないませんが、つけ加えて、アメリカの域外買付もふえるであろうというようなことを言つております。実質的には経済的問題がかなり入つて来るだろうと思ひます。

○武藤委員 ……MSAは日本の防衛努力の援助であると思ひ、従つて経済が安定し、発展することこそその先決条件であると思はれるがいかがでしょうかというに對しまして、アメリカからは、それはその通りである、経済的安定が日本の自衛能力の発展のために考慮されるべき必須の要件であるということを申しまして、被援助国はその一般的な経済条件及び能力の許容する限度においてのみ寄与をなすことができるというような回答をされております。そうしますと、これは日本におきましては、一度にとつとするのではなくて、アメリカの求めておる、この日本の自衛、防衛の計画というものは、年次的に計画を立てるといふことに当然なるのであらうと思ひますが、年次計画というものを今度のMSAの交渉におきまして必要とするのであらうと思ひますが、いかがでしょうか、これは岡崎さんに伺ひたい。

○岡崎国務大臣 MSAというものは一年こつきのものではなくして、ことし受ければ来年も受け、さ来年も受けることになるのが自然だらうと思ひます。しかしながらそれについて年次計画をつくらなければならぬというようなことは、こちらでも質問してありませんが、向うでも別に言つておりません。これはさらに実際日本が受けようとする場合に、交渉の題目にはなりませんと思ひますが、今のところそう

いうものをつくる必要はないであろうと、これからは想像されるのであります。

○武藤委員 ……このMSAについては、第五百十一条の(a)の(3)に規定している軍事的義務の履行は、安保条約によつて日本がすでに引受けている義務の履行の範囲でよろしいのではないかという質問に対し、それでよろしい、なお自衛のため以外に、日本の治安維持の部隊を使用することを要求しているものは条約にないという趣旨の回答が来ておるようであります。そうしますと、ここで岡崎さんに伺いたいのであります、安保条約第二条の義務のことをいうのだと思ひますけれども、この義務というのは、いわゆるMSAにいう軍事的義務というものでしょうか。

○岡崎国務大臣 これは第一条、第二条、両方だと私は思ひますが、つまり日本の国内にアメリカの駐留軍を置くという約束をしてあります。それから第二条で他国に基地を許与しないとか、国内を通過させないというようなことがあります。これは消極的義務であろうということは言えませんが、しかし一種の軍事的義務であることは当然であります。

○武藤委員 この回答の中に日本の治安維持の部隊とありますが、日本の治安維持の部隊とは何をさすのでありましょうか。

○岡崎国務大臣 私はこれは保安庁に属するいろいろの、保安隊とか警備隊とか、そういうものと考えております。

○武藤委員 同じ質問を木村さんにも伺いたいのですが、この中には消防隊も入りますか。

○木村国務大臣 それは保安隊、警備隊であろうと解釈してあります。

○武藤委員 ……この質問と回答とも一貫して流れるものは、いわゆる治安ではなくして、防衛ないし自衛ということに重点が置かれておると私は思うのであります。はたしてそうであるとしたら、このMSAの援助というものは、すべて自衛、防衛に関するものであり、当然にそれは武力を前提とするものではないかということ、岡崎さんと木村さんに伺いたいと思ひます。

○木村国務大臣 ……世界のほとんど全部の国は軍隊を持っております。従いましてMSAの対象となるのはこれらのほとんど全部の国であつて、日本のような軍隊を持っていない国は例外的のものであります。従つて一見してこのMSAの規定というものは、軍隊に対する援助であることは当然であります。ただ日本のように憲法でそういうことを特に規定されている国に対しましては、もし援助を受ける場合に、これは交渉の題目になります、日本のような軍隊にあらざるものに対しても援助をよこすのかどうか、これが問題になるわけであり、この点で、一般的にはこれは軍隊に対する援助であることは当然のことであり、日本の場合には私のこの回答によつて、軍隊でない保安隊に対しても援助が来得るものであるというふうに考へて行きつつあるのであります。

○木村国務大臣 日本が自衛して行くためには、どうしてもやはり経済の自立ということが一番必要であ

ろうと考えております。それにつきましては、MSAの援助におきましても、必ずしも軍事援助と申しませうか、保安隊の増強ばかりを考えておるものではないと考えております。保安隊の増強もその一部であらうことはもちろんであるようにわれ／＼は考えております。

○武藤委員 ……しかしその一般的な規定を日本に当てはめる、そうしてそれを援助の対象とするということになりますと、その日本の対象とされた主たるものは保安隊でありますけれども、それは憲法に軍隊を持たないという規定があるなしにかかわらず、なくても結局は軍隊的な色彩を、結果において事実上帯びざるを得なくなるのではないかと、私には伺つておるのであつて、名前が軍隊になるかということと、軍備になるかということを知りたいのであります。実質的にそういうことになつてしまふのではないかと、伺つておるのであります。

○岡崎国務大臣 ……たとえば軍隊を持つてゐる国は多くの場合に相互安全保障条約とか地域的な安全保障の体制に入るとかいろいろのことをやつてあります。それが必ずそうとは限りませんが、そこで先方の返事の中には、…相互安全保障計画にも、また合衆国と日本との間に存在するいかなる条約上の義務にも、自衛のため以外に日本の治安維持の部隊を使用することを要求してないということ、これは非常に特殊な、いわば海外派兵なんということはないと言つておるのだというふうに思いますが、こういう点でも必ずしもあつしやるような意味にはとれないと考えております。

○武藤委員 ……軍隊という名前になると海外へ派兵するのであり、海外へ出ないものは軍隊ではないという考え方が間違いでないかと思うのです。海外へ出なくても外国の武力による侵略に対して実力ないし武力をもつて排撃をするという役割を勤める場合、そしてそれが国家の機関として専門的に従事するたとえば保安隊のようなものがあるとするれば、それはひつきよう名前のいかんにかかわらず軍隊になるのではないか、こういうふうにご考へるのでありますが、木村長官のお考へを伺いたい。

○木村国務大臣 ……もとより対外戦争を目的として設置されたものであれば、これは軍隊と言えるであります。しかし保安隊は前々から申し上げております通り、対外戦争を目的としていないのであります。ただ国内の治安を維持するのを目的としておる以外の何ものでもない、こう思つております。

○武藤委員 対外戦争という言葉が私はいまいだと思つておるのですが、自衛ないし防衛というものと、あとはこれに対立する概念としましては侵略ということになるだらうと思つておるのです。侵略のため軍隊ということになるだらうと思つておるのですが、世界中に侵略のための軍隊を持つておる国は一つもありません。いずれも自衛のためであり、防衛のためだと言つておるわけです。ですから海外に派兵をしないとか、あるいは外国を侵略する、外敵に対するためでなければ軍隊ではないというのは、言葉の使い方として日本語ではおかしいと思つておるのですが、…

○木村国務大臣 もとより対外戦争を目的としておるのでありますから、初めから外国とのいさかい、す

なわちこちらから攻めて行くようなことはもちろんないでしょうが、直接侵略を当然のこととし、これに対処してあらかじめ戦争を目的として設置されれば、これはあなたのお説のように軍隊であります。

○武藤委員 ……自衛のための武力は憲法第九条の戦力ではないという説は傾聴に値するというような言葉によつて、M S Aの援助による保安隊の軍隊化が行われると思うのであります。緒方副総理に伺いますけれども、あなたが木村さんのこのような突如とした発言に対して、御賛成の意思を表示されたのはどういふお気持ちでありますか、……

○緒方國務大臣 ……新聞記者の質問に答えたものであります。それは全体の問題よりも憲法の点が大きな問題ではないかという質問に対して、いやそれは全体の問題の方がずっと大きい。それに比べてこれは小さいという意味のことを私語つた記憶があります。

○武藤委員 ……日本の安保条約に基づく軍事的な義務というのは一条、二条と言われましたが、今御承知の通り新しい基地の問題があらでもこちらでも非常に反対を受けて問題を起してある。もしこのM S Aを受入れるということになりますと、この一条、二条に基きまして新たなもつと多くの基地が要求されるようなことがあるかどうか、ひとつ伺いたい。

○岡崎國務大臣 これは私はM S Aとは全然関係ないと思ひます。ただ安全保障条約に基きまして必要な施設及び区域を提供するようにいたしておりますが、これもできるだけ最少限度にとどめるつもりであり

ますし、また今後も非常に新しく大きなものを必要とする事態は今のところはないであろうと考えております。

(M S Aと軍事的義務の条項) (予算委 一一号 八頁参照)

○八百板委員 ……日本側で尋ねましたところの軍事的義務履行の要件は、安保条約引受けの義務の履行で足るかという意味の問いであります。先ほどもちよつと出ましたように、この軍事的義務というものにはM S Aを受ける場合に伴う一般的軍事的義務であろうと思ひますが、この場合に軍事的義務が一応あるという前提に立つて問いを出したのであるかどうか、……

○岡崎國務大臣 これはM S Aの五百十一条の(a)の(三)項にアメリカとその受ける国との軍事的義務という文句があるわけでありませう。そこでいろいろ考へまして、日本としてはこれで十分であるかと考へるかどうかということを含めて念のために聞いたわけでありませう。

○八百板委員 軍事的義務が日本においてもあるという前提に立つたればこそ、初めて軍事的義務履行の要件を尋ねたものであると思ひます。その要件は各国において違ふ。日本の場合においては、安保条約で引受けてある要件で十分であるかどうか、こういうふう尋ねたものと思ひますが、その場合における安保条約引受けの義務の履行というものは、つまりアメリカの軍隊を日本に置くということ、基地を貸すということ、第三国に対して基地を貸さないということ、そういうふうな点だけであつ

て、それ以外のいわゆる義務とも称すべきものは全然ないのかどうか、……

○岡崎国務大臣 安保条約に規定されている以外のものは全然ありません。

○八百板委員 安保条約の前文にもありますように、日本の国は自衛権があるけれども、自衛権を行使する有効な手段を持たないからというので、それならばアメリカの軍隊がいてやる、こういうことでアメリカの軍隊がいることになつたわけでありまして。従つてアメリカの軍隊がいるということは、日本が自衛権を行使する有効な手段を持たない、その有効な手段をアメリカの手によつてやつてやる、こういう趣旨であります。ところが今回の問いに対する答えを見ますと、その「集団的自衛の固有の権利を一層有効に行使することを可能ならしめることにより、その計画の主要目的を達成しようとするものである。」とアメリカ側は答えておるのでありますが、この自衛権を有効に行使する手段というのは明らかに軍隊であつて、その軍隊を持つことを援助するものであるということは、この言葉のあとさきを通じて明らかにされておると思うのでありますが、……

○岡崎国務大臣 アメリカ側は、安保条約の前文でもごらん通り、日本の自衛力の漸増ということを目指しておるのであります。従つて希望はいたしておるではありません。しかしわれわれの方の質問は、その点につきまして、たとえば保安隊等の増強ということは、日本の経済的、政治的その他いろいろの条件を満たされなければできないのである、こういうことも確かめて、その通りだと言つてありますから、従

つて軍隊とかいうようなことにならないというのがわれわれの考えであります。

○八百板委員 ……MSAを受ける場合において、政治的、経済的安定を害することなく実現すれば足りるものであるかという問いに對しまして、その通りであるというふうな、いわゆる政治、経済の安定と両立するといふふうな答えが出ておりますが、そのあとで注目すべき回答があります。と申しますのは五百十一條(a)項(4)は、もちろん日本が自国の政治的及び経済的安定と両立すると申しておりますが、そのあとできわめて重大な点は「かつ、「自国の人力、資源、施設及び一般的経済条件が許容する」限度の寄与をなすことだけを要求する」こういうに述べてあります。すなわちこのことは、日本の条件の許す範囲における寄与すべき要求を述べたものであります。これを一つ／＼見て参りますと、日本の資源、施設及び一般的経済条件というものについては、かつてたび／＼吉田総理大臣によつても述べられておりますように、おのずから限界があるわけでありまして、日本のいわゆる人的資源と申しませうか、といわれておりますところの人力、そういうものについては、その他資源、経済力との間に非常な差がありまして、いわば日本の人口は余つていくらい多いのであります。従つてこの点においては無制限に要求されるというところが、この中に含まれておるように私は考えるのであります。どういふふうにか、……

○岡崎国務大臣 これはわれ／＼の方から言いますと、たとえば政治的、経済条件と両立するといふようなことと、一般的経済条件に合致するよつといつておつたのであります。向う側からいへば、その通

りだといいつつも、やはり安全保障法の五百十一条の四項には「自国の人力、資源、施設及び一般的経済状態が許す限り」こういうふうになつておるのでありますから、この項の文句を引いたのであります、日本は人口が多いから幾らでも人を増せという意味ではないと考えます。

○八百板委員 この言葉を文字通りに受けますと、物や経済力においては足りないが、人間の方は幾らでもあるのであるから、人間は幾らでも出せ、物の方はおれの方で幾分引受けてやる。こういう意味が明らかにかにこの回答の中に盛り込まれたものであると私は理解するのであります、……

○吉田國務大臣 ……まだ何らの交渉が始まつておりませんから、お答えはできません。

○八百板委員 MSAの援助を受けることによつて、保安隊の増員が結果において起つて来るか来ないか、……

○吉田國務大臣 ……現在の保安隊以上に人員を増すなどということは考えておりません。今後の問題については、まず日本としては従来の方針通りで進みたいと思つておりますが、これは交渉の経過にもよりまずけれども、概括的に申せば、私はそういう問題については、いまだ応ずる時期ではないと思ひます。

(MSAと太平洋洋軍事同盟への強要) (予算委 一一号 九頁参照)

○横路委員 関連して。私は岡崎外務大臣にお尋ねしたいのですが、政府の方では、第五百十一条の(a)項の第三項と第四項だけの回答を求めておりますが、実際には第二項、第五項、第六項において、今後の経

済、軍事援助等から、われ／＼相当内政干渉のおそれがあると思ふ。なぜこの点を除外して第三項と第四項だけの回答を求めたか。たとえば第二項にしても、第五項にしても、第六項にしても、内政干渉のおそれがあると思ふが、その点どうか。

さらに、政府のいわゆる第一の回答を求めた中におけるアメリカの回答においては、……平和条約の第五条の(c)項によつて回答されておりませんが、これは明らかに今後起り得るであろう太平洋軍事同盟、こういうものに対して、いわゆる締結というか、この地域的な集団安全保障、太平洋軍事同盟に入ること強要されるような点がある。この平和条約の第五条の(c)項に、いわゆる「日本国が集団安全保障取極を自発的に締結することができることを承認する。」とある点を明らかに認めているのは、この太平洋軍事同盟について、日本の国を強要するおそれがあると思ふが、……

○岡崎國務大臣 ……日本の国民なり政府がしつかりしておれば、内政干渉のおそれはないと考えております。従つてこの問題は必要なしと考えたのであります。……

今あなたがお読みになつた通り、「自発的に」という字があります。自発的にということと強要されるということは矛盾であつて、私どもはあくまで自発的にと考えております。

○横路委員 ……ただいまの平和条約第五条の(c)項によつて強要されることはないということは、その通りだと思ひますが、政府としては、自発的に今後いわゆる地域的な集団安全保障、太平洋軍事同盟という

ような問題が起きた場合においては、これに加入なさる意思があるかどうか、総理大臣から御答弁を承りたいのであります。

○吉田国務大臣　そういう条約がどういふ条約であるかわかりませんから、お答えできませんが、とにかくくだいまいまのところは、そういう考えは持つておりません。

(MSA軍事援助と憲法第九条) (予算委 一一号 九・一〇・一一頁参照)

○河野(密)委員　……今までMSA援助を受けるとも受けないとわからないということをお願いしてありますが、……このMSAの援助を受けてもよいではないかと思うと、こういう答弁をせられました、……憲法第九条における従来の解釈は、自分としては少しもかわらない、……従つてこのMSAの援助に対して、これはまだ内容がわからないからして、……しかるに本日はつきりと、MSAの援助を受けてもよいのではないかと思うという答弁がございましたが、いかなる根拠においてMSAの援助を受けてもよいというお考えになつたのか、……

○吉田国務大臣　……MSAの日本に対するといひますか援助を受けることによつていかなる義務を生ずるか、あるいは米政府の考へておるところはどうかということについて、私は確たる何があつたものですか、それで受くべきか、受くべからざるかは、アメリカ政府の公式の意向を承知した上でなければ決定できないから、受けるとも受けないと決定できない。しかしながら、今朝受取つた米国大使館の返

事によれば一応これは日本としては受けてもさしつかえないものではないかと思うということをお願い述べたのであります。いかなる根拠かと申せば、日本政府の質問に応じて答えられた返事によつて考へてみて、日本として受けてもさしつかえないものではないかという考へを抱いたのであります。

○河野(密)委員　……MSAの援助を受けても、日本の憲法第九条に違反しないものである、こういう確信あるいは見解にお立ちになつて、その確信あるいは見解の基礎は、ここにわれわれがちようだいをしたアメリカと日本政府との間における往復文書にその根拠があるものである、こういうふう理解してよろしいでしょうか。

○吉田国務大臣　その通りであります。

○河野(密)委員　……この文書を土台として、MSA援助に対する交渉をお始めになるといふ決意と解釈できますか、その点……。

○吉田国務大臣　もし米政府からして交渉を開始せらるるならば、一応交渉に応じて、問題を研究すべきものである、こう思います。

○河野(密)委員　MSAの問題については、こちらから交渉を開始するのでなく、アメリカが交渉を提唱した場合においては、これに應ずるのである、こういう御趣旨のようでございますが、その通りでありますでしょうか。

○吉田國務大臣　そう言われると、非常に話が角張りますが、どちらから開始するところか、米政府と日本政府との間の関係は、そんなに他人行儀ではありませんから、どちらともなく、向うから開始する場合もありましょうし、こちらから開始する場合もありましょう。いずれにしても、交渉は開始してよろしいと思います。

○河野(密)委員　……日本の憲法第九条が厳然として存する以上は、M S A 援助を受けることはできないものである、ことに明確に軍事援助であるということを申し上げておきます。これは援助を受けることができないものであると、かように解釈いたします。……おそらく憲法の条章をすなおに解釈する者は、何人もその結論に到達すると思っております。そこでもし国会が、この往復文書に書いてあるところをもつてしても、M S A 援助を受けることは憲法違反なりと考えた場合においては、吉田内閣は、このM S A 援助の交渉は国会の意思を尊重してやらないということに相なりますか、この点を承ります。

○吉田國務大臣　……むろん国会の意思は尊重いたしますが、決議が成立いたしました場合に、政府としては態度をきめたいと思っております。

○河野(密)委員　……このM S A 援助を受ける場合においては、相互保障協定という協定を結ぶのである、こういうことをごさいます。この協定の性格は、憲法第七十三条にいうところの条約であろうと思っております。その条約であります。条約の中において、事前に国会の承認を経なければならぬ条約と、が、外務大臣の所見を伺います。

○岡崎國務大臣　これはよく締結と調印ということを混同して議論されることがありますが、学者の意見はもうほとんど全部一致していると思えます。つまり調印によつて国家が拘束を受けるような場合、すなわち調印と同時に効力を発生するような場合には、これは事前に承認を得てから調印する、協定の中に批准をしなければ効力が発生しない条約におきましては、通例国会の承認を求めた上批准をして、それで効力が発生するのであるから、そのときに国会の承認を求めるということにならうかと思えます。

○河野(密)委員　……この協定は当然事前に国会の承認を経べきものである、こういう性質のものだとわれわれは解釈するが、……

○岡崎國務大臣　おそらく国会の承認を必要とする協定になると考えます。

○河野(密)委員　事前にですね。

○岡崎國務大臣　……もし調印と同時に効力を発生する協定であれば、事前に国会の承認を得て調印いたします。もしそこに批准条項があれば、当然効力発生前に国会にかけて、その承認を得て批准行為が終るのであります。

○河野(密)委員 ……このMSA協定というものができるときに、この交換された質問応答というふうなものもその一部としてとじ込んだ記録のような形の協定になるのか、あるいは新しい協定になるのかということはまだわからないが、しかしそういう何らかの協定を結ぶのである、こうお話になつたのでありますが、この交換された文書は、外交上はどういうことになるのでありましようか。

○岡崎國務大臣 こちらの方は政府の質問事項であります、先方のこれに対するアメリカ政府の公式の見解を示したものであります。

○河野(密)委員 日本政府の質問事項というものは、これは当然日本政府を拘束すると思つて、アメリカ政府の回答に対しては、これは日本がいかに自由に解釈するのも自由だ、こういう御趣旨でありますか。

○岡崎國務大臣 これは一応の質問に対する回答でありまして、日本政府として、もしこれなら受けてもいいとか、これでは受けられないとかの判断を下す資料であります。将来この回答が根拠となつて、受ける場合には、交渉をいたしましよけれども、それ以上のものではないと考えます。

○河野(密)委員 ……日本の憲法の第九条が厳然として存する限りは、MSAの援助、しかもそれは軍事援助である、はつきり銘を打つたMSAの援助を受けることは、憲法違反であることは、まことに明白である。しかしそこに何らかの逃道がないかということを考えて、政府がこの質問書というものを御提出に

なつたのではないか、こういうふうに見えるのであります。しかし政府もこれに対しては、このMSAの援助が軍事援助であるということは認めざるを得ない。はつきりと質問の中にも軍事援助と認めると書いてある。軍事援助であるが、しかし軍事援助であるMSAの援助を受けても、これは憲法違反にならないという何らかの方法がないかということ、政府が苦慮してひねり出された考え方が、私はこの往復の文書の中に、あり／＼と現われておると思つてあります。その一つは、MSAの援助を受けても、安全保障条約で負うてある義務以上のものを負わないのであるからして憲法違反にならないのだ、こういうことを言おうとするのが、私はこの政府のアメリカ政府に対してわざ／＼質問をなされた大きな理由であると思つてあります、……

○岡崎國務大臣 ……世界中のほとんど大部分の国は軍隊を持つておるわけでありまして。従つてアメリカが規定をつくる場合には、軍事援助というふうな頭でつくるのは、これは自然であります。ところが日本は憲法で軍隊を持たないことになつておるし、しかもこれは世界周知の事実であります。従つて日本の場合は、こういう日本のような国情のもとにおいては、援助を受けるにしても憲法違反にならない範囲で受け得ると思つてどうかということを質問するのは、これは何もさしつかえないと考へて質問いたしましたのであります。

○河野(密)委員 それで政府は、その質問をなされた結果のこの回答によつて、……憲法違反にならない

という、そういう回答になつた、こうお考えになりますか、……

○岡崎国務大臣 ……そう正確にどこがどうということは、まだ申し上げる十分の研究はできておりませんが、一応これを見ましたところでは、憲法違反のようなことをしなければならぬことはないであろうという結論に達しております。

○河野(密)委員 ……憲法第九条の解釈を非常に厳格に解釈されておつて、総理大臣は、自衛のための軍隊を持つことであつても日本の憲法には違反であるという、その現憲法制定当時からの見解は毫もかわらないと、先般のこの委員会においても明言されておるのであります。しかるに軍事援助ということを明確にうたつてあるところの援助を受けることが、しかも憲法違反にならないと言ふのには、よほどの大きな根拠がなければならぬと思うが、……

○岡崎国務大臣 ……軍事援助というのは通称でありまして、別に軍事援助というふうになつておるのではないのであります。ただM S Aの法律の中には、軍隊に対する用品であるとか、あるいは軍事的義務であるとかという字があるのであります。そこでわれ／＼の今見ましたところでは、この回答は別段さういふ点において、われ／＼の懸念するような何らの義務もないということが、明らかになつたと考えます。

○河野(密)委員 ……M S Aの五百十一条の(三)に「米国を一方の当事国とする多数国間又は二国間の協定又は条約に基いては自国が受諾した軍事的義務を履行すること。」ということが書いてあります。この軍事的

義務というものがさすがに気になつたと見えて、御質問の第三の(a)のところにおいては「軍事的義務」履行の要件は、日本の場合には、日米安全保障条約によつて日本がすでに引き受けている義務の履行をもつて足りるものである。」とお考えになりますかというように御質問になつております。これは一応御満足行つたように、お考えになるかもしれないと思いますが、われ／＼の聞知したところによりますと、最初に政府は、この解釈は、米国を一方の当事国とする多数国間又は二国間の協定又は条約というのは、これは日米安全保障条約のようなものをさすのではない、軍事協定をさすのである、安全保障条約は軍事協定でないから、この適用は受けないのだ、こういう見解であつたようでありますが、……

○岡崎国務大臣 ……いずれにしましても今正式な日本政府の質問に対しまして、アメリカ政府の公式な見解として回答文があるのでありますから、これが一番正しい解釈であると考えてさしつかえないと思ひます。

○河野(密)委員 ……協定を結ぶ場合に、第五百十一条(a)項にある(一)、(二)、(三)、(四)、(五)、(六)というこの条項は、相互援助協定の協定の中には、当然このままの字句で入るのでございませうか。

○岡崎国務大臣 この趣旨のことは入ると思ひますが、協定はいずれの国も一律一体同じものでつくつておりませんから、この精神は入りますが、内容はこの通りになるとは私は考えておりません。しかしこれはわからないのであります。

○河野(密)委員 政府は安全保障条約の義務以上のものではないとお考えになつておるようであります。ところがこの往復の文書を見ますと、政府の言われていることと、向うの言われていることとの間の食い違つている点が二つあると思つてあります。その一つは何かと申しますと、五百十一条の第四号の問題で、日本の政府は自国の防衛力だけを問題としておりますが、アメリカの方においては「自由世界の防衛力の発展及び維持のために、」こう書いてあるのです。なぜ日本の政府は質問をなさる際に、この四号に限つて「自国の防衛力及び自由世界の防衛力の発展及び維持のために、」という条項を、特に削除してお尋ねになつたのであるか、……

○岡崎国務大臣 MSAはその名の通りお互いに助け合うということが根本趣旨であります。できるだけお互いに助け合つて、平和の維持に貢献しようというのが趣旨でありますから、その限りにおいては、日本もこれに入りますれば、できるだけほかの国に対して援助を与えるわけでありまして、どういふものであるかということは、具体的に相談して見なければわかりませんが、私の判断する限りでは、今おつしやつたような点についても、日本の経済の許す範囲において、またその他の事情が許す範囲においてやる、やれば十分だということで、私は何もアメリカの回答を一々弁解する必要はないのですが、回答をすらすらと読めば、そういうことになるかと考えております。

○河野(密)委員 ……御説明によりまして、今まではMSAの援助を受けるか受けないかということの腹

がきまつておらなかつたから、これは交渉をしなかつたのだというふうに理解をいたされたのであります。しかしこれを土台としていよいよ交渉を始められるのだということも明確に言われたと思うのであります。国会がこれを承認するかしないかというのは、これからの問題でありまして、国会が承認しないという場合においては、これは当然政府を拘束するものだと思うのであります。このMSAの援助に対しては、もし国会がこれによつてもなおかつ憲法違反なりという判定を下した場合においては、当然にMSA援助交渉というものはなさるべきにあらず、また現在交渉ありとするならば、これは打切らるべきものであると、こういうふうに理解してさしつかえないと思つておりますが、……

○岡崎国務大臣 先ほども総理大臣から言われましたように、国会の意思はもちろん尊重するわけでありませんが、具体的にそういうことになつた場合に、政府としては善処する以外に方法はないと考えます。

(MSAと防衛) (予算委 一一号 一一・一二・一三頁参照)

○石橋委員 本日のこの文書を見ますと、二つ問題がある。一つは現在の保安隊ないし警備隊が軍隊であるということを確認していると私は、思います。……もう一つは、MSAの援助を、受けられた場合においては、もちろん軍隊を置かねばならぬということが、これに明らかに現われておると思う。……「この援助により国内の治安と防衛とを確保する」、国内の防衛と言つておるが、一体国内の防衛以外に軍隊がございませうか。軍隊というものは、国外の防衛ということは聞いたことがない。国内の防衛だ。国内の防衛以外

に政府は軍隊があるとお考えになりますか、……

○木村国務大臣 ……保安隊、警備隊は決して軍隊ではありません。これは対外戦争を目的として設置されたのではないのであります。

○石橋委員 ……対外戦争というけれども、対外戦争というのは、こつちから出て行く……国内の防衛以外の対外戦争は侵略戦争です。侵略戦争をやる軍隊でなければ軍隊でない、こういう結論になりますか、……

○木村国務大臣 ……直接侵略に対してこれを防衛するということを主たる目的にいたしますれば、これはまさしく軍隊と考えております。ただ保安隊はさようなものではないということを申し上げます。

○石橋委員 ……日本からの質問書の第二項に、「防衛能力が考慮せられるに際しては、日本国政府としては、まず日本の経済が安定し、発展することこそその先決要件であると考えられるがいかん。」こういう質問に対して、アメリカ政府の答えは「日本に対する援助計画を策定するに当つて、経済的安定が……経済的發展はないのです……」経済的安定が日本の自衛能力の発展」というのは自衛能力の発展です……「経済的安定が日本の自衛能力の発展のために考慮されるべき必要の要件である。」そうすると、これは日本の方の質問は、明らかに軍隊……今の政府の態度の上から、防衛能力のことを考えるのには、それより先に日本の経済が安定し、かつ発展することが先決要件であるから、日本経済が発展しなければ軍隊は置かぬぞ

という意味の質問であります。それに対してアメリカの答えは、そうじゃなく、経済安定は必要なんだ。だが、その安定なるものは日本の自衛能力の発展のために考慮する。これは全然答えが違ふと思うのであります。……

○岡崎国務大臣 これは別に日本の質問に対してアメリカの答えがこうなければならぬ、ああなければならぬというわけには参らないのであります。先ほどしばしば何かなれ合いではないかというお話もありましたが、なれ合いでないからして日本の質問と向うの返事が違つている場合がある。これはしかたがありません。そこでただわれわれが考えるのは、向うの返事でどう判断するかという問題であります。向うの返事を見ますと、日本の防衛能力の発展のためには経済的安定が必須条件である、こう言つております。……いずれにいたしましても、安定ということだけは必須条件であるということに向うは言つておるのであります。……

○石橋委員 ……もう一つ、さらに第一項の答えの中に、日本の質問には「国内の治安と防衛とを確保する」こう書いてあるのに対して、アメリカ側からの答えは詳しくなりました。「日本が受けることになる援助は、日本をしてその国内の治安を維持し、……日本政府の方は、治安と防衛とを一緒にしておりますが、「その国内の治安を維持し、」それから今度は防衛のところは、詳しい解釈、すなわち平和条約を引用しまして、「かつ、平和条約第五条」云々に「保証されている自発的な個別的または集団的自衛の固有の権

利を一層有効に行使することを可能ならしめる」と書いてある。ここでひとつはつきりお尋ねしたいのは、一体この平和条約第五条(c)項にあるところの「自発的」でありましたも……だからやらなければやらぬでも済むとよく言われるのでありますが、しかしながら精神的にはやることを約束してある。その「個別的または集团的自衛の固有の権利以外に、一体戦力というものがあるのですか。どこの国に自衛以外の戦力、自衛以外の軍というものを置いておるところがあるか。……これは明らかに現在の保安隊が軍隊であるという、あるいは少くともこの保安隊を基幹にしたもので、日本が軍備を持つという意思のあることを表明すると同時に、MSA援助を受ければ、一層これを有効に行使するということになるのでありますが、……」

○岡崎国務大臣 自衛の権利があるということは当然であります、それには「個別的または集团的自衛」ということになっております。そこで石橋さんのお考えは、個別的、集团的自衛ということは、すなわち軍備だ、こうおつしやいますが、たとえば日米安全保障条約は、私は集团的な安全保障の……完全なものとは言えますまいが、一つの型であろうと思います。しかしこれは日本に軍備がないということと前提としまして、しかも日本の自衛力の固有の権利を發揮するために、アメリカとの間は条約を結びまして、そして少くとも直接侵略に対してはアメリカの軍隊がこれに当る、そして国内においては日本がやる、こういうことで、自衛を、日本の能力の限度におけることをやつておりますから、必ずしもこの文句は、ただ

ちに軍隊をつくることを意味するのだとはわれ／＼は考えておりません。

○石橋委員 ……この個別的または集团的自衛というもののほかに、世界に軍備とか戦力とかいうものがあるのですか。そういうものが存在し得るかどうか。

○岡崎国務大臣 これをすぐに軍備とおつしやるからですが、軍備がなくても個別的、集团的の固有の権利を使うことはできると私は思います。従いまして、これが即軍備であるとは言えないというのが私の意見であります。

○石橋委員 ……次には日本の質問の方の(3)の(a)項には、五百十一条の「『軍事的義務』履行の要件は、日本の場合には、日米安全保障条約によつて日本がすでに引き受けている義務の履行をもつて足りるものである。」こう解釈していいかというのでありますが、……軍備というものは、その規模のいかんによらない。軍隊であるか、戦力であるかということは、大きいか小さいかということではない。そこでここには日本政府は、軍事的義務履行の要件として、今の安保条約により今やつておることでもいいかあるのですから、やはり軍事的義務を引受けられておるのじやないですか、……」

○岡崎国務大臣 つまり安全保障条約におきましては、アメリカの軍隊を日本の国内に置くということ。それから第三国に対して、軍事基地等を供与しないということ、こういう消極的ではありませんが、軍事的義務を負つておるのであつて、軍事的義務を負うということ、日本が軍隊を持つか持たないかという

ことは、これは別問題であります。

○石橋委員 ……(3)(b)項ですが、「自国の防衛力を増進し、かつ、維持すること」という要件は、日本については、国内の一般的経済条件の許容する限度内で、かつ、政治的及び経済的安定を害することなく、これが実現されれば足りるものである。」とあります。これの答えはほぼ同じようなことを言つておるわけですが、……

○岡崎国務大臣 これは安全保障法の五百十一条の四項に、自国の自衛力、これを増進及び維持するといふ文句がありますから、この文句は日本に関する限りは、経済的、政治的その他の条件が許す範囲でやればいいのではないか。それ以上のものはないはずだがどうかという質問に対して、その通りだという返事が来たわけがあります。これをどう判断するかは、おの／＼ごかつてでありませうが、返事はそういう意味と私は考えております。

○石橋委員 ……自国の防衛力を増進し、かつ維持するといふものは、つまり防衛力という言葉そのものが示しているように、これは言いかえれば戦力とか軍隊とかいうことになるのじやありませんか。

○岡崎国務大臣 われ／＼がこの質問書にもしば／＼使つております防衛力とか国内の治安及び防衛とか、これはすべて今われ／＼の頭にあります保安隊を考えておりました、つまり外国の思想等による大規模な擾乱等に対して、国内の防衛をする、こういう意味の防衛に考えて、この言葉を使つております。

○石橋委員 ……アメリカ側の回答の第二項のところに「各参加国が、経済上の要請に関する自国の分担を完全に引き受けることを前提としているが、もちろん、被援助国はその一般的な経済条件及び能力の許容する限度においてのみ寄与をなすことができるものと了解される。」この後段の方の一般的の経済条件云云というのは、前の方にもありますように、現在の保安隊もしくは警備隊の程度において、MSAを受ける場合の軍事上の義務を果すものとみなし得る、こういうのでありますから、私はその意味においてさつきも申したように、現在の保安隊及び警備隊というものが、即軍隊であるということを認めたと考えますが、同時にこれが示されておることは、経済上の要請に関する自国の分担を完全に引受けることを前提にする、これはさしずめは、……自国の人力、資源云々、一般的経済条件の許容する限度、こういうふうに、あるいは全力を尽す限りにおいてのみ云々ということが繰返されておるのであります、このMSAの援助を受ける場合においては、なるほどさしずめは保安隊、警備隊の程度で済むかもしれないけれども、多くの諸君が心配するがごとく、やがて大なる軍事的義務の履行を必要とし、それを迫られる場合がある、今の日本の政府のように、経済力がないからできない／＼と、いうようなことは、許されない事態に、おそらくMSAの援助を受けたらなるということが、ここに文句の上を示されておると私は思う、……

○岡崎国務大臣 ……相互安全保障で互いに助け合うのであります。これは相手国の経済的の要請をこちらが満たしてやる場合もあり、相手国がこちらの要請を満たしてくれる場合もある、この場合は経済上

の要請を意味しております。……

○石橋委員 ……「自衛のため以外に、日本の治安維持の部隊を使用することを要求しているものはない。」云々とあります。これはちよつと見ると、日本の軍隊が相互援助の主義によつて今後海外に派遣されることはないというふうにも理解されます。現在の世界においては、日本の軍隊が、たとえば保安隊が外に出ようと言つても、……この公文書においては、自衛のため以外に日本の治安維持の部隊を使用することはない。それは日本の治安維持の部隊を、そのほかに使わないというのであります。しかしながら、前にもありました国内の防衛ということになりますと、防衛ということは、国内だけに一かたまりになつていたのでは、必ずしもできるものではない。……

○岡崎国務大臣 それは広義には自衛のためと言えるかもしれませんが、一般に言われておるのは、国際警察力を行使してある、こういうふうと言つておるようであります。

○石橋委員 ……自衛のために、やむを得ず朝鮮で戦つておるのです。侵略じやないでしょう。そうすると、軍事的に申して、防禦というものは、決して一かたまりになつてこつちにおいてはできない。いわゆる攻勢防禦の場合が非常に多くなる。だから日本の過去の軍隊も、言葉は侵略軍と言つたわけではない。日本を防衛するためには、朝鮮を防衛しなければならない、満州も防衛しなければならない、こういうために、大陸作戦というものも必要になつて来る。そういうように防禦というものは、外に出る必要が起つて

来るのであります。……日本の軍隊がやがて海外でも戦わなければならぬ時期が来る、……立たざるを得ないと思つてありますが、それは必ずないとお考えになるか。……

○吉田国務大臣 そういう場合があつても、保安隊は使いません。

(MSAによる軍事的義務) (予算委 一一号 一四・一五頁参照)

○黒田委員 ……安全保障条約の前文における期待の問題であります。日本は直接侵略に対する日本の防衛のために、漸次にみづから責任を負うという期待を米國に与えております。私どもは従来この期待は単なる期待であつて、義務ではない、こういうように理解して来ております。……この期待に應ずることが、安全保障条約の存続の条件となつておるか、それともこの期待に應じなくとも、安全保障条約は続けられるものであるかどうか、……

○岡崎国務大臣 期待はあくまでも期待でありまして、義務とは私は言えないと思つてます。しかしその前文に書いてある以上、日本としても周囲の情勢の許す範囲内においては、漸増したいという気持があるから、この前文に同意したのであります。現に保安隊なるものは、装備の点その他において自衛の漸増というかだん／＼完備しつつあると私は考えております。

○黒田委員 ……日本が軍備を持つつことは、直接侵略に対して責任を負う、すなわち軍備をもつということは、向うから言えば、義務とまでは申しませんが、この期待に應じてもらうということは、広い

意味でやはり安全保障条約による日本の軍事義務の履行というように、解釈される可能性はないでありましようか。……

○岡崎国務大臣 …… 問いの方の意味はその通りであります。返事の方がどうなつてあるか、おそらく同じような言葉を使つておるのだから、その通りだと思ひますけれども、黒田君のように疑われるような方においては、もつとこまかくそれを調べてみなければわかりません。言葉の意味はそれにある通りであります。

○黒田委員 …… そして前文の意味は決して軍事的義務というものにはならないのだという意味での回答を得なければ、われ／＼日本人としては安心することができません。そういう意味で私は申し上げたのです。…… 私はこの(4)の資格を満たすということは、ただいま申しますように、日本が将来自衛力を増進する、すなわち軍備を持つということを約束させられる条項である。この条件を引受けなければMSA受諾の条件を満たすことができない、こう考える。そうすると軍備を持つてはならぬという憲法の存在している現在において、将来軍備を持つという義務を負担させられるような条約を締結することは憲法上私は許されぬと思う。(4)についてこの二つの点を御答弁願ひたいと思ひます。

○岡崎国務大臣 これはMSAの援助を受ける今までの国々は、すべて一定の義務を受けております。従いましてわれ／＼もMSAの援助を受けようとするならば、それに伴う義務を受けることは当然であろう

と考へております。そこでその義務の内容によるのであつて、それをわれ／＼はこの書簡によつて確かめたのであつて、これは今おつしやつたような自衛力を増強する、またよその国の自衛力の増強にも寄与するということがあるわけでありませうから、それについてわれ／＼は第一項で、この援助は日本に関する限りは日本の国内の治安と防衛を確保すれば目的は達するのであるからという質問をいたしております。これに対しては、そうであると返事をしております。それからさらに他国に対する経済上の要請というのは、いわゆる寄与でありませうが、これに対しては、つまずき日本なら日本の国内の経済状態その他が許す限度内であれば足りるのである。つまり日本の経済上の安定ということが先決要件にならなければならぬのですから、それ以上のことはないのだというのが一応の返答であります。しかしこれは協定文でも何でもありませんから、……ただわれ／＼がこれで援助を受ける価値ありと判断すれば、今度はそういう問題について協定をしてはつきり確かめるわけでありませう。……

(MSAと経済施策) (予算委 一三号 八・九・一〇・一一・一二・一三・一四頁参照)

○今澄委員 …… 政府がMSAを受けようというその理由ですね。日本の国にどういう利得があるのでMSAを受けようとしているのかという点について、……御答弁を願つておきたいと思ひます。

○緒方国務大臣 …… これは日米安全保障条約にあります自衛力の増強にも役立つし、また日本の経済をよくして行く上にも多少の役に立とうという見解で、今話合ひを進めておりますが、その話合ひでそう

いう点が明らかになりましたならばこれを受けてもいいではないだろうか、現在のところそういう立場にあるのであります。

○今澄委員 ……自衛力の増強に役立ち、これがわが国経済の大きなプラスであるという二点に私は解釈をいたしますが、この自衛力の増強に役立つかどうか、さらにわが国経済にプラスであるかどうかということは、……この安全保障法五百十一条の適用によつて、日本が憲法にある種の疑義を抱かなければならぬというような事態になつておることは私から申し上げるまでもありません。そこでこの自衛という言葉の解釈は、……自衛という上に個別的あるいは集団的という名前がつくならば、これはやはり集団保障の一環としての義務は負わなければならぬ、こういうような解釈をいたさなければならぬのでありまして、こういう解釈から来るこのMSAの交渉というものは、わが国の憲法違反とはつきり申し上げなくても、少くとも疑義があることは間違いがないので、こういう疑義のあるものは、交渉に入るに先だちまして、……わが国の諸般の情勢から、これをもとにして交渉に入つていいかどうかということを、国会に一応はかる必要がありはしないか、……

○岡崎国務大臣 ……平和条約でこれが日本の固有の権利であると認められておるものをさらに引用もし、これは何ら憲法に違反すべきものではないと私は信じております。なおさらに具体的に考えますれば、今おつしやるように、かりに万一集団的の自衛措置に入るには、憲法違反の疑いがあるということにしても、その前には「自発的」という字がありまして、日本が自発的にこれに入るか入らないかきめるのでありますから、政府の決定に基くものであつて、そこに書いてあるから、それで自動的にそういうものに入るといふ意味では全然ないのであります。……平和条約の関係なりを、変更するものでないということをして信じております。……やはり憲法の趣旨は三権分立でありまして、行政と立法とはおの／＼異なる部面を受持つておるのでありまして、私の考えでは、この交渉に入るのは政府の責任において決定すべきものと考へております。

○今澄委員 ……安保条約による行政協定で、これは日米の平和条約の解釈を延長して、暫定的な日本の安定保障措置をとる、第二段階としては、太平洋地域の恒久的な集団安全保障措置をとるというような見解を述べて、しかも日本はこれらの問題についていろ／＼話し合ひをした結果、大体その方向は了承を得ておるといふことを言うておるのであるが、こういった話は個人的にもそのときに出たと思うのだが、またもし出なかつたとすれば、こういう見解に対する岡崎さん自身の見解をひとつ伺つておきたいと思ひます。

○岡崎国務大臣 ……今おつしやつた点のうちで、日米安全保障条約が暫定的なものであるということについては私もそう考へております。……たとえば太平洋同盟というふうなことにつきましては、……ほんとうにまだ構想を個人的にいろ／＼な人が持つておるという程度であると私は承知いたしております。

○今澄委員 ……日本の自衛力の中心を物質である兵器とお考えですか、それとも国民の愛国心が自衛力の中心であるとお考えになるか、……

○緒方国務大臣 国民の独立の精神と気魄であると考えております。

○今澄委員 自衛力の中心的な課題を、政府が国民の独立心と愛国の気魄であると答弁されたからには、先ほど緒方さんが言われた自衛力の増強は、MSAを受けることによつて兵器その他のものはふえるけれども、現下の日本の内灘、浅間等の問題からながめてみて、こういう基地においていろいろの問題が起つていることは、これはいわゆる独立の気魄とさらには愛国の心を振り起させるに非常に役立つものであると緒方さんはお思ひであるかどうか。私はこのMSAは、少くとも自衛力の根幹がそういった精神的部面であるならば、マイナスであると思うが、……

○緒方国務大臣 私はマイナスであるとは思いません。今日の防衛というものは、私個人の意見でありませけれども、一国と一国の防衛というものはもうできぬ時代になつておると考える。これは武器の非常な進歩からそうなつておるのであります。そういう意味から日本の防衛につきましても、国際的にたゞいまお話の日米安全保障条約というようなのは、かりに暫定的のものであるにしても、やはり相互安全保障という第二次大戦後に起りました思想に基づきまして、そういうものを対象として考えるべきでありまして、一国の防衛を外国と協同のもとにやつて行くということは、決してその国の独立の精神あるいは気魄を損

ずるものではない、またそういうふうには今後進んで行かなければならない、かように考えます。

○今澄委員 ……このMSAによるアメリカの援助というものをもし受けるとすれば、将来永久にこれをお受けになるつもりであるか、それとも早急にこういう援助を脱して、日本が自力で日本の経済その他をやつて行くようにお考えになつておるのか、もし期限がわかるとすれば、何年くらいをお受けになるつもりであるか、……

○緒方国務大臣 まだMSAの内容がそこまでわかつておりませんので、たゞいまは何ともお答えいたしかねます。

○今澄委員 ……先般の経済顧問会議において、岡野通産大臣は、経審の五箇年経済計画の中にMSAにからむ日本経済構造についての報告をなさつておる。大体それには、MSAについては何年間くらいであろうというあれが出ておるのであるが、……

○緒方国務大臣 先般の総理公舎における会合におきましては、この問題は全然取上げられませんでした。

○今澄委員 今私の言つた第二点の、永久に受けた方がいいのか、それともしかるべき機会に期限を切つてやめようというようなお考えなのか、……

○緒方国務大臣 ……MSAの内容が、たゞいま日米兩國の間で話し合ひを進めておりますのでそういう話

を進めまする間に、どういふ問題が起つて来ますかそういうことを完全にただしました上でないときめられぬことだと考えます。

○今澄委員 MSAの援助については域外発注を希望するという、あなたの発表せられた御見解と、それからこの間の経審の五箇年計画の際に、MSAの防衛のはね返りというものがどの程度あるかということを見なければ計画は立たぬのであるが、そういう計画の中に織り込まれてあるMSA防衛生産に関する産業構造上のはね返りが、五箇年計画にどの程度の影響を及ぼすかということについて御答弁を願いたいと思ひます。

○岡野国務大臣 ……私が考えておりますところの五箇年計画と申しますものには、MSAの援助というものはまったく除外してございまして、考慮に入れておりません。……しかし私どもといたしましては、今後MSAのいかなる条件によつていかなるものが出て来るかということによつて、経済政策にいかなる影響を与えるか、またいかにして行くかということを研究しなければならぬと考えております。

○今澄委員 ……MSAの問題について「政府がMSA援助を受諾した場合、希望条件の第一は保安隊用の武器を日本につくらせ、この対価をアメリカがドルで払つてくれるような域外発注の形が最も望ましい。第二」ということでMSAに関する通産省の態度を記者団に述べておられるのに、この国会におい

て何がゆゑに通産省がMSAを受けるについての態度を、われ／＼国会議員に答弁することができないのであるか、……

○岡野国務大臣 ……御承知の通りに国際収支のバランスを合せて行くというのが、私の頭を一ぱいにしておるところの一番大事な問題でございませぬ。そこで今まではMSAというものがございませぬでした。ただ問題といたしまして、なくても何とか五箇年計画をやつて行きたい、こういうふうに考えております。……もしMSAというものが出て来るといたしますならば、これがどんな形で出て来るだろうということをお自身はいろ／＼想像してみたのでございませぬが、しかしこれは理論的に考えてみるよりほか方法はないのであります。今後の会議にまつよりほか結果はわからないのであります。しかしMSAの根本の問題から見ますと、軍事援助、経済援助、それから技術援助、こういう三つになりますから、少くともこの三つの範囲を出ないことは事実であります。……

○今澄委員 ……MSAの援助は第一年目から漸次先細りになる見通しであるということをおあなたは申されてありますが、これはどういふところからそういうふうなところに考えが結着したのであるか。それから今あなたの言う話を総合してみると、通産省としては域外発注のドルでもらえるような措置が希望であるというふうな解釈をいたしてさしつかえありませんか。

○岡野国務大臣 ……根本的にはできるだけ今までの情勢上MSAを受けて、われ／＼通産行政を担当い

たしております者から申しますれば、できるだけ日本の経済を改善するに役立つようなことになつてほしいと思ひます。……

○今澄委員 ……日本の産業構造、経済をあく通産省としては、ドル収入による域外発注を受けることが望ましい。しかもこの援助は長期にわたるものではないという二つの点は明瞭になりましたが、……外交折衝の衝に当たっている外務大臣は、このMSA援助を今通産大臣が言われたような域外発注、ドルでもらうということが第一で、しかもこの援助はもとより長期に及ぶものではないというふうに、私は外務大臣も同意見であると考えたいのですが、……

○岡崎国務大臣 ……通産大臣は主として外貨収入の点から言われたのでありましたが、これは実際やつてみないと、たとえば海上警備隊で船がいるというような場合に、その船を先方から現物として援助された場合も、これは日本の経済に、外貨収入は別として、相当大きな有利な影響を及ぼすであろうと私は考えております。従つてこれは域外発注がどの程度あるのか、あるいは直接の援助がどの程度あるか、これを實際研究してみないとどちらが最も望ましいかという結論には達しないと思ひますが、外貨収入の点からいえば、もちろん通産大臣が言われたようなことになりました。……

○今澄委員 ……完成兵器、技術援助、今の域外発注等の中で、日本の現状としては、為替収入の国際バランスから見れば、ドル収入がいいと言われました。その答弁は、今の日本の自立経済の最大課題が、貿易収支をどうするか日本の海外収支をどうするかということにあることは、国民ひとしく認めるところであるから、結論を下すならば、日本は域外発注を最も要望する、かように解釈してよろしゅうございますか。

○岡崎国務大臣 これは交渉してみなければ、実際の具体的な事実によつてのことは言えないのであります。通産大臣も、アクトを研究して、それによつていろいろ想像をしておるのだという趣旨でありませう。従つて、域外発注が最も好ましいという結論は、まだ早いと思ひます。ただ外貨収入の点からだけいへば、その通りである、……

○今澄委員 この経審が出した日本の自立経済五箇年計画の中には、MSAによる影響は全然織り込まれていないということが第一点。第二点は、この援助はある期間が来たならば、早晚打切られるということ。第三点は、想像するとするならば、域外発注が好ましいということ。こういうことでありますならば、もしアメリカがいくらドルをやらうといつても、MSAにからむアメリカからの発注にこれを超えるだけの生産設備、機械設備が、計画の中に織り込まれないことには、どんなにアメリカからMSAの注文が来ても、これをつくる能力がないということになる。……

○岡野国務大臣 ……もしこれが域外調達として日本に兵器生産を委託するならば、そのときに、日本の生産設備がそれに応じられないのではないか、こういうような御質問のように入ります。私がただいまま

で通産行政として知っておりますことは、大体今六千五百万ドルぐらいの注文が来ておるように思いますが、それを引受けてやつて行くだけの能力が、現に存在しております。それからもう一つ考えますことは、戦後いろいろの遊休設備がそのままになつておるものがたくさんございますから、それを何とか活用したいというような財界方面の希望もあるようでございます。……

○今澄委員 ……MSAの援助から来る発注は、コンマーシャル・ベースで、世界の値段の比較、検討の上からなされるのであるから、その受注の競争率から来る値段のシブイな検討は、朝鮮特需の比でないとすれば、現在対岸の火災である朝鮮特需で引受けておるところの設備で、このMSAによる注文を引受けて、採算が合わないということは、……みな言つておる。こういうことから考えて来ると、大体あなたは大丈夫と言われるが、その見解は非常に理論的でない。……

○岡野国務大臣 ……今、日本といたしましたして、非常に苦勞をしておりますことは、日本の生産物価が高いということでもあります。これは別に特需のみならず、ほかの正常貿易においても非常に苦勞してあるわけでありませぬ。……

○今澄委員 ……一億五千万ドルのものが日本に来るとすれば、この五箇年計画は、このMSAのためにそういう産業設備その他産業構造等の問題もあるから、かえなければ理論的つじつまが合わない。万一MSAを受けるとすれば、それらの自立経済五箇年計画についても変更されなければならぬと思うのであり

ませぬが、……

○岡野国務大臣 ……今MSAの勘定はちつとも入れないで、五箇年の見通しをつけております。そういうたしますと、余分な外貨収入が入ることになり、また生産をしなければならぬということになりませぬれば、当然われわれはこれを改訂しなければならぬことは事実でございます。

○今澄委員 ……そこで精神的な面から見たMSAの日本に及ぼす影響は、もしわが国を防衛するとすれば、その根幹となる精神的な面において必ずしもプラスでない。憲法上においても、……何度も繰返されたから、私は重複を避けませぬが、義務の問題については、……これらは何らはずきりしない。経済的な部面においても、今言つたように、日本の自立経済五箇年計画をMSAをもちうために変更して、そうして日本の産業構造の中に、それらの軍需工業が大きなファクターを占める。そこで先ほどあなたが言われ、岡崎さんも確認されたように、何年か先にMSAを打切るとすれば、そのできた軍需工業の生産設備というものは、政府としてはどこにこれを転用するのか。これは日本の産業構造に大きな変革を及ぼすわが国最大の課題であるが、このMSAが打切られたら、このMSAのために拡充された軍需生産諸設備をどういうふうに行つて行こうと考えておられますか、……

○岡野国務大臣 ……実はただいままでに約三億ドルぐらいの特需があるのでございませぬが、その三億ドルの特需と申しますものは日本の生産の約五%ぐらいにしかありません。日本の産業構造といたしまして、

は、非常に小さい役割を勤めております。その意味におきまして、私はM S Aの事情がはつきりいたしましたならば、それについて適当な処置をする考えでございますが、……

○今澄委員 ……その貿易じりが正常輸出が十三、四億ドル、輸入が二十一億ドル、今日の現状のもとにおいてその穴埋めをする朝鮮特需がなくなつて、ここにM S Aの援助を受けるとすれば、それが日本の産業構造に何らの変化も及ぼさないような微々たるものならば、日本の国際収支に大した影響を及ぼさないのであるから、大きな義務を負うてまで受ける必要はないではないか。もし国際収支の上に朝鮮特需三億ドルと見合うような金額でこのM S Aが日本に与えられるということになれば、先ほど緒方副総理は経済上の寄与になると言われたのであるが、日本の産業構造から見ても心配はないものであるならば、何ら日本の経済再建の寄与にはならないという結論になるのではないか。……

○緒方国务大臣 ……まだM S Aの内容もよくわかりませんが、私は日本の経済の上にプラスになると予想いたしております。しかしこれはまだ話を進めた上でないと確なことは申し上げられません。それから国民生活の上にマイナスになるのではないかとおつしやいました。これは私先ほど申し上げましたように、マイナスにならないようにして行かなければほんとうの防衛はできないのではないか、そういう面におきまして一種の指導も要するかもしれませんが、私は一国の防衛ができぬというのが今日の現状であると考へておりますので、その点につきましてはだん／＼に国民の考へをそういう方に向けてもらいた

5、……

○今澄委員 ……あなたはこのM S Aの条約、M S Aのこの協定を国会に事前に諮らないでスタートしたのですが、この条約の調印のときは事前に国会に諮つて、それから私は調印すべきものだと思います。なぜならば憲法上疑義があり、自衛の上に大きくプラスにならないし、経済的にそう大したあれはないとすれば、特に軍事援助の形で完成兵器が来る部面が非常に大きいと思うが、そうなれば朝鮮戦線の古い武器でも日本に渡そうということになつて来れば、まつたく日本にプラスするものが何も無い。義務だけが非常に大きいという結論になりますから、少くともこのM S Aは調印前に国会の承認を得るということは、だれが考へても政府のとるべき妥当なるこれが処置でなければならぬが、……

○岡崎国务大臣 ……M S A援助というのは、直接に完成した兵器をよこしたり、あるいは国内で日本の保安隊なり海上警備隊なりに必要なものをとつて渡すことが主としてM S Aの援助でありまして、域外買付というのは直接のM S Aの援助には入つておらないのでありますから、私の答弁がいまいだつたらその点は訂正をしておきます。……これは憲法学者のひとしく言うところたび／＼繰返してありますが、調印と同時に効力を発生する協定、条約等においては調印の前、つまり事前に国会の承認を受ける、調印と同時に効力を発生しないで批准という行為をまつて効力を発生する条約、協定等においては、批准の行為をする前に国会の承認を受ける、これが憲法学者の解釈であります。われ／＼もこの趣旨によつて

事前もしくは事後とありますが、事前に、つまり調印と同時に効力を発生するものなら調印の前に、批准と同時に効力を発生するものなら批准の前に国会の承認を受けるつもりであります。……

○今澄委員 ……あなたは今日わずか一億五千万ドルのMSA援助を受けるかどうかということについて非常に努力をしておられるが、戦後において日本はガリオア、イロアの援助を受けているが、このガリオア、イロアの援助が、かね／＼この委員会でも申されておりますように債務であるか、援助であるかというところが不明確なままに今年度の予算案にも百億を計上してあります。平和回復善後処理費に百億計上してある。これは二十何億ドルという歴大な、日本が債務として負うとすれば大きな問題だが、ドイツあたりではこの問題を明確に割切つて解決をしてある。あなたはMSAよりも先にこのガリオア、イロアの援助は債務であるか、もらつたのであるかというような問題を解決すべく努力することが、外務大臣としての大きな任務でなければならぬと思うが、かような問題も憲法並びに論争上の疑点を残したまま、毎年毎今年度もまた予算案に計上をされておるのであつて、……その後これが債務であるか、もらいきりのものであるかということについて、努力されたかどうか、そうしてアメリカはすでに会計年度でこれを処理して、アメリカとしては会計処理がついているものであるか、……

○岡崎国務大臣 ガリオア等を債務と心得ているということは、たび／＼繰返した通りであります。が、一体こういう債務というものは、早くきちんと片づけた方がよろしい場合ももちろんあります。けれども、そう急がない方がいい場合もあります。われ／＼は債務とは心得てはおりますが、ただいまのところまだこの債務を確定するような措置を急いでとる必要もないと考えておりました、いろいろ先方の情勢その他いろいろの空気等も打診はいたしておりますが、実際上の問題としてはこの前と同様であります。なお百億の計上はこれのみでありませんが、賠償等の問題等についても考慮しての額であります。

○今澄委員 ……ならば、これまた国会の承認を経ずして債務とするということはありません。……

○岡崎国務大臣 ……ならば、これまた国会の承認を経ずして債務とするということはありません。……

○今澄委員 ……ならば、これまた国会の承認を経ずして債務とするということはありません。……

○岡崎国務大臣 憲法には締結の前もしくは後となつているのであつて、調印の前もしくは後ということにはなつておりません。そして国際上の慣例によれば、調印と同時に効力を発生する条約なり協定なりでは、調印の前には両国間に完全なる合意が成立してそれを国会に求めて承認を得るのである。従つて調印と同時に効力を発生する条約を、調印の前に国会の承認を求めべく差出すときは、その条約なり草案というものは両国の全権でもつてイニシアルをして、完全に意見の一致したことをはつきりさせてから国会の

承認を求めたのであつて、それは、批准と同時に効力を発生する条約において両国の全権が調印をして、ここで両国の行政府限りでは合意が完全に成立したということをはつきりすることと何ら違いはないのでありまして、従つて調印と同時に効力を発生するか、批准と同時に効力を発生するかは、その形によつて違ふだけであつて、ひとしく事前の承認を求めるといふ点では全然同じであります。……

○今澄委員 ……少くとも岡崎外交が今日までとり来つた過去の道は、憲法上からも岡崎さんの今ここで言われたような憲法の解釈は、やはりこれは一部学者の解釈であつて、条約が憲法優先の規定のごときも、われ／＼はさような解釈をいたしておりません。……

最後にもう一つ岡崎さんに、MSAにからまるアメリカとの折衝において、条約は批准条項をつけて批准を求められるおつもりであるか。それとも批准条項はつかない見通しでありますか、承つておきたい。

○岡崎国務大臣 これは話してみなければ、だん／＼交渉の結果さまることではありますが、大体において私の考えでは批准条項をつけるべきであらうと思つております。

○今澄委員 私はMSAについては疑点がなお幾分残つております。すなわちこれが憲法上の解釈並びにこれが自衛力に及ぼす精神的な影響、さらに経済的な部面の掘下げ等々を十分検討した後でなければ、かかるMSAごとき問題を軽々に政府が交渉に乗り出して行こう、交渉するということすらも私は大問題であると思ひますので、この点については総理に質問を留保いたします。……発表の防衛六箇年計画、……

これは経審の担当部局について私も調査いたしましたし、この案は経審としては認められておられけれども、一応の下案としては経審当局がつくられたものであるかどうか。……

○岡崎国務大臣 ……私は何も存じませんが、新聞を見てびっくりしたのであります。関係当局にただしたところ、そういう何はないということでありませう。

○今澄委員 ……私は、MSAの援助を受けるについて政府において特別の委員会をつくる、……そういう委員会をつくり、各方面の意見を徴してこれらの問題を審議しようという計画があたりでございますか。……

○緒方国務大臣 ……それからこの間今お話のようなことが新聞に載つておつたようでありますが、それは全然根拠のないことでもあります。

(MSA 経済援助と軍需産業) (予算委 一四号 一・二・三・四・五・六・七頁参照)

○福田(昌)委員 ……MSAの援助に關しまして、政府がお結びになります相互防衛援助協定に際して、いろ／＼経済的な問題が起つて参ると思ひます。相互安全保障法によりますと、このMSAの援助には見返り資金勘定が必要になるような条文がございますが、この見返り資金勘定はどういうことになるのでございませうか。

○岡崎国務大臣 各国の例を見ますと、そういうものをつくつてあるところもあるようであります。あれ

は元來有償のものと無償のものとあつて、またその中にも見返り資金勘定のようなものもあるようであり
ます。これは話してみないとわかりませんが、日本の場合はそういう必要はないであろうし、またそうい
う必要のないことをわれ／＼は考えております。

○福田(昌)委員 それでは日本の場合は見返り資金勘定というようなものにならないことを望むし、そう
いうように交渉したい、こういうお考えでいらつしやいますか。……日本でこれから交渉なさいますMS
Aの援助のあり方と申しますか、それはいろ／＼あると思いますが、贈与の形式になるのでございませ
うか、債務の形になるのでございませうか。

○岡崎国務大臣 これも実は正確に申すと、交渉してみたあとでないときまりませんが、贈与という形に
なるものとわれ／＼は期待しております。但し、あのアメリカの法律にも書いてありますが、将来もしそ
れらの武器等が、当初の目的を果すに必要がなくなつた場合、いらなくなつた場合、こういうときには返
還するということになるかもしれないと思ひます。

○福田(昌)委員 ……武器をおもに対象になすつてのお話だつたと思ひますが、武器にいたしましたも、
贈与の形であるけれども、借りるといふようなつもりで交渉するということになるのでございませう
か。

○岡崎国務大臣 これはみんな交渉してみないと結果ははつきり申し上げられませんが、借りるのじやな
くて、やはりこちらの所有になると思ひます。なりませうけれども、目的ははつきりしてあるのでございま
すから、たとえばそれが非常に古くなつて不必要になる、そのときにたとえば日本でスクラップにして何
かに使つてしまつていいのかというと、そういうことではなくて、やはりいらなくなつたものは返す、あ
るいは人数が減つてそれだけいらなくなつたというような場合には、返すということになるのではないか
と思つております。形はやはりもちやうことになるだらうと考へております。

○福田(昌)委員 ……形はもちやうことになるけれども返すというのはよくわかりませうけれども、そんな
りますと、フリゲート艦の貸借の場合になりましたように、やはり修理その他に関する返すときの
ための予算的な措置をお考へになられるのでございませうか。

○岡崎国務大臣 すべてそういう問題が交渉の題目になるのでありますから、今から申し上げられませ
んが、つまりよく法律の言葉でいふと、解除条件付とかいふような言葉がありまして、たとえば海上警備
隊がある、そこへフリゲート艦が来ております。これは借りておりますが、かりにこれが日本に贈与され
たとしましても、海上警備隊を日本で必要なしとしてやめてしまふ場合に、この処分はどうするかとい
ふことになりませうと、これは返すのが正当であらうと思つております。

○福田(昌)委員 フリゲート艦の場合ですと、返す場合には原形にもどして返すといふようなことであつ
たと思ひますけれども、今度MSAの援助を対象として借りる武器は、フリゲート艦の場合とは違つて、

返すような場合があつたら、使い古したままの廃物として返してもいいということでもありますか。

○岡崎国務大臣　そういうふうに一応考えられるのであります。これは今ここでお話しても、そういう問題が交渉の題目になるのでありますから、ここでこうなるとかああなるとかいうことは、まだ早いと思ひます。

○福田(昌)委員　……なるべく日本の予算的な措置を必要としないように、MSAの援助を政府が受けられる、私どもは受けられることについて疑義を持つてありませんが、受けられるものならなるべく日本の予算的なものに食い込まないように、返済いたします場合のいろいろな条件もお考えいただきたい……完成兵器の贈与でありましたら、経団連などが望んでおりますところの、MSA援助に対する積極的な意図というものは、希望が薄れるわけでございますが、経団連あたりが非常にMSAの援助を希望いたしてありますということは、そのほかの形のもが多分に望まれるということによつて、これを期待いたしてあるのだと思ひます。大体完成兵器のほかはどういう形の援助があるか、具体的に申しましてもこれからの交渉でございましょうから、大体推定の範囲のことをお知らせいただきたいと思ひます。

○岡崎国務大臣　そのほかには、たとえば日本で、やはりこれも完成兵器と名づけられるかもしれませんが、日本でアメリカの政府が注文して、日本で作くらしてそれを受取つて、今度日本の保安隊なり海上警備隊なりに引渡してくれるというようなものが考えられます。そのほかにも、一般に漠然とMSA援助とい

つて大いに期待されておるのは、いわゆる域外買付というようなもので、特需のようなものであります。これは直接日本に対する援助じやないのであります。

○福田(昌)委員　日本の財界が希望しておるのは、域外買付の点であろうと思ひますけれども、そういう援助というものは、今MSAの日本向けの対象になつております金額もはつきりしなくて一億五千万ドル前後であるかわかりませんが、その範囲の外にあるわけでございましょうか。

○岡崎国務大臣　……域外買付は、よその国に対する援助、つまりよくいわれます十億何がしというのをアジア方面に援助するが、その十億何がしの日本に対するものを除いた残りで、どこから品物を買つてどこへ持つて行くかということになる。そのとき日本でどれだけ買うかということが問題になる。これはアジアだけです、アジア以外でも、必要があれば日本から買つて行つてもさしつかえない。要するに域外買付というのは日本に直接の援助でないものであります。

○福田(昌)委員　……大体完成兵器がどのくらいのパーセンテージで日本の軍需産業に影響いたして、軍需産業の経済的な面にプラスになるものはどのくらいのパーセンテージでありますでしょうか。

○岡崎国務大臣　……また域外買付との競合の問題、つまりどちらの注文を先によけいとるかという問題もありましょう、また値段にもよりますし、これを十分話してみないとわからないのであります。

○福田(昌)委員　結局MSAの援助を受けるとすれば、国内発注の形が完成兵器の援助にも当然望ましい

わけであります。その望ましい方向に向つて強力に交渉なさる御意思がありましたでしょうか。

○岡崎国務大臣 できるだけそういうふうにしたしたいと考えております。

○福田(昌)委員 MSAの援助が完成兵器で来る場合が相当あるわけでございますが、そういったしますとこのMSA問題が起ります前から保安隊が借りておりまするいろいろ兵器は、この際MSAの中に一貫して入るのでございましょうか、それとも別の取扱いでございましょうか。

○岡崎国務大臣 これも実は正確に申すと、話してみないと今申し上げられないのでありますが、われわれの希望としては、これは別個のものとして話をはつきりさせたい、こう考えておるのであります。

○福田(昌)委員 ……日本の防衛力の増強ということが当然起つて参りますし、しかもMSAの援助というものは、アジア地域の集団防衛というものを考慮しての意味合いで、アメリカが考えていると思うのであります。そうなれば国際情勢のいかんによりまして、日本の保安隊が海外に出動するということも当然あり得ると思ひます。……

○岡崎国務大臣 これはつまり条約なり、外国との間の話合いあるいは約束によりまして、外国に軍隊なり保安隊なりを出すという義務があるなしによつて、第一にはきまると思ひます。ところが今の日本の結んでおります平和条約にしても、安全保障条約にしても、保安隊を海外に出すということは全然ない。逆にむしろ積極的に国内の防衛に当るといふことになつておりますから、義務的にそういうことを負つてお

ることは一つもないわけです。……

○福田(昌)委員 ……国民として一番先に知りたいのは、保安隊の海外派遣の問題でございます。その一番知りたいことをなぜアメリカ政府にお問合せにならなかつたか……海外派遣をやらないということ、はつきり文書をもつて交渉なさるおつもりがあるかどうか、……

○岡崎国務大臣 これは、つまり条約の義務があるとすればやらなければなりません。今申しした通り、条約上の義務は何もないのであります。アメリカ側の回答の中にも、日本の治安維持の部隊を治安維持以外の目的に使うというようなことは条約上もないし、MSAの計画にも入つておらない、こういうことを言つておるのであります。……

○福田(昌)委員 ……この場合においても、私は、アメリカ側がどう解釈しておるかということとはわからないと思ひます。……ぜひ公文書をもつてお問合せを要求いたします。……MSAの援助を受けますと、これに対しカントリー・チームの監督を受けることになつておりますが、そのカントリー・チームというのは保安隊にあります顧問団とは、どういふ関係に立つのでありますか。

○岡崎国務大臣 これも話をする一つの題目であります。普通カントリー・チームといひますものは任務が大体きまつておりまして、これは安全保障条約の中に書いてありますが、たとえばアメリカ軍隊の連絡官と連絡して調達の事務に当るとか、防衛の計画に対して援助をするとか、そういう種類のものであり

ます。その一部は現在保安隊にある顧問の仕事になろうと思いません。

○福田(昌)委員 ……現在の保安隊の顧問の方々がこれを兼務するということになるのでございましょうか。それとも別個に新しいこういう団体の形がとられることになるのでしょうか。

○岡崎国務大臣 これは先方の都合であり、考え方でありますから、私はここで申し上げられませんが、そのかしらはアメリカの大使がなることになつております。その下にはおそらく今の顧問団の人が入るのじやないかと思つております。

○福田(昌)委員 このカントリー・チームの監督の範囲になりますが、これは当然日本の産業に対していろいろな日本向けの発注の問題なんかに対しても監督があり、域外買付のいろ／＼な作業上の点につきましても監督の権限があるのでありますか。

○岡崎国務大臣 そこまではやつてないように私はほかの国の例では見ておりますが、正確なことは話をしてはつきりきめてから申し上げたいと思ひます。

○福田(昌)委員 そういたしますと、カントリー・チームと申しましても、大体今の保安隊の顧問団の仕事と似たような点と考へてよろしゅうございましょうか。

○岡崎国務大臣 それ以外に、今おつしやつた域外買付の場合の発注にカントリー・チームが関係するかどうかというようなことが一つ残つてあると思ひます。……

○福田(昌)委員 このM S Aの援助によりまして、日本の防衛力というものは増強されますが、日本の防衛関係の予算は、どういう形に今後なるのでございましょうか。……日本の防衛力の増強ということはアメリカ側も考へておりますし、そういう傾向が現われて来るわけでございます。このM S Aの援助を受けることによりまして……日本の防衛予算は、この援助を受けることによつて、非常に削減されることになるのでございましょうか、……

○木村国務大臣 ……M S Aの援助を受けた場合に、保安隊に関するいわゆる経費というものは、減るのじやないかという御質問のように承りますが、このM S Aの援助をどういう形で受入れるかということはまだはつきりわかつておりません。……

○福田(昌)委員 ……ただ推定として防衛予算は減ると考へになるのか、あるいはまだ現状維持で行くつもりであられるのか、あるいは増加するお考へであるのか、……

○木村国務大臣 ……私はただいまの保安隊関係におきましては、さほどかわりはなからうかという考へております。

○福田(昌)委員 ……M S Aの援助をどういう形で、どれだけの金額を受けようとも、日本の国家予算の編成の上における保安隊の経費というものは現状維持であるか、あるいはまた多少増加することもあり得る、こういうお考へでございましょうか。

○木村国務大臣 ……はつきりしたことはわかりませんが、まずわれ／＼の考えからいたしますと、保安庁経費は現状とそうかわりはないものと考えているわけでありませう。

○福田(昌)委員 ……保安隊の方々はよくアメリカに留学しておられますが、保安隊の幹部がアメリカで入つておられます学校は、どういう種類の学校でございますか。

○木村国務大臣 いろ／＼の学校に入つております。あるいは普通の兵科学校に入つているものもありませんし、あるいは通信その他の研究あるいは運輸関係の学校、一つの学校でなく各種の学校に入つております。

○福田(昌)委員 向うの陸軍関係の学校にも入つておられますか。

○木村国務大臣 さようであります。陸軍関係の学校にも入つております。

○福田(昌)委員 その留学の費用はどこから出ているのですか。

○木村国務大臣 費用は旅費、滞在費等はこちらで持つております。向うのいわゆる授業料とかその他のものにつきましては、向う持ちということになっております。

○福田(昌)委員 保安隊の経費の中から出ているわけですか、旅費その他の費用については。

○木村国務大臣 保安庁の経費から出ております。

○福田(昌)委員 ……長官の防衛五箇年計画の問題でございます。新聞には、保安隊の顧問団長であります

すワトソン少将がすでに持ち帰つて、至急アメリカのワシントン政府と検討したというようなことが伝えられておりましたが、アメリカに持ち帰られるような防衛五箇年計画を、なぜ日本の国会には御発表できないのであるか。

○木村国務大臣 ……ワトソンがどんなものを持ち帰つたかわかりませんが、私はワトソンと会つたこともありません。この問題については存じません。従いまして、ワトソンにさようなものを渡した覚えもありません。

○福田(昌)委員 ……防衛五箇年計画は、長官の試案であるかどうか存じませんが、これほど問題になっている計画でございますから、よく保安庁長官がお使いになつている男ならで、これこそやはり今国民要望の計画案を御提出になるのがあたりまえだろうと思つております。……

○木村国務大臣 ……私が自分の意見もまとまり、また庁議にもかけて成案を得ましたならば、これは喜んで皆様の御批判を受けたいと思つております。また自分の意見もまとまつていないので、その意見をまとめ、そしてまた庁議にかける前提として、一つの見当をつけるためにやつたことであります。

○福田(昌)委員 ……軍隊というものと、自衛力というものが私どもにはよくわからないのでございませうが、朝鮮の戦争、あれは長官のお考えにおきましては自衛力の行使でございませうか、それとも戦争でございませうか。

○木村国務大臣 これは国際法の関係にわたることではありますが、普通これは戦争とは言っていないようであります。これは前に外務大臣からお答えがあつた通りであります。これは各国とも警察力の行使と言つておるようであります。

○福田(昌)委員 では朝鮮のあの戦場は警察力の行使であり、防衛力の行使の範囲と保安庁長官はお考えでございましょうか。

○木村国務大臣 ……国際法上、これは警察力の行使ということで解釈しているようであります。

○福田(昌)委員 ……日本の保安隊も、自衛力の行使の形において、あの程度のことはやるというふうに解釈してよろしいのでございましょうか。

○木村国務大臣 もちろん日本の平和、秩序を乱されるような事態が起りますれば、保安隊は当然出動いたします。

○福田(昌)委員 水害に關しての治安という言葉からいたしますと、当然今回の水害対策等に対しても、治安維持の上から相当御活躍を願わなければならぬと思ひますが、この治安維持の上において、どの程度の準備を保安隊はもつておられたか、それとこの保安隊がどれだけの活動を今回の水害対策においてなされたかを伺いたい。

○木村国務大臣 ……もとより保安隊は保安庁法第六十六条によつて、国家の災害に際して出動する任務

を持つております。それによつて北九州においては喜んで出動しております。七月一日現在において四百名、二日現在において五千五百名出ております。しかしそのやつた仕事の性質を見ますと、人命救助、避難民救出、給水作業——この給水作業というのは、特に私は御理解を得たいと思ひますが、どろ水をかぶつたときは清水がないのであります。しかも人の生きる上に一番必要なものは清水であります。これをいかに供給するかということに苦心をいたしました。どろ水を清水にいたす、いち早くそういうものを準備いたしました万遺憾のないようにやつております。救出人員は約一千名に及んでおります。それから舟艇及び車両によつて人員、物資の輸送をやつております。それから死体の発掘作業、架橋作業をやつております。

これはきわめて迅速果敢にやつております。それから堤防の補強作業、たき出しの補給、その他万般にわたつて保安隊は時宜に適したことをやつております。

○福田(昌)委員 保安隊が非常に御活躍になつたことを伺つて了といたしますが、しかし、もし保安庁長官がほんとうにこれを国内治安維持と大衆の生活安定のために必要なものであるとお考えであれば、ヘリコプターくらい常から用意しておきまして、ヘリコプターによる救済くらいは保安隊でできると思ひますのに、そういうことがなされていない。今伺つたのでは、まるで消防隊と同じような仕事の範囲であることについてきわめて遺憾に思ふのでございませう。

(M S A 軍事援助と再軍備) (予算委一四号 七・八頁参照)

○小平(忠)委員 …… M S A の援助をもしかりに日本が受けるとした場合においては、わが国のいわゆる治安の維持、さらに自衛力の強化、ひいては国民経済の発達に寄与するところがあるという観点から、受くべきであるということをこの国会を通じて説明されたと思いますが、……

○岡崎国務大臣 受くべきだということまではまだ行っておりませんが、受けたいものだと考えております。

○小平(忠)委員 …… 現在わが国の保安隊というものはもつぱらわが国の治安維持のために必要であるという御説明であります。

……しかしわが国がかりに外国の直接侵略を受けた場合において、この保安隊が傍観するわけには参らぬ、直接侵略を受けた場合においては、国内の治安維持のために設けられております保安隊といえども出動するのだということは、外務大臣も総理大臣もあるいは木村保安庁長官も言明されてるのであります

○岡崎国務大臣 外国の侵略を受けた場合には、国民全部が出て行つてこれを撃退する、その一つとして保安隊も当然出て行くものだ、こう考えております。

○小平(忠)委員 …… 具体的に M S A の援助を受けた場合に、実際の保安隊の機構なり保安隊の実態につ

いて、ただいま木村保安庁長官は、保安庁の経費の面においても、そう現状と大差がないということをおつしやつていましたが、実際 M S A 援助を受けた場合において、保安隊の機構なり現状においてかわりないものであるかどうか。……

○岡崎国務大臣 …… ただ閣僚の一人として見ますれば、先ほど木村保安庁長官の申されたように私も考えます。

○小平(忠)委員 …… 現にこの M S A を受けることによつて、わが国の国内の治安の問題にしろ、自衛力の問題にしろ強化されるということを言明されております。従いまして私はあえてこのことを伺つたのは、保安隊というものの性格が、現にこれは国内の治安維持だけにとどまらないというようなところの問題がある。…… M S A の援助を受けるということは、わが国のいわゆる自衛力の増強あるいは治安維持の確保に寄与するという見解から見ますならば、…… 軍事援助というように解釈できるのであります

○岡崎国務大臣 私どもは外国の過去の例をいろいろ研究もしております。…… 国内の防衛というものは、おつしやるようにそう簡単に、普通の平和のときのことを考えていては、足りない場合も多々あらうと思つております。従つて私が M S A を受けたいと思ひますのは、かりに兵員の数を増すとか増さぬということは別問題といたしましたが、もつとさらによく保安隊なり海上警備隊なりの能率が上るように、装

備がちゃんとしてできるようにいたしたいというのが、常に私の考え方でありませう。

○小平(忠)委員 ……さらに私は保安隊の今日の運営について、若干疑問があるのであります。と申しませうのは、今日保安隊には、先ほども議論されましたように、米国の顧問団、さらにカントリー・チーム、こういったものは、行政協定のどの条項に基いてあるのか、あるいは申合せでできておりますのか、……

○岡崎国務大臣 行政協定には、こういうものはありません。

○小平(忠)委員 いかなる根拠によりまして、保安隊の中に顧問団なり、こういった監督というものがあ

○岡崎国務大臣 ……私の了解してあるところでは、よく保安庁長官の言われますように、今保安隊はアメリカから武器を借りてある。その武器の管理者となり、また特に日本で今まで使われていないようなものについては、使用方法を教える。そういう意味でこういう人々が入つてある。こう了解しております。

○小平(忠)委員 ……しかし少くとも保安隊は、わが国の治安維持のために自主的に設けられたものである。そういう見地から、自主的にわが国自体の国内治安維持のために設けられたそういった組織に対して、外国の軍人が、外国の軍隊が保安隊内部にあるということについては、外務大臣としては承知されておらなければならぬ問題であろうと思つております。……武器の貸与を受けてあるから、その武器の使用法等についての説明を聞く必要があるということだけではないと思ひます。……

○岡崎国務大臣 これはどうぞ保安庁長官からお聞きを願ひます。

○小平(忠)委員 ……この保安隊というものは、M S Aの援助によつて直接変化はない。こういうことは今外務大臣も、先ほど木村保安庁長官もおつしやつたのであります。そうすると、いかなる理由によつてこのM S A援助を受けるかという、具体的な問題がわからないのであります。さらに私は、このM S A援助を受けることによつて、わが国が必然的に再軍備の義務を負わされるというようなことを、非常に懸念するものであります。……

○岡崎国務大臣 政府としては、再軍備の義務などを負う意向は全然ありません。また内政干渉を許すというつもりも全然ありません。

○小平(忠)委員 ……いわゆる協定を結ぶという場合において、国会の承認が事前であるか、あるいは事後であるか、批准を要するか要しないかの問題について——批准条項が設けられるであろうというようなことをおつしやつたのであります。そうなつて参りますと、……批准条項が設けられる場合においては国会の事後承認を受けるといふ意図が明らかにされておるのであります。従つてそれはきわめて重要な問題でありますから、批准条項を設けられるであろうその根拠と、さらに外務大臣は、この協定の締結は、いわゆる国会の承認を事前に受けるか、あるいは事後承認の形で批准を求めめるか、……

○岡崎国務大臣 批准条項を設けようとしておるのは、私の考えでありまして、今後交渉の結果多分そう

なるであろうということを言つておるのであります。……

○小平(忠)委員 ……すなわち正式の条約の締結は、いわゆる国会の承認を得なければならない、その憲法の規定に従うところの国会の承認ということでありませう。

○岡崎国務大臣 政府はただいまのところ、これが条約になるか、協定になるか——まあ協定になるだろうと思いますが、協定も国際的に見れば、広い意味の条約の一種であります。そこで広い意味のこの条約につきましても、憲法の規定に基きまして、締結前に国会の承認を求めつもりであります。

(憲法改正と戦力) (予算委 一五号 一・二・三・四・五・六・七頁参照)

○北委員 ……国家というものは、普通の社会と区別をすれば、国家は国内の治安を維持し、国民の安寧幸福をはかるために法律を励行する暴力である——暴力という言葉が正しくなければ、力である。法律の權威は、結局は財産差押えと身柄監禁という力の励行、力になつて来る。また外国の侵略に対して防衛力を持つてゐる。これは国家の根本定義であると考えます。あらゆる国家学者でも、普通の社会と区別するには、この二点からである。私は日本が防衛力がなくて、アメリカに防衛してもらふという状態では、独立という言葉を用いてゐるが、実際は不完全国家であると考えます。……

○緒方国務大臣 ……国が独立する以上、自衛力を持つことは当然であります。……ただ自衛力の解釈、自衛力の内容につきましても、それが一国だけで防衛するだけの自衛力を持ち得るかどうかということとは、

兵器の非常な飛躍的な進歩に伴ひまして、今日ではやや不可能になつて参つたのではないか。それは敗戦後の日本がそうであるばかりでなく、今日いわゆる強国といわれますイギリスでも、アメリカでも、すべての国が一国だけで一国の防衛をすることができぬというのが実情ではないかと考えておりますので、私は一国だけの一国で防衛力、防衛軍を持たない場合もあり得る、さように考えております。

○北委員 ……かつての満州国と現在の日本といかなる相違があるか。満州国は関東軍が防衛の責任者で、満州国軍はその補助部隊である。ただ独立国と称して日本の弟分の国という宣伝はされたが、日本は神道を少し押売りをした。アメリカはキリスト教を押売りしないことに、多少違ふところがあります。防衛をアメリカ軍がやつて、基地を七百も設けて、日本の保安隊は直接侵略に対しては補助部隊である。かつての満州国軍と同じ役目をしてゐるように思いますが、満州国を独立国と見なすことと、アメリカの保護を受けてゐる日本を独立国と見なすことと、どこに差がありましたらうか、……

○緒方国務大臣 日本は一昨年のサンフランシスコの平和会議におきまして、独立を獲得いたしました。その後におきまして、アメリカと日本の間に二つの独立国が平等の立場に立ちまして、日米安全保障条約を締結いたしました。その条約に基いて、基地を許してゐる、あるいは日本の防衛の一部を担当してもらつてあるということで、満州国があつた時代の日本と満州国の関係とは違ふように解釈いたしてあります。

○北委員 どうも日米安全保障条約は、満州国成立当時の日満議定書に相似たるものがあると私は考えますが、そこにいかなる差別があるのでありますか。

○緒方國務大臣 相似たるところになる点があるかもしれませんが、これはあの条約の締結されました由来において違つておると私は考えております。

○北委員 ……私は保安隊の問題並びに自衛力増強の吉田さんの御議論、MSA援助等は、日本の現行憲法と相当に矛盾があるように感ぜられますので私は現在の憲法は不満足しごとく思つて、改正の要求が強いのでありますが、いやしくも現在の憲法がある限りは、憲法の精神との矛盾を指摘したいと思つています。…この憲法草案が発表された場合に、マッカーサーが声明を發している。この声明文を読みますれば、世界の信義と公正に日本は信頼すべきである、従つて戦争はやつてはいかぬ、また戦争の源となる陸海軍その他の軍事的潜在力という言葉で…それは持つ必要なし、こう述べております。…今日の憲法はソ連とアメリカと中国の蔣介石政府、英国、おもなるメンバー四つが承認した問題で、この四つが日本の安全を保障するという前提のもとに書かれたものであります。ところが今日では、…この前提がすでにくずれてある。憲法は前文からすでに書き直さなければならぬ運命に立ち至つてある。これは平和時においては役立つ憲法であるが、戦時は——非常時にはむしろ有害な憲法であります。今日何人も世界諸国という中にソ連を入れて、この信義と公正によつて日本が安全であるという議論はあり得ないと思つていますが、緒方

副総理のお考えを承りたい。

○緒方國務大臣 ……その事情から今日の憲法を改正しなければならぬという結論に導かれるようでありませんが、政府といつたしましては憲法が現に行われてある間、どこまでもその憲法を尊重して参りたい。その憲法についていろいろ批判があることは承知いたしておりますけれども、その最初の前文の起草者の中にソ連が入つておつて、その後の国際情勢の変化によつて、ソ連の立場は非常にかわつてある。そういうことから、すぐ憲法改正の結論に結びつけることは、どうであろうかと考えております。

○北委員 ……私どもは議会でこの憲法はいや／＼ながらこれを認めなければ講和条約が促進しない、腹の底では方便的の意味でわれ／＼は承認したのであります。…どうしてあんな憲法に賛成したかと詰問されます。私も苦しい思いであります。しかしポツダム宣言は乱暴しごくな宣言で、日本を四つの島にしてしまふような宣言である。…この憲法もこれを承認しなければ、講和条約などは絶対にできないから承認しただけである。…どうしてもこれは日本国民の手で直さなければならぬ。…少くとも政府としては今急に改正をやるといつても、議会の三分の二以上、国民の過半数の賛成を得にくい状態で、吉田さんは不徹底の立場において選挙で第一党を獲得したと私は考えてある。ところが政府としても民間の有志としても、改正の準備に着手するくらいは腹構えがなくなちやいかぬ。…これを独立日本の国としてこのまま維持して行こうという心根がわからない。…

○緒方國務大臣 憲法制定当時におきます北さんの御苦衷はよくわかります。そも／＼占領下において国の根本構造である憲法を制定したところに、すでに私は無理があつたと考えるのでありますが、しかしながらこの制定当時の事情のいかんにかかわらず、とにかく今日は国家の最高の基本の法律であります。

……この制定当時の由来、事情というものは離れて、今日の憲法を改正すべきか改正する必要がないかということとは、冷静に慎重に考えなければならぬ問題であると私は存じておりますけれども、それならば今これを改正すべきであるということにつきましては、今は改正する考えを持つておりません。

○北委員 実はこの憲法制定当時、……緒方さんの大先輩が第九条の第二項を除いている、その他いろいろあります。適当な修正案で、私はこれを入れることに非常に努力いたしました。あなたは、先輩も非常にこれを憂えておることをどうお考えか。どこかに緒方さんの個人のお考えで、憲法第九条第二項は適用しないように希望するということが新聞に出ておりましたが、……

○緒方國務大臣 ……もしあちこちの座談会等で憲法第九条第二項に触れた話をしておるとしますれば、第九条第一項は自衛軍を否定してあるものではない、従つて憲法改正必要なしという議論がありますのに對して、第一項はなるほどさように解釈ができるかもしれないけれども、第二項に陸海軍その他一切の戦力を保持しないということを書いてあるので、第一項をかりにそう解釈するにしても、再軍備をする上に於いて、その第二項がある以上無理ではないか、第二項はその場合でも削除すべきではないかというよう

なことを私は言つたような気がいたします。第二項につきましては、ただいま御指摘のように、陸海軍その他一切の戦力ということがあるだけでなく、私はうる覚えであります、その一切の戦力というのは英語でウォー・ポテンシャルという言葉を使つてあるさうであります。これがそのまま現実に守られるとすると、どうしてもあの条項では困るのではないかというような気がいたします。これを私は今すぐどうという意見は持たないのであります。

○北委員 ……木村さんは戦力というのを原子爆弾のごとく解釈いたしておりますが、……マッカーサーが國務省へ憲法制定の事情を報告したのを見ても、原子爆弾なんという高級の戦力じゃないのです。陸軍、海軍、空軍及びその他の戦争潜在力の附帯的のものであります。従つて原子爆弾を持つことは陸軍が持つか、海軍が持つか、空軍が持つので、から手の陸軍、海軍、空軍はないのであります。原子爆弾は陸軍、海軍、空軍のうちへ入れなければならぬ。戦力は、特別に原子爆弾を入れなければ戦力ではないという議論は、お取消しを願いたい。……その当時の状態においては、保安隊のごときもの、軍需産業、軍事訓練、みな禁じておるのであります。……戦力とはそういうものを言つておるのであります。原子爆弾などじやありません。……ポツダム宣言は生きておるといふことです。佐藤法制局長官にも一応弁明を求めますが、この前ここで質問したときに、ポツダム宣言はもう無効であるといふようなことを言つたが、その前の年の八月九日にポツダム宣言を入れてこの憲法の成案が日本に第一回に発表されたのは三月六日であります。また

ポツダム宣言は生きて、ポーレー委員やストライク委員が来てある盛りるときです。……

○木村国務大臣 ……日本の憲法第九条第一項は、……要するに、侵略戦争のような愚を再び繰返すことをしない、させないということが、建前になつておるとわれ／＼は考えております。そこでこの精神から申しますと、自衛力を持つということは一向憲法に触れていない。もとより独立国家となつた以上は、自衛力を持つことは当然なことである。しかしながらこの自衛力を持つにあつても、その持ち方いかんによつては、あるいはまた侵略戦争のような愚を再び繰返すようなおそれもあるかもしれぬというので、二項において戦力の保持を禁止している。自衛力は持つてもさしつかえない、ただその自衛力は戦力に至らざる程度の自衛力である。……

そこで保安隊のごときものは、これは私は常々言つておりますように、近代戦争には一つも役立たない。……近代戦争においては、ジェット機や原子爆弾さえある。……もとより保安隊は自衛力の一部を構成することはわれ／＼も考えてある……しかしながら……これは戦力に至らざる自衛力であるから、何ら憲法に抵触しないとわれ／＼は考えております。

○佐藤(達)政府委員 ……憲法改正は占領下において行われました。ポツダム宣言の有効な間に行われたということはお話の通りであります。従いましてその周囲を取巻いておつた雰囲気というものは、やはり占領政策というものが取巻いておつたと思ひます。……憲法の一部に占領政策が入つてゐることは否認で

きませんけれども、……要するに、その当時における戦力なり何なりという考え方は、今日ほど裸の形で考えられていなかつたのではないか。……そうして今日になりました、この占領政策のもや／＼した雰囲気になつてしまつて、色ガラスがとれてしまつたという場合においては、この憲法の規定のその文字の表わすまま、その条理の示すところに従つて解釈すべき真空の雰囲気が出てゐると私は思ひます。その眼から見ました場合には、ただいま木村保安庁長官から申し上げたような結論が、憲法の文理上及び条理上出て来るといふふうに私は考えるわけでありませう。

○北委員 私は自衛力というもののうちに戦力は入らぬというような木村長官の説明に対しては、絶対に条理上反対します。それは吉田総理の言うごとく、自衛力というものは、経済の安定あるいは国民の愛国心の向上、道義高揚、断じて祖国を守らなければならぬという精神的な要素が非常に強いことは同感であります。しかし戦力というものがない自衛力があり得ない。すなわち自衛力増強ということは、戦力増強を中心とせずには考えられ得ないと思ひますが、……

○木村国務大臣 ……自衛力とはわれ／＼が常に申しておりますように、物心両面においての総合国力だとわれ／＼は考えてあります。そこで精神的の面と力の面と両方から考えなければならぬ。自衛力を増進する上においては、いわゆる日本の経済力、技術面その他あらゆる面から日本の国を守るといふ力、それと同時に一面において警察力その他保安隊のごとき、内地の平和と治安を維持すべき実力部隊、この両面

が考えられるのであります。……

○北委員 ……自衛力の中心に戦力があるというのを物心両面だというて、精神的の面を大いに言つて物質的の面は言わないで、警察隊や保安庁、こういつておりますが、これは戦力じやないですか、これを増強すれば戦力である。私は自衛力の中心はやはり戦力だと思ひますが、……

○木村国務大臣 自衛力と戦力とは別個の観念であらうと思ひます。自衛力は戦力に至らざる自衛力である。戦力に至らざる自衛力はあると思ひます。これは戦力に至らざる自衛力、要するに先ほど申しました通り、侵略戦争の具に使われるような大きないわゆる総合戦力をわれ／＼は持たない、こう考へております。

○北委員 ……戦力がない自衛力はあり得ない。……こそ／＼やらぬで堂々と、独立国なら自衛権はある、自衛力を持たざるを得ない、自衛力は戦力が中心である、なぜそう言ひませんか。

○木村国務大臣 自衛力というものは、これは独立国家として当然持つことはわれ／＼は認めております。また日本の憲法においても自衛力を持つことは何も否定されておりません。ただ自衛力の限度をどこに求めるか、これが問題であります。日本の憲法ではいわゆる侵略戦争のようなことを再び繰返してはいかぬというので、憲法第九条第二項において戦力保持を禁止している。そこで戦力に至らざる自衛力は持つてもさしつかえない。また日本の保安隊はこれは決して外国と戦争をするために設けられたものではない。

い。保安庁法第四条において明確に規定されておること、日本の平和と秩序を維持するために持つことを許されておる。その装備内容の点から申しましたが、決していわゆる近代戦を遂行するような能力、すなわち裏から返しますれば、侵略戦争に使われるような、そういう大きな装備を持つてゐるものではない、こういうことになつております。

○北委員 侵略戦争はやらぬということ、この第九条第一項でわかる。第二項を削つて何の不都合がありますか、それをひとつ聞いておきたい。現に高柳賢三君のごときは、フランスの公学者に笑われたからあれはたな上げをした。第二項がなくてどうして不都合でありますか。……

○木村国務大臣 ……一つの学説としては大いに傾聴に値するでありましょう。しかしながらわれ／＼といたしましては、やはり大きな総合戦力を持つようなことになりなすれば、ややともすると侵略戦争の具に使われるような危険がなきにしもあらず、そういう懸念から憲法第九条第二項において戦力の保持は禁止されておるものと、われ／＼は解釈しております。

○北委員 ……国家の基本的権利としては自衛権はある。しかしこの憲法では自衛力は持つてはならぬと、あなたの先輩の金森さんは言つております。……私は国家というものの本質上、国内を維持する力がある、外国の侵略に対するある程度の力、……結局は無防備の国であるならば、国際連合から擁護してもらうか、それとも局外永世中立を宣言して、ソ連、中共、アメリカ、イギリスから認めてもらうよりほかに

かたがない。そういう性質の憲法です。二大陣営にわかれて、一方の陣営に加わつて、アメリカから守つてもらふと、いつまでもアメリカが守つておつて、日本は属国、保護国の立場になる。……やはり天はみずから助くる者を助く。集団保障であつても、日本は外の防衛をしてもらいたいから憲法を改正することを唱える。……

○緒方國務大臣 ……憲法改正につきましては、先ほども繰返して申し上げましたように、今のところ政府でその意図は持つておりません。……この憲法の改正ということにつきましては、よほど慎重にやらなければならぬことは申すまでもないことでありまして、政府といたしましては、民論がこの改正に向つて、非常に強くなつて参りました場合に、そこで慎重に考究いたしたいと考えております。

○北委員 ……私の手元にはM S Aを受けた国の状態が掲載されておるところの資料がありますが、相当深刻な事情があります。……それで私はM S Aなどはちよつと飛びつきやすいかもしらぬが、行き詰まつた会社が悪質銀行から金を借りる、監査役が来て事業を乗っ取る可能性が将来なきにしもあらず、北大西洋同盟条約について、フランスや西ドイツでいつでももんである、これは軽々にうのみにできません。こういう事情がある、その他まだいろいろあります。……われ／＼の時代に戦争に負けて、勝つた国に絶えず永久に差押えをされるような国を子孫に残すわけに行かぬ、私は国民に毅然たる独立心があり、不法に對してはレジスタンスの精神が旺盛であれば、やはり差押えも寛大になると思ふから、ここで徹底的に話

し合つてもらいたい、……

○岡崎國務大臣 ……とかく内政干渉めいたことになりがちだという批判のことは、真偽は別としましていろいろの論評も見ておりました、また最近においてたとえばインドネシアがM S Aは受けたくない、T C Aなら受けたい、国連の技術援助なら受けたい、こういうような意見を述べておる実情も調べております。われ／＼としてはお話のように名実ともに独立国たるようにすることは、まったく同感であります。……日本の国内の力を一日も早くとりもどして、内政干渉にならざる範囲においては、受けるべき援助は受けたいと思ひますが、お話の趣旨もありますから、今後とも交渉にあつては十分御意見を尊重して行きたいと考えております。

○北委員 ……アメリカと日本との行政協定のことについて……アメリカは日本の領土が狭いのに、基地をあんなにたくさん持つては困る、日本人が迷惑がるだろうという演説をしてあります。今まで七百くらいの基地を持つておるようですが、われ／＼しろうとから考えれば、その十分の一でもたくさんだと思ふのです。……私は軍事専門家にはつきり意見を聞いて、減らすものは減らすべきではないか、そう思ひますが、いかがでございますか。

○岡崎國務大臣 ……ただ今六百とかいう数を言われましたけれども、これは全部の数でありまして、いわゆる基地と称せられるものの中には、たとえば一軒の家も入つておるわけでありまして、その中には大き

な演習場もありますし、一軒の家も勘定して、すべてを一つとして勘定すると六百余りになる。……今の程度でもやはり国内から見ますれば多過ぎる感もあるのであります。他方アメリカ側の見地からいえば、能率を上げて演習を十分するためには、できるだけよいほしいという考えはございませうけれども、また日本を防ぐためにはその必要もあるかもしれませんが、同時に国民によけいな反感を起すようでは、結局日本を防ぐ目的にもかなわないのでありますから、私としては今後減らすことはありましても、大規模なものをふやす意向はないのであります。

○北委員 ……今日は主権が全国民で、われ／＼はその最高機関である。政府は最高機関じゃなくて、われわれの決議を執行する機関になつてしまつておる。従つて外交の大権も兵馬の権も——保安隊も重く見て兵馬の権、これは全部国会の審議によつて決すべきものである。国会が決議機関であつて内閣はその執行機関である。この憲法の根本精神を生かせば、秘密外交とか秘密五箇年計画ということは断じてあり得ない。こういうことをやる諸君は憲法の根本精神を蹂躪するものであると私は考えますが、いかがお考えでありますか。

○緒方國務大臣 国会は国権の最高機関であるということは申し上げるまでもなく、憲法に明記されておるところであります。従いまして外交につきましても批准権を持つておるのは国会でありまして、その国会の承認を求める準備行為といつたしまして、行政府である政府がいろ／＼な交渉に当りますけれども、その効力を発生せしめるかいかにつきましても、国会が最後の権力を持つております。その意味におきまして国会はその場合においても最高の機関であるということが言い得ると思ひます。

○北委員 国防は統帥権の範囲に入るか、兵馬の権に入るか入らぬかわからぬが、ともかくも保安隊というものの長官は木村さんでありますから、これも主権の内容をなしておる。すなわち議院に徹底的に報告する。国民が主権で、最高機関が議院であつて、政府はその執行機関である。……私は、明治憲法のごとき感覚を木村長官が持つておられるのじやないか。これは編制大権に属するので、大権は国民の手に移つたから、議院がプランを立て、予算を伴うべきものである。こそ／＼あなたが立つて、見せるとか見せぬとかいうことは末の問題で、議院と相談して立てるべきではないか、いかがですか。

○木村國務大臣 ひろんこの案はできませんれば国会に御審議をお願いしたい。成案を得なければ、とつていそつという運びには至らない、その点御了解をお願いしたいと思います。

(MSAと自立経済) (予算委 一五号 一六・一七・一八・一九頁参照)

○八木(一男)委員 ……MSAを受入れた場合、経済的なまた財政的な援助についてはどういふ影響があるか……まだはつきりわからないというような御返答であつたかと思ひますが、現在でもそうございませうか。

○小笠原國務大臣 まだ内容は全然わかつておりません。従いまして、どういふ影響があるかということ

は、ただいまのところちよつと申し上げることはできません。

○八木(一男)委員 ……M S Aを受入れる理由として、自衛力の増強に役立つ、それからもう一つ、わが国の経済をよくすると思う、この二つの理由をあげておられるわけです。私どもはこの二つの理由を並べて述べられるような緒方さんのお考えには非常に反対でございます。M S Aの問題は、……日本の一番大事な法律であります憲法の問題に触れてあります。また内政干渉とか、将来外国派兵というような疑義も持たれ、十分にその危険が想像されますので、独立と平和の問題に非常に重大な影響のある問題でございます。その場合に、経済上でちよつと得するだろうからというようなことを、この重大な独立と平和の問題と並べて理由としてあげられるような態度は、この重大な問題について少しく間違いではないかと思うわけでございますが、……

○緒方国務大臣 M S Aの問題は、御指摘のように、非常に重大な問題でありますので、先般交換公文を交換いたしまする前に、調べられる限りの調査を慎重にいたしましたして、その上で疑点と感ずるところをアメリカ大使館を通してワシントンの意向を聞いたのであります。それによりまして、大体防衛問題は、その国の、日本の場合は、日本の経済事情、経済生活の安定というものがその前提であるということ、それからM S Aのとりきめをかりにいたします場合に、それによつて現在の日米安全保障条約の期待する以上の義務を負わされることはないという点がわかりましたので、……日本の独立、あるいは自主性を害しな

いということがはつきりしたならば、受諾してもよくはないかということを考えておるわけであります。

○八木(一男)委員 ……必ずM S Aの問題について、常にその独立の問題と将来の平和の問題を念頭に置いて対処していただきたい……まずこの経済的な問題を、M S Aを取上げる二つの大きな理由のうちの一つとして取上げられておきながら……その影響はまだわからない。わからないというような不確かなことを取上げる理由にして、そうしてM S Aを受入れよう、このようなことで政府としての責任が保てるかどうか、……

○緒方国務大臣 まだ受諾する段階にまで参つていないので、……見通しを持ちましたので、それで交換公文のごときも、その都度できるだけこれを公表いたしましたして、国民の批判を受けながら、また国会にもできるだけその都度報告をいたしまして、国会を通して国民の理解を進めながら、話し合い、交渉を進めて行こう、その上で、先ほど申し上げましたような満足な結論に行きましたならば、そこで受諾しようというのであります。

○八木(一男)委員 ……得をするかもしれないというようなことで、……国の根本を誤るようなことのないように、……その問題につきまして、経審長官から経済的な問題の影響について見通しを伺いたいと思

sappo。

○岡野国務大臣 ……まだ受けるとも受けないともきまりませんし、それから内容がいかがであるかとい

うこともわかりません。われ／＼先般も経済の五箇年の見通しなんかしましたけれども、まったくこれは除外してわれ／＼は経済の見通しをし、同時に自立して行こう、……

○八木(一男)委員 ……自分の担当の部門について全然見通しがないというようなことは、その責任をとるという考え方ではないと思うわけでございます。今でも漠然としてどういう影響があるかくらいのこと、は、経審長官あるいは大蔵大臣は見通しておられると思うのでありますが、……

○岡野国務大臣 ……私は今まで特需というものがあるために日本は今日の生活水準が保てて行けた。しかしこれは、日本のほんとうの経済自立のあり方ではない。……自立経済の方針を立てて行きたい、心がけております。従つてMSAにつきましては、私は今どういうふうになつて行くか内容もわかりませんし、それからまたどんな関係になりますか、これもわからないのでありますから、まったく勘定に入れないで、自主独立の経済をやつて行きたい、こういう方向で経審長官といたしましては研究を進めておるわけでありませぬ。

○八木(一男)委員 ……巷間伝えられているようなMSAをもし受けるといふ場合には、保安隊の増強が要求されます。そしてその保安隊の経常の経費がふえると思うわけでありませぬが、それについての、大蔵大臣の御意見を承りたい。

○小笠原国務大臣 MSAの内容につきましては、何ら承知いたしませんから、さような御質問には何らの御返答ができません。

○八木(一男)委員 ……それでは今後は御研究になつて、経済閣僚としての立場で、これは非常にぐあいが悪いというときには、MSAの締結に閣内で断じて反対されるのであらうということに期待するわけでありませぬが、それはどうですか。

○小笠原国務大臣 研究することは今後怠らずやりたいと思ひます。それに基づいての結論によつて、自分の所信を表明いたします。

○八木(一男)委員 もしかりにMSA受諾の結果、保安隊が増強されるというようなことで経費が増大する、財政支出が増大するという場合に、小笠原さんとしてはどういふ態度に出られますか。

○小笠原国務大臣 どうも今日の場合、仮定の問題についてこれこれ申し上げるのは、ちよつとどうかと思ひます。

○八木(一男)委員 ……日本の経済の立場から、MSAを——私どもは非常に遺憾とするところでございませぬが、これを受けるといふことになつた場合に、世の中では、何らかの援助があつて、日本の国は得をする、もうかるというふうに考へているらしく見受けるわけでございませぬが、それが完全兵器で供給されたときには、ドル稼ぎという意味だけでも、何も役に立たないと考へませぬが、……

○岡野国務大臣 ……MSAをどういふふうにして受けるか、その内容がいかがであるかということがは

つきりいたしませんから、断定ができません。しかし、もしかりに万一、これが生産された兵器が何かで来るといたしましたならば、日本の経済上にどういふ影響をされるかというお尋ねであろうと思いますが、これは私は、それを受ける受けぬがいい悪いの問題じゃございませんで、経済上これを判断いたしますれば、もし日本に必要なものが来るならば、それだけ日本でつくる経費、すなわち国家予算を節約できるといふ消極的の利益があるだろうと考えます。

○八木(一男)委員 ……もし日本に不必要なものが、ただ物で入つて来るといふ場合に、ひとつも役に立たないと考えますが、どうでしょうか。

○岡野国務大臣 ……私はその内容がわからぬということを前提として申し上げたいと思います。必要であるかないかは、これからの交渉によつて、必要であればもうし、不必要なものはいらわれない、こう考へております。

○八木(一男)委員 ……不必要なものが入つて来たときに、そのものが入つたというだけでは、日本経済にひとつもプラスにならないかどうかということをお伺つています。

○岡野国務大臣 ……どうも言葉が仮定に落ちますが、不必要なものをよそからもらうということは、私として考えられないと思つております。それだけのことでございます。

○八木(一男)委員 ……完全兵器で参つた場合には、ドル稼ぎという意味におきましては全然プラスにな

らないということになるわけで、それ以外のものが来ることを財界一般では非常に期待してあるのでござい

ますが、……

○岡野国務大臣 ……日本の貿易に従事してある人、また今まで従事しておつた人は、そう世界貿易というものを甘くは見えていない、こう考えます。同時にMSAで、完全兵器の形でなしに、日本にこれを注文しましてつくらせるというようになれば、おそらく国際価格というようなものにさや寄せしなければならぬ、こういうことになるだろうと思つて……

○八木(一男)委員 ……その兵器産業の方に、たとえいろいろの資材だとか電力とかに使われて、岡野さんが非常に期待しておられる一般の貿易産業、平和産業のコストを下げようという努力にブレーキをかける、むしろ上げるような要素が考えられると思つてございしますが、……

○岡野国務大臣 ……私はこの間の往復文書はよく覚えておりませんが、日本の経済に対して影響がないように考へてやる、……少くとも援助によつて日本の経済界が攪乱されるとか、もしくは経済の自立が脅かされるというようなことは向うもしたくないだろうし、われわれとしてもできないことではありません。

○八木(一男)委員 ……このMSAを受けた場合に、保安隊の増強が強制される。そのために兵器はたとい向うからただで貸してくれたとしても、その経常費がふえる。軍隊は十五万に増さないと強弁され

たとしましても、その兵器を入れる格納庫その他のものをつくるために費用がいる。そのような財政的な負担が直接に想像されるわけであります。次にまた、……そのように兵器生産に移るために、一般の貿易または平和産業がそのコストを下げようという日本の国の今の必死の運動にブレーキがかかるというようなおそれもあるわけであります。また日本の将来の経済自立に対中共貿易が非常に大事なものであるというところは繰返し方々で言われておるわけでありまして、……中共との貿易が非常にうまく行っていない。この貿易は今ぼや／＼したら将来できなくなるわけでありまして、……

○岡野国務大臣 ……一つはM S Aをかり受けるいたしますと、中共貿易の制限物資を増しやせぬかという御疑念でございますが、これはすでにM S Aを受けておりますところの諸外国と共同歩調でわれ／＼はいわゆる共産圏に対する輸出の制限をしているわけでございますから、かりに日本がM S Aを受けることになりましたも、これには少くとも影響せぬ、そういう事実はございません。それからM S Aを受けて、そうして資材がたくさん入つて来て、日本の経済を悪化させやせぬか、安易な考え方に陥りはせぬかということが起きるかもしれぬ、こういうような御疑念だろうと思ひます。私はその点は御趣旨に同感でございます。……まづたくの正常貿易で自立経済を確立して行きたいというのが私の念願でございます。またそういう計画を立てつつある次第でございます。

○八木(一男)委員 ……M S Aについていろ／＼と内政干渉を受けた事例がある。ヨーロッパにおいてはあまりないけれども、東南アジア諸国にあつたというような質問に対しまして、外務大臣は、日本ではその心配はないと言つておられます。……M S Aを受けられた場合に、その傾向はますます／＼増大する危険があると私ども考えますが、……

○岡野国務大臣 ……占領最中に朝鮮事変が起きて、中共に対して国連の決議ができた。こういうことでございましたので、日本はよその国と比較いたしましたして、少し厳密と申しますか、きつい、きびしい制限を受けておつたのでございます。そこでわれ／＼といたしましては、昨年の九月と覚えておりますが、共産圏に対する戦略物資なんかのことをいろ／＼寄つて話合つたところの会合に加入しまして、そうしてわれわれの主張を通しまして、できるだけ被占領下から惰性によつて禁輸物資がふえておつたのを解除する努力をしているわけでありまして、……

○八木(一男)委員 ……経済援助はアメリカの上院では二箇年で打切る、軍事援助もあと一年、三箇年で打切るという決議をいたしてある。……このようなM S A援助というものが、ごく近い将来において打切られるという傾向にあることは明らかだと存じますが、そういう場合に、日本の経済機構にいろ／＼影響のあることをやりまして、また切りかえるときに、非常に間違つた、ぐあいの悪いことが起るのではないか。……一ぺん兵器産業に切りかえた場合に、その産業がそこで打切られて、それができなかつた場合に、あとそこで不況の原因になる。またその産業を継続させるために、日本の財政が非常に苦しいのに、

不生産的な兵器をどん／＼つくつて、その産業を維持するために、無理をして保安隊を増強するというような傾向まで考えられるわけでございますが、……

○緒方国務大臣 M S A が何年続くか、将来どうなるかにつきましては、私としては、まだ何も見通しを持っておりません。ただ、今お話の、将来 M S A が早くなくなつて、そのために日本で軍需工場を維持するためには、保安隊を増強するというようなことは絶対にはいたしません。

(自衛力漸増と防衛費) (予算委 一六号 一・二・三・四・五頁参照)

○横路委員 ……吉田総理は六月二十二日武藤委員の質問に答えて、……わが国の自衛力は、アメリカ軍の駐留を必要としないようになるまで漸増すると言つておりますし、千四百五十億の防衛分担金、保安庁費で、再軍備費用であるなどは物笑いであると答弁をされているのでありますが、経済審議庁といったしましては、一体わが国の再軍備費用が、国民総所得のどれだけであれば、国民の経済を破壊しないでさらに民生安定がはかられるか。またその場合における国民総所得の大きさ並びにその場合に要するところの再軍備費用の大きさというものは、一体わが国の経済並びに国民の生活安定という点から、どういうふうに経済審議庁ではお考えになつておられますか、……

○岡野国務大臣 ……わが国の経済がどのくらいになつたら自衛力漸増ができるかという御質問と存じますが、……私の試案といつたしまして五年先にならぬかということの研究いたしてある次第でございます。その研究の過程におきまして考えますことは、ただいまのところではなか／＼軍備とかいうようなこととはできないだろう。こういうような結論を持つて臨んである次第でございます。

○横路委員 ……ただいま経済審議庁としては五箇年間を考えた、いわゆる五年間として国民総所得がどういうふうにふえて行くか、その国民総所得の内容におけるところの再軍備費用がどの程度であるならば、いわゆる防衛費用がどの程度であるならば、国の経済を破壊しないで国民の生活安定がなされるかという点については、ただいま大体五年間というものを目途として立案中であると言われておりますが、その点についてはどういふ案であるか、……

○岡野国務大臣 ……ただいま私の考えておりますのは、特需によりまして日本の国力以上の生活水準になつていゝるとは、私はおぼろげながら考える次第でございます。それを特需は漸減して行くだろう、こういうことを目標に置きまして、特需がなくなつても、国民生活のただいまの水準が切下げられずにやつて行ける、こういうような経済上の観点から五年くらいの先の見通しを考えておりまして、五年以内に軍備をすゝるとか、防衛をどうすゝるとかいうことにはまだ触れておりません……

○横路委員 ……防衛費は国民総所得の大体何パーセントであるならば、国民の生活が破壊されないとお考えになつておられるのか、この点については……当然何かの具体的な案を立てていらつしやるだろうと思ふ。……いわゆる防衛費用ですな。保安庁費、防衛分担金等ひつくるめたこれらの費用は、国民総所得の

一体何パーセントであるならば、国の経済が破壊されない、あるいは国民の生活が安定するというのか、その点経済審議庁としてはどういようにお考えになつておるか、具体的な数字をあげて説明していただきたい。……

○岡野国務大臣 ……われ／＼といたしましては国内治安を維持する……警備のために必要な額はあると思ひますけれども、防衛力という意味におきまして、どのくらい国民所得にパーセンテージを占めるかどうかということは私はまだ考えておりません。

○横路委員 ……あなたは防衛力については一体国の経済の状態からして何ぼであるか、全然考えていないなんてそういう答弁があり得るはずがない。防衛分担金、さらに保安庁費その他をひつくるめて国民の総所得の何パーセントあるならば、国の経済が破壊されないかということを知っている。防衛分担金も入れて言つている。吉田総理大臣はそれもひつくるめて千四百五十億程度では物笑いになると言つているから、経済審議庁長官には一体何パーセントであればいいかと言つている。保安庁費並びに防衛分担金を入れている話をはつきり答えてもらいたい。そういうことがわからぬという話はない。わからなかつたら大臣をやめたらいいんだ。

○岡野国務大臣 ……われ／＼としまして今治安を維持するためにも、もつと警備と申しますか、充実しなければならぬと思ひますけれども、国の経済がまだそこまで行つておらぬのでございませうから、どのくらいパーセンテージが行くかということとは、社会の変化の情勢、ただいまであればどうにもできないような情勢でございませうから、これをできるだけ国民の生活水準を上げ、民生の安定をするに没頭する次第であります。

○横路委員 ……あなたは経済審議庁として一体国民総所得の何パーセントというものを考えてやつているのか、何ぼだかわからぬ、何ぼでいいか適当にやつているという話はありません。現在千四百五十億を考へている点においても、今年のいわゆる国民総所得から割出しているそういう分について、あなたがいわゆる昭和三十二年についてもそういう計画のもとにやつている。そういうものを経済審議庁として何ぼだかわからぬなんというばかな話はない、ぜひ具体的に話をしていただきたい。もしもあなたがわからなかつたら、そういう案を立てているのかどうか、全然そういうものについてわからぬならばわからぬでもいいのですが、重ねてお尋ねします。

○岡野国務大臣 まつたくそういうことを考慮に入れられない情勢でございませう。とにかくわれ／＼といつたしましては、国民経済をもつと充実して行かなければならぬ、そういう意味におきまして、経済上の問題だけで、防衛力は考えておりません。

○横路委員 ……いわゆる現在の国民生活からいつて、防衛力というようなものについては全然考慮していません、こう言つている、その通りでよろしゅうございませうか。防衛力ですよ。

○岡野国務大臣 私は治安力という意味において、……国内治安の必要なる警備というものにつきまして
は考えております。むろんそれは今予算に出ている通りでございます。しかしながらそれ以上に進んで
行くということには、これは国力が許しませんから、それを三十二年までにどれくらいにわれ／＼が、
ただいまの特需が減つても今日の生活水準を下げずに行けるかということを研究しているわけでありま
す。

○横路委員 ……あなたは国内の治安確保については警備力でいいと言っている。あなたの言う警備力と
はいわゆる保安隊だけを言うのですが、現在国の財政の中では明確に防衛分担金を組んでいるではありません
せんか。われ／＼はこの防衛分担金と保安庁費と両方ひつくるめてものを言っている。防衛分担金につい
ては全然国の経済に関係ないから、これらについては考慮しないというばかな話はない、そうすれば防衛
分担金は全面的に削除してもかまわないというのですか、その点について私はお尋ねしているのです。そ
の点について私たちは防衛分担金とそれから保安庁費と両方ひつくるめて、いわゆる国の防衛、自衛さら
にあなたの言う警備力というような点についてひつくるめて考えても、それらは一体国民総所得の何パー
セントであるならば国の経済が維持でき、国民の生活が安定できるかと私は聞いている。その点もう一度
はつきり答弁してもらいたい。

○岡野国務大臣 ……私はただいまの程度でいいと思っております。

○横路委員 ……ただいまの程度でと私は聞いているのではない、国民総所得の何パーセントかと聞いて
いるので、そういう具体的な数字についてお答えができないというのははなはだ遺憾ですが、また重ねて
聞きます。

次に私は犬養法務大臣にお尋ねをいたしますが、現在の国内においてこの一月から六月三十日まで、こ
の二十八年年度の半年間においてわが国内において国の治安を乱すところの集团的、暴力的、暴動的ないわ
ゆる暴動か騒擾が一体起きたかどうかということが質問いたしたい第一点。さらにそういうようなことに
ついて現に保安隊が持つている高射砲、大砲、戦車というようなものの出動を要するような、それが出動
しなければ集团的な、暴動的な、武力的な暴動について鎮圧を予想できないような、そういう集团的な暴
動計画がこの一月から六月三十日まであったかどうかという点について、……

○犬養国務大臣 ……昨年七月以前、すなわち五月、六月、七月、メーデーあるいは名古屋の大須事件
というようなものが次々に起りまして、七月十五日に御承知の徳田論文がありました。それ以来表面に現
われた集团的な騒擾事件あるいは暴力主義的破壊運動というものは現われておりません。ただいまお尋ね
のような期間においても表面こういうものは出ておりません。

それでは今後どういふことになるかという問題でございますが、表面いかにも穏やかな現象を見せてお
りませけれども、地下に流れている底流といたしましては、依然として軍事訓練が行われておりますし、

現に私が再度にわたつて最近関西に視察に参りましたときも、あたかもその前後において、二箇所それぞれ軍事訓練の行われた跡が、ピストルその他を撃つた跡などがありまして、依然として警戒を要すべき状態にはあると存じます。

○横路委員 ……そうしますと、第一点の集団的暴力的な、さらに武力に伴うような暴動、騒擾については、この一月から六月末までではない。しかしそれに類するような軍事訓練と称するものはあつた。その軍事訓練の内容ですが、いわゆる保安隊が、現にこの間大規模な演習をいたしました。これについては戦車も出ましたし、大砲も出ましたが、今法務大臣がおつしやつたところの、集団的な武力のないいわゆる騒擾計画というような軍事訓練と称するものは、そういう戦車とか大砲とかいうようなものをひっぱり出した計画であつたのか、それともピストルや竹やり程度であつたのか、さらにそういうものには相当大がかりなトラックとかいうものが出たのか、そういう内容についていさ少し具体的にお話をしていただきたい。

○犬養國務大臣 ……昨年の七月十五日に徳田論文が出まして以来、表面に出る暴力主義的破壊行動というものは、今のところ跡を絶つておるわけでございます。しかし率直に申しますならば、今後それではわれ／＼は手ぶらで安心してよいかというと、私どもはそう考えておらずに、準備をしておるわけであります。と申しますのは、これらの暴力主義的破壊運動というものは、国際的な連関性を持つているのではないかとこのころを、私どもが注目いたしておるわけでございます。…なぜ国際的連関性を持つてい

るかということは、一々ここで申し上げるのも何かと思ひますが、一番著しい、私どもの研究の対象となつてゐる一つとしましては、昨年のメーデーの騒擾事件でありまして、あのメーデーが五月一日に行われまして、同じ月にフランスにおいて、アメリカのリッヅウェイ司令官帰れという運動がパリにおいて行われましたが、このときに日本のメーデーで騒擾事件を行つた人々の階級別といひますか、それとパリで行われた騒擾事件の人々の種類わけとが、偶然かもしれませんが非常に一致している点がある。すなわちこちらでは学生、朝鮮人、それから常勤的な共産党員、パリにおいては、学生、アルジェリア人、それから常勤的な共産党員、両方ともプラカードをはずすとすぐ騒擾の武器に直せるといふのが非常に類似性を持つておりますので、私ども責任ある当局としましては、これらの類似性を真剣に今探究いたしておるわけでございます。従つて今静かであるからもう安心していいという考え方を、私どもは持つておりません。また戦車を繰出したり何かする必要があるかないかということになりますと、どうも私はちよつとそれについて専門的なお答えをしかねるのであります。大体原則として、同時多発的な騒擾事件が起りましたときは、これをとりしずめる方が、一段と有力な構えをしていなければ、なか／＼むずかしいものである。突発のときは当局は受身でありますから、それをとりしずめるには、一段と有力な構えが必要であるという原則は、ここで申し上げ得ると存じます。

○横路委員 ……六月二十二日の武藤委員の質問に対しまして、吉田総理は…自衛力の漸増というの

は、アメリカ軍の駐留を必要としないように至るまで、自衛力は漸増する、こういう御答弁があつたわけでございます。そこで尋ねたい点は、それならば自衛力が漸増して、アメリカ軍の駐留を必要としないという時期は、一体吉田内閣としてはいつごろであるとお考えになられているのか、……

○吉田国務大臣 ……これは常に申す通りであります。米国軍としてはなるべく早く日本から引揚げたい。また日本国も、いつまでも外国の力によつて防衛をいたさなければならぬということは、好ましくないのでありますから、双方なるべく早い機会に、日本からアメリカ軍を引揚げたいのですが、それは一方においては国力が伴う問題であります。日本としては、敗戦の結果国土の半ばを失い、また戦中戦後を通じて国土は相当荒廃いたしております。この荒廃を防ぐためにも相当の費用がいり、また荒廃した国土を十分に再建するためには、設備等にも相当金があるのであります。戦後の日本としては、そのように国土の荒廃に対する設備をしたりいろ／＼必要な費用があるので、かりに防衛費が必要であつても、ただちにその防衛費を必要だけまかなう国力が今日ないから、その国力のない間、安全保障条約によつて日本の防衛をはかる。しからばいつ日本の国力が充実して、そしてみずから守るだけの力を持つに至るかという、これは国力の発展に伴うことがありますから、今日計算して何年後というようなことは、これは計算することがむしろよろしくないのであつて、まず国力の充実あるいは国土の荒廃を防ぐためのいろ／＼な費用をまかなつた後に、なお余力があつたとき防衛力を強化いたすほかないという考えで、安全保障

条約を締結するに至つたわけでありませぬ。……

○横路委員 ……やはり国力の充実ということになれば、政府としては、当然その点については通産省あるいは経済審議庁、さらにたゞいさ総理がお話しているアメリカの駐留軍を必要としないというためには、やはり防衛力の漸増という形で、保安庁をしてそれ／＼防衛計画というような長期計画について、立案をさせなければならぬと私は考えるのであります。……

○吉田国務大臣 経済の増進については通産省、経済審議庁等において計画を立てております。……また保安隊の漸増計画についても、当局としては研究はいたしております。……

○横路委員 ……わが国のいわゆる自衛力の漸増というものは、国力の充実と関連している。従つて経済審議庁としては、当然国民の総所得は一体毎年どれだけ累加しているか、どれだけ国の総所得の中において国の財政が許すか、それが一体自衛力の漸増にどの程度であるならば、国の経済を破壊しないかということを考えることは、当然経済審議庁長官としての任務ではございませぬか。今総理大臣があつしやつた、保安庁には長期計画を立てさせているけれども、これはまだ案の段階だと言つておるが、あなたの方には立てさせておると言つている。それを先ほどあなたは、私としては何ら考えていないと言つているが、それは一体怠慢ではございませぬか。……

○岡野国務大臣 ……私は経済の自立というものを目標といたしまして、いかにしたら日本の国力が増進

して行くかということに重点を置いてやつておるのであります。むろんわれ／＼といたしましては、御承知の通り五兆三千八百億でございますか、これが二十七年度の国民所得、それからまた三十二年度あたりになりますと六兆七千億ぐらいになりはせぬかというような推計をいたしております。これは研究中であります。これは事実といたしまして、われ／＼はいかに国力が増進して行くか、それに対してはどういう手を打つて行つたら、増進ができるのかということの研究しつつあるのであります。一に経済自立によつて国力がいかに伸びて行くかということだけを研究してあるわけでありませぬ。

○横路委員 ……今吉田内閣として最大の問題は自衛力をどうやつて漸増するかということなのです。それに対してしまして、防衛分担金は国の財政からどういう割合を占めるか、さらにその問題について保安庁経費を入れて……いわゆる自衛力というものは、一体どうなるか、その点について、ただあなたは経済力の増進という点だけを考えて、防衛分担金、保安庁経費を入れた自衛力というものについては、経済審議庁長官としては何ら考慮していないということは、吉田内閣の閣僚の一員として、はなはだ不穩当だと思ふ。その点考えてないのですか。案はあるのですけれども出せないというのですか、どちらですか。重ねてお尋ねします。

○岡野國務大臣 ……日本の自衛力の漸増ということは、結局国力の増進ということが基礎にならなければならぬと思ひますから、国力の増進ということに対してわれわれは考えておりますが、防衛力の漸増ということとは全然たゞいま私は考えておりませぬ。

○和田委員 ……経済審議庁として国力の充実を考えておる、それはけつこうであります。しかし国力の充実を考える場合には、どうしたら一体国力が充実するかということと同時に考へになつておると思ふのであります。この方法としては、やはり経済審議庁で持つておられるそういう計画の中には、財政投資という面もござります。……国が年々の国力充実をはかつて行く手段をとるときに、国の予算の中からどれだけの防衛費が一体支出されるかということは、少くとも計画をお立てになる以上は考へざるを得ないものだと思います。……

○岡野國務大臣 ただいまの段階におきましていろいろの経費の問題を見ますと、国民所得の三％くらいになつておるはずで、二十八年度は二・七％、これはうろ覚えでございますからはつきりいたしません。が、少くとも三％前後の経産を使つておるわけでありませぬ。私は現状で行かなければ、日本の国民生活は非常に永準が下つて行つてしまふと考へております。

○横路委員 今三％という数字が出ましたから、経済審議庁長官に重ねてお尋ねいたします。自衛力が国民総所得の大体三％というものは、大体イギリス、ベルギー、オランダ程度なのです。そこで私があなたにお尋ねしたい点は、わが国が完全にアメリカの駐留を必要としないような自衛力は、一体国民総所得のどの程度であるならばいいとあなたは考へになるか、……

○岡野国務大臣 ただいま何パーセントくらいが妥当であるかということは、国際情勢並びに国内の経済情勢から判断しまして、遺憾でございますけれども私は今わかりません。

○横路委員 ……今まで吉田総理大臣並びに岡崎外務大臣、木村保安庁長官は、…各委員の質問に答えて、…いわゆる直接侵略に対してはアメリカ軍が当る、同時に起る間接侵略に対しては保安隊が当る、こういうようにお話をなすつているのであります。そこで私は総理大臣にお尋ねいたしたい点は、直接侵略に対抗できるアメリカ軍の兵力、武器等は戦力であると私は考えるのでございますが、この点に対する吉田総理大臣のお考えについてお尋ねをいたします。

○吉田国務大臣 アメリカの今日持つてある任務は、すなわち直接侵略といいますが、外敵に対する防衛を引受けておるわけでありまして。ゆえに戦力を持つておることは当然であります。

○横路委員 ……アメリカの持つてい直接侵略に対抗できる兵力、武器は明らかに戦力である。そうすると総理大臣がたび／＼御答弁されている、いわゆるわが国の自衛力の漸増というのは、アメリカ軍の駐留を必要としないで漸増するのだ、こういうお話でございますが、そうするといわゆるアメリカ軍の駐留を必要としなくなつたそのときの保安隊…は明らかに戦力を保持しているというように解されるのでございます。当然それは直接侵略に対抗できる保安隊でございますから、保安隊はそのときは戦力を保持しているものというように解されるのでございますが、それでよろしゅうございませうか。総理大臣

にお尋ねいたします。

○吉田国務大臣 ……一体今日の防衛費なるものは、国民所得の何パーセントということ計算に置いていたわけではないのであります。日本として予算の上から考えてみて、これ以上は出せないという最小限度を計算いたしておるのであります。またお話の保安隊が漸増して、米国の軍力を必要としないという場合には、保安隊の性質はかわつて参ると思ひます。すなわち日本が戦力を持つに至るべきときでありまして、そのときは保安隊はひろん保安隊ではないのであります。軍隊ということになります。…

○横路委員 ……M S A の援助を受ける。そのことは明らかに自衛力を漸増することなのです。そしてそれはやがてアメリカ軍の駐留を必要としないように至るまでいわゆるM S A の武器援助等によつて増して行かなければならぬ。そうすると、ただいま総理大臣からお話がございましたように、その極限においては、アメリカの駐留軍が撤退するわけですから、そのときは保安隊は戦力を持つてい。そうすれば今M S A 援助によつて受けられて来るところの武器援助は、明らかに戦力増強のための一つの手段であると、私は当然ただいまの総理大臣の答弁から考えられるわけでございますが、この点について、M S A 援助とからんで岡崎外務大臣の答弁を求めます。

○岡崎国務大臣 私は自衛力というものは非常に幅の広いものでありまして、その中には戦力に至らざる自衛力もあり、戦力である自衛力もあると思ひます。われ／＼が今やつております、また今後やろうとし

ておることは、戦力に至らざる範囲内において自衛力の漸増をやろうといたしてあります。もしそれがその範囲を越える場合には、当然憲法の改正とか、国民の投票とかによつて何らかの措置がとられなければならぬわけでありまして、それまではわれ／＼は戦力に至る目的で漸増しているわけじやないのであります。

○横路委員 ……あなたはアメリカの駐留軍については、永久に駐屯していただきたいというのですか。

あなたの中の答弁によれば、これは戦力に至るものと戦力に至らざるものと二つある、今のMSAの援助は戦力に至らざるものだと言う。ところが総理大臣はそうではない。いわゆる国力の充実をはかつてアメリカの駐留軍を必要としないまでやらなければならぬ、こう言つておる。あなたがこれは明らかに戦力に至らざるものであるということになれば、アメリカは永久に駐屯するということになる。矛盾が生ずるではございませんか。……

○岡崎国務大臣 ……MSAの援助は、戦力に至らざる範囲の援助を受ける、しかし将来日本の理想として自分の国を自分で守るといふところまで行きたいといふのは、これは当然であります、その場合にはさらに国内の法制をかえたり国民投票をしたり、そういう措置を経てからの後でありまして、ただいまのところはそういう意思はないということでありまして。

○横路委員 ……初めは戦力増強に至らざるものと考えたけれども、しかしそれは憲法を改正すれば戦力

になるのだ、こういうようにあなたの答弁は考えられるのですが、それでよろしゅうございますか。

○岡崎国務大臣 私の考えは、いやしくも戦力にわたるようなものであれば、その前に憲法の改正なりその他必要な措置をとらなければできないということを申し上げていきます。

○横路委員 保安庁長官にお尋ねいたしますが、先ほど、犬養法務大臣のお話によりますと、今年一月から六月までに国内においてはいわゆる集团的、暴動的、武力的な行動はなかつた、……そうすると今日の保安隊の性格は、保安庁長官が御説明なさつていられるように直接侵略、すなわちいずれかの国がわが国に侵略をして、明らかに戦争状態になつたときに同時に起り得る間接侵略に対して保安隊は出動する、だからそれは平生の国内の治安警備ではなしに、いわゆる戦争状態におけるところの間接侵略に対して保安隊は出動するのだ、こういうように解釈してよろしゅうございますか。

○木村国務大臣 保安隊の出動する場合は、とにかく国警、自警等で処置し得ないような非常事態を生じた場合にあります。もちろん国内の暴動のときもこれが出動いたしました。またわれ／＼の考えでは多くの外国の事例のあるごとく、国内で暴動が起つたときには、同時に外国の集団暴徒も侵入するおそれがあるのであります。いずれの場合にも対処し得るように、ふだんから準備しなければならぬ、こう考えてわれ／＼は研究している次第であります。

○横路委員 保安庁長官に重ねてお尋ねいたしますが、これも六月二十二日の武藤委員の質問に対して

……いわゆる直接侵略が行われた場合には同時に間接侵略も行われる、その場合には保安隊は間接侵略に對抗するばかりでなしに、直接侵略にももちろん、武器を持つていなければならないから、戦うのは国民として当然だ、こういう御答弁があつたわけでございますが、そういうことになれば、当然これは先ほど総理からお話ございました今日のアメリカ駐留軍は戦力を十分持つていられるわけですが、そうすると保安隊としてはこのアメリカの戦力の補助の一部分である、こういうように解してもよろしゅうございませうか。

○木村国務大臣 ……われ／＼は保安隊はアメリカの軍隊の補助とは考えておりません。……保安隊は独自の見解に基いて、独自の立場において処置をするのであります。

○横路委員 そうすると、ただいま長官のお言葉ではつきりしましたことは、独自の立場でやるということになると、直接侵略に対しても当然独自の立場でこれに對抗する、戦う、こういう意味でよろしゅうございませうか。

○木村国務大臣 ……直接侵略がありました場合には、われ／＼は同時的に必ず国内で暴動が起るものと予想しております。そういうときには、要するに日本の平和、秩序が乱されるのであります。これは保安庁法において規定されていごとく、保安隊は国内の平和と秩序を維持するために設けられたものであります。さような場合においては、われ／＼は保安隊も必ず出動さるべきものと考えております。

○横路委員 ……先ほど吉田総理大臣から、いわゆる国力の充実をはかる等においては、通産大臣、経済審議庁長官にそれ／＼長期の計画を立てさせている。国の防衛力を増して行くという立場においては、やはり保安庁にこの長期計画というものについては十分考えてもらつてい、こういう御答弁がございましたが、一体いつ保安庁といたしましたは、吉田総理大臣からそういういわゆる防衛計画について、長期計画について、こういうものについて考えてもらいたいというようなお話がございましたか、ひとつお答えをいただきたい。

○木村国務大臣 ……総理から別段正式なさような要請はありませんが、われ／＼といたしましたは、いずれの場合にも対処し得るような研究だけはしておきたいと思つております。

○横路委員 保安庁長官にお尋ねしますが、このMSAの五百十一条の(a)項の第五項に「自国の防衛能力を増大させるために必要な一切の合理的な措置をとること。」こういうふうになつていられるわけでありませう。従つてこの点につきましては、政府としてはMSAについてはこれを受諾する、こういうふうな基本的な方針を定められたのでございますから、これに伴つて保安庁としても、このためのいわゆる防衛計画といふようなものを、受諾と同時に当然立案されると思ひますが、この点はどうぞでございます。

○木村国務大臣 ……受諾いたしましたも、今後の折衝にまたなければなりません。今後アメリカといふなる折衝でわれ／＼はやつて行くか、それに基いて計画を立てるべきものであれば計画を立てたいと考えております。

(MSAと軍事並びに経済援助) (予算委 一六号 八・九頁参照)

○加藤(鑛造)委員 ……米国の相互安全保障法が今日最終的に到達しております對外援助の構想は、地域的集团的防衛という方式であります。同法の二条の(b)は欧州における北大西洋条約機構欧州石炭及び鉄鋼共同体、欧州防衛共同体の機関に対して援助すべきことを規定しております。これは当然アジアに対して、近き将来この構想がアメリカによつて実施されるものであると私は考えるのでございます。……たとえば最近しばしば論議せられております、いわゆるアジアの共同防衛形態としての太平洋軍事同盟というようなものに発展する可能性が十分あります。それはアイゼンハワー大統領のアジアはアジア人に守らせるといふ声明を順次具体化して行くものであるという見解をわれわれはとつておりますが、総理大臣はいかなる見解を持たれるか。……もしそういう東南アジアにおきます共同防衛形態がとられますならば、当然国民が非常に心配をしております外地に対する出兵というやうな問題が明らかに実現するものである、……そこで私は吉田総理大臣に明確なる御答弁を願ひたいことは、そうした危険を予想されるところの軍事援助をこの際明らかに拒否して、まず経済援助を要求するという考えはないかどうか。私はこれについて考えますことは、インドネシアにおきまして、インドネシア政府とアメリカとの間に軍事援助が一旦締結されたにもかかわらず、国会の反対にありましてこれを拒否して、技術援助に切りかえたという先例もござります。インドネシアにおいてすらあえてそれをやつてゐる。……アメリカは現在貿易政策におき

ましては極端なアメリカ中心の保護貿易政策をとつて、日本品の輸入を防遏しております。そうして一方においては軍事援助をしようというのでは、これは首尾一貫しておらない。本末転倒ではないかと考えるのでございます。これがわが国のいわゆる国民的な反感をつのらせるところの大きな原因でござります。だからしてわれわれは日本の自立経済を達成することが、日本の安全の第一要件であるといたしますならば、政府はこの際援助よりも貿易の自由という建前に立つて、このMSA援助の交渉にあつても、そうした強硬な態度をもつてアメリカに臨まれる意思がないかどうか。……

○吉田国務大臣 ……東南アジアとの関係は、互惠といひますか、経済的にまた貿易等の点において最も親善な関係に入りたいとは考えておりますが、今日、お話のような相互援助条約というやうなことは考えておりません。……

○岡崎国務大臣 インドネシア等がMSA援助を受けないのはその通りでござりますが、これはやはりその国の国情、国民の独立意識の非常に旺盛なためであらうかと思ひます。しかし他方ヨーロッパ諸国はいずれもこれを受けておりました、別段問題にしてある点はないように私どもは考えております。これはおのおのその国情によるものだろうと思ひます。……われわれとしては援助を受けましても、貿易を決して捨てる意味ではないのでありまして、貿易第一主義で行くことを考えております。

○加藤(鑛造)委員 ……われわれは日本の国民が一番心配をしておりますのは、将来日本がアメリカの方針

である東南アジアの共同防衛計画の中に引きずり込まれて、やがて外地にも出兵をしなければならぬ事態が、一朝国際紛争が起つた場合にはありはしないかということでございます。日本だけでなく、アジアの各国が心配をしている問題もそこにあると思うのでございしますが、そういう点から、今日日本の置かれてある立場はヨーロッパ各国の立場と違うのであります。その点について吉田総理大臣は、ヨーロッパも受けているから日本は当然受けてもいい、そういう事態になつたならば、当然日本もアジア防衛計画の中に入つて、責任を負うて出兵することはやむを得ないというふうな考えられるか、……

○岡崎国務大臣 ……名前は何となるかわかりませんが、アジアの防衛共同体のようなものに今入るような考えは別に持つていないという考えであります。……ただいまのところ、日本の国内の憲法その他の制度からいいたしてもそういうことはできないはずだと思ひますので、入るつもりはないわけであります。
(MSAと警備計画、MSAの事前交渉) (予算委 一八号 二・三・四頁参照)

○川崎委員 ……私は木村保安庁長官の警備計画が、初めはないと言つたやつが、あるけれども発表できないということに、だん／＼また答弁も、この予算委員会が始まつてからかわつて来てある。そこで警備計画の内容に近いと思われるものがあるものであります。たとえばここに保安庁内部から出たと思われる木村声明の案の内容なるものがある。ちやうど木村長官は板付において五年後の警備計画というものに対して構想を明らかにしたが、その後陸軍兵力二十万、海上兵力十数万トン、空軍兵力ジェット機編成四百

八十機というものが、木村長官の声明を裏づけするがごとく出た。その四百八十機の編成と、それから海上兵力十四万八千トンとのちやうど基礎になるような数字らしきものがある。これをひとつ伺つておきませんが、たとえば戦闘機隊二十一個中隊で四百八十機ジェット機編成、輸送機隊七個中隊半百三十五機編成、軽爆撃機隊十六隊二百八十八機編成、哨戒偵隊二十三隊三百二十四機編成、練習機隊十六隊二百八十八機編成、飛行艇隊四隊十六機編成(軽飛行艇)、合計千五百三十一機、海上兵力、巡洋艦五隻八千トン級四万トン、潜水艦四十五隻千六百トン級七万二千トン、駆逐艇四十五隻八百トン級三万六千トン、合計十四万八千トンというものが、ちやうど木村保安庁長官の板付声明を裏づけするように出た。保安庁内部からのニュースとして同じ構想を持つた積算基礎がここに出てある。財政でいえば積算基礎です。兵力でいえば兵力量の内容というものに合致したものが私の手元にあります。そういうものを一応構想として考えられておるかどうか、伺いたいと思ひます。

○木村国務大臣 ……ただいま板付において私が警備計画の構想を新聞記者諸君に発表したることく仰せになりましたが、構想を発表したことはどうもありません。……私の申したのは、いろ／＼計画を立てる過程においてこれは保安庁だけでやれる仕事じゃないのだ、申すまでもなくこういう大きな計画を立てるについては財政面からも、あるいは技術面からも、あるいは人員の方面からも、各方面からも検討をしなければならぬ、しこうしてこれは各省にわたることであるから、各省と互いに連絡をとつて、協議決定す

べきものであつて、一保安庁においてやるべき仕事じゃないのだ、しかしながら保安庁としても警備計画の構想だけは持つていたい、これで自分は一応の心構えをつけておいて、そして今後警備力を増加する場合にどう対処すべきかということの案だけはひとつ立てておきたい、その前提の過程において自分の心組みをひとつつけておきたいということでありまして、私は記者諸君に対しては構想は何も申しあげりません。従いまして今お読みになりましたようなことには何ら触れていないのであります。

○川崎委員 私が一番最後に質問したのはそういうことではない。こういうものがあるけれども、あなたの考えられたものもこういうものかと聞いているのです。同じものとは聞いてない。

○木村国務大臣 ……私のはそういうものじゃないのです。いわゆる警備計画でありまして、日本の治安力の増加することを必要とした場合に、どれだけの警備力を増加することが必要であるか、それに対する一応の心組みということで、今仰せになりましたようなそういうことについては触れておらないのであります。

○川崎委員 あなたが考えられた構想とは全然違うということの根拠は、自衛力のあれであつて、これはこういうようなことでは、もう歴大な軍備計画だ、こういう意味ですか。

○木村国務大臣 ……もとより一国として、将来自立して行く上には、さような計画を立てる必要もあるかも知れませんが、私の何したのはさようなものではないのであります。

○川崎委員 ……警備計画と関連して、岡崎外相に警備計画の問題に直接触れた部面についてお聞きしたい……外務大臣は今までM S Aの折衝をされる場合に、予備折衝はなかつた、こういうことになつておるわけです。これは最後までそういうことだろうと思つておるのです。それでけつこうだと私の方も思つております。それはわれわれの立場をきめる上において非常につつこうであるからであります。そこで問題は、安全保障計画を日本に適用する場合に、相互安全保障長官というものは安全保障法第五百十一条の規定によつて、こういう措置をとらなければならぬということが書いてあります。すなわち安全保障長官はまた安全保障のための努力が成功するために必要な場合には、各国の相互防衛のためにその産業を動員し、かつその金融、予算、資本及び政治的軍事的資源を本法の目的に合致させるための十分な措置をとり、また自助と相互協化のため他の適当な措置をとることと認めると書いてあります。これは金融、予算、資本及び政治的軍事的資源というのでありますから、当然防衛計画というものがなければならぬと思つておりますが、あなたは今後のM S A折衝の過程におきまして、当然防衛計画の問題に触れて来ると思ひますか。

○岡崎国務大臣 ……一般的にはどこの国でも原則として軍隊を持つております。従いましてこれに基いていろいろの計画も必要な場合があると思ひます。日本の場合は一種の例外的な場合でありますから、もちろん交渉してみなければ結果はわかりませんが、現状においては、私どもはそういう計画を立てるべき状況になつていないと考へておりますから、この実情がわかれば、この問題は別に必要がない

のじやないか、こうただいまのところは考えております。

○川崎委員 この往復の交換文書が授受される以前におきまして、つまり六月の二十四日以前において、あなたはアメリカ大使館の法律顧問のバツシンという人と会つたことがありますか。

○岡崎國務大臣 私はバツシンという人とは何べんも会つていますが、これは常に宴会等の席上であつて、用向きのためにはバツシン氏と会つたことはございません。

○川崎委員 それではアメリカ大使館の二等書記官にフィンという人がおります。アメリカ大使館政治部フィン、こういう人とは会つたことがありますか。

○岡崎國務大臣 フィン書記官も私はよく知つておりますが、これも用向きのために会つたことはありません。

○川崎委員 あなたの部下で、この方方にむろん会つておられるし、MSAの交換文書が発送される以前に話合をした人はありますね、確実にありますね。

○岡崎國務大臣 確實にあるということとは私もまだはつきり言えませんけれども、むろんフィン書記官にしても、バツシン法律顧問にしても、日本外務省とは常に接触のある人でありますから、もちろん会つていると思ひます。

○川崎委員 その場合に、このMSA援助を受けるに必要な条件に関連して、憲法問題などで議論をした

ことがありませんか。

○岡崎國務大臣 私はそういうことを聞いておりませんが、もちろんMSAについては、いつも申しておるように、在米の日本大使館でも法文その他について質問をしたこともありませうから、どういふ点でどういふ話があつたか、それは私は承知しておりませんが、いろ／＼話をして質問したことはもちろんあると思ひます。

○川崎委員 ……私の方で今まで入手した公的な文書によつて、あなたとあるいはあなたの部下とアメリカ側がすでに往復文書の前にあいて、単なる情報の交換とかそういうものでなしに、重要な話合をしておる、あなたの言うように確かにコミットはしておらぬ、こういうことの証拠を、これはわれ／＼の側ではなしに、あなた方の官庁から出た文書によつて今から読み上げますから、これについての御感想をあとで承つておきます。

五月三日ダレス國務長官は日本にMSAを適用すると言明したと報道されているが、アメリカ大使館法律補佐官バツシン氏はその見解として、大統領がかかる政策を公式に決定した後は、米議会に対してそのための予算案提出の問題だけとなり、議会在予算を可決すれば、米国側としてはMSP……

これはあなたの方ではMSAでなしに、MSPと書いてある。相互安全保障計画、プランという意味でしよう。

MSPを日本に適用し得る体制となると語っている。

しかしMSPが日本に対して具体的に適用されるのは、さらに日米間に相互援助協定を結ばねばならない。この際上記の相互安全保障法第五百十一条とわが国の戦力保持を禁止する憲法第九条との関係が問題となる。バッシン氏の意見によれば、憲法解釈は日本政府の問題であり、日米相互援助協定を締結した場合、これが憲法に抵触するか、あるいは憲法改正は、日本の国内問題と解釈すると語っている。

MSPが適用される場合の援助形式については、バッシン氏によれば、日米相互援助協定締結後日米の代表者により交渉されてきまることになるが、日本の現状からして、陸海空軍がなく、しかも工業水準が高いところから見ても、おそらく完成兵器の供与、軍事技術訓練の実施、機械原料の供与による防衛支持援助が中心となり、TCA……

TCAというのは何でもアメリカの技術協力局がやつている計画のことをTCAと呼んでいるようであります。

TCAが行つていようようなポイント・フォア計画は、日本には適用にならないのではないかと語つてゐる。

これは外務省のだけかと語つたわけですね。

また域外調達については、日本の防衛産業の現状及び将来の規模の問題、日本の持つべき防衛力の大き

さにも関連して、これも日米相互防衛協定締結後双方で協議して決定される問題であると表明してゐる。

明らかにこれはその前においてこういう見解の発表もあり、非公式にしろ交渉があつたものと認めなければならぬ問題であります。またさらに重大な点は、最後の相互安全保障協定を締結する場合のアメリカ側の処置についてであります。そのことについてのアメリカ大使館の見解もこれに載つておる。そのわけは第八節に共同安全保障協定締結による日米両国の取扱い態度、こういう項目になつておる。それには、アメリカ大統領がMSPを日本に適用することを決定し、米議会がこのための予算を議決しても、MSPによる援助は日米共同安全保障協定が締結されねば具体化しない。米大使館政治部フィン二等書記官は非公式に憲法第九条の問題もあり、必ずしもミューチュアル・セキュリティ・アクト第五百十一条の文字に拘泥せず、たとえばミリタリーという表現を避けつつ内容的に日本の防衛力強化という趣旨が実現されれば米側は満足すると語つてゐる。但し米側とMSPの被援助国間の共同安全保障協定の例を見れば、内容は次のようなものであり、日本にもこれは適用されることになるであろうと言つてゐる。

(一) 両当事国の合意する援助を米国がミューチュアル・セキュリティ・アクトの条件により、国連憲章及び被援助国の防衛のために供与し、被援助国はこれを米国の許可なくして他国に譲り、または他目的に使用しないこと及び米国において不足している原料半製品で、両当事国の合意するものを被援助国

が米国に供与する。

- (二) 被援助国は防衛力充実をすること及び米国より受けた援助を有効に使用すること。
- (三) 機密漏洩防止の措置をとること。
- (四) 特許権技術の相互使用についてとりきめをすること。
- (五) 米国が被援助国において使用する通貨に関してのとりきめをすること及び援助物資に対する免税措置をすること。

(六) MSPの事務のため両当事国に駐在する職員の身分に関するとりきめをすること。

以上の項目は、いずれの国との共同安全保障協定においても見られるものであるが……と述べてあるが、そのほかに

特殊事情により合意によりいかなる条項を挿入するも自由である。

協定成立後、日米両政府の協議により援助が具体化するわけであるがその機構についてアメリカ大使館法律補佐官バツシン氏はその見解として、委員会のごときものを設け日本側は外務省、保安庁、大蔵省、通産省等の高官、米国側は大使館、極東軍等の代表が出席し、さらにその下に具体的な問題を取扱う小委員会が設けられることになるのではないかと述べている。これはM S A正式交渉前の文書です。情報ではない。情報どころではない。相互安全保障

協定には——これはあなた方の官庁の中から出た材料だ。こういうことをどうしてやつてあるのか。しつうして私はあなたに聞きたいのは、これでもあなたは共同文書を往復する以前において事務的研究の段階であつたと言うか。

○岡崎国務大臣 あなたの持つておられる文書は、私も通産省から見せてもらいましたが、おそらくそれじゃないかと思えます。それであるならば、今二点を主として述べられたが、第二点の方は、相互安全保障法等を研究すれば出て来る問題でありまして、何も事新しい問題じゃありません。第一点のところには憲法を改正するとかしないとかいう議論があります。これについてはどうも私もふに落ちない点がありますから、多分そのお持ちになつておる書類だと思えますが、通産省からももらいましたから、これについてただいまどういう話をだれがどういうふうにしたのか調査中ではありますが、おそらく私の申しているような予備折衝には入っていないことはもちろんであります。ただM S Aの内容を外務省としては伺いただしてあるのであつて、予備折衝でないことはそれから私には言えると思えます。というのは、こちらの意見は出ていないようでありまして、先方がいろいろの意見を述べておるようでもあります。しかしこれはさらによく調査をしましてお答えをいたします。

○川崎委員 通産省のものであるかどうかは私は言えない。言えないが、多分こういうものの基礎は通産省がかつてに折衝して、それだけで出て来るものではない。大本は外務省なんだ。外務省が相当深く入つ

ていろ／＼なことを研究し、すでに情報をあげて、こちらの意見も出し合つておればこそ、こういうものが出て来るのだ。元がなくて末の方が流れるというわけがありますか。じょうだんも休み／＼言つてもらいたい。しかしそれらはすべてわれ／＼は、今までのあなた方の質問と答弁においての言いのがれや、その他の場面において食言したことを、十分承知してあるのであるから、私らが判断すればいいことであつて、質問はこれで終ります。

(戦力に伴つ憲法改正と志願並びに徴募制度) (予算委 一八号 五・六頁参照)

○横路委員 私は保安庁長官にお尋ねします。……私は本委員会で吉田総理にお尋ねをしたのですが、いわゆる自衛の戦力は違憲でないという点については、あなたは傾聴に値すると言つているが、総理はまったく傾聴に値しないと云つてゐる。それはどういう意味かという点と、アメリカの駐留軍が駐留を必要としないで、保安隊が直接侵略に対抗できるようになつた場合、いわゆる自衛力を十分に持つた場合、それは明らかに戦力保持だ、その戦力保持の場合には、いかようなことがあつても憲法改正をしなければならぬと言つてゐる。その点について、あなたの自衛の戦力については違憲でないという点は傾聴に値するというのは、総理がお考えになつてゐる、いかようにおいても戦力を持つことにおいては憲法を改正しなければならぬという総理の確固たる信念と、はるかにほど遠いと思う。この点についてあなたの意見を明らかにしていただきたい。

○木村国務大臣 ……私は前国会においても、本国会においても、引続いて戦力を持つ場合においては憲法を改正しなければならぬと申しております。ただこの問題についてそういう学説がある。その学説は学問として傾聴に値すると言つて、私は何ら矛盾しないと思ひます。

○横路委員 ……戦力という場合に、自衛の戦力とか侵略の戦力とか、そういうようにわけて考えられるのでしょうか。総理は戦力はいかようにあつても憲法改正をしなければならぬと言つてゐる。そこで保安庁長官がもしそういう考えであるならば、傾聴に値するということをおつしやらないで、自衛の戦力であつても、これを持つ場合においては憲法を改正しなければならぬというように御答弁願ひたい。傾聴に値するとかしないとかいう言葉のどまかしでしなないでもらいたい。

○木村国務大臣 ……終始一貫戦力を持つ場合には憲法を改正しなければならぬと言つております。ただ学説として傾聴に値すると言つて何が不都合がありますか。

○横路委員 ……志願制度と、それから徴募という点について言及してゐるわけですが、その点につきまして……お話をしておりますので、私は一度あなたにお聞きしておきたいと思うのですが、それはこういう内容です。大体毎年の募集の適格者、満十八歳、これが大体一年に九十万人が対象になるのじやないか、そのうち志願によつて採用できる人員というのは、大体十万人いし十二、三万ではないだろうか、そこで現行の二箇年というので行くと、大体二十万ということになるが、現在の憲法のわくではなか／＼容易で

ないので、そこで実際において二十万というようなものについて、どうしてもこれを実現するという事になれば、現在の志願制度は財政上無理があるので、まずこれはどうしても徴募制度として考えなければならぬのでないだろうか、こういうふうにお話をなすつておられるように私ども拝見しているわけなのです。……その点重ねて記者の諸君から質問されました、そうしてお答えになつてはいるのですが、その点についてお尋ねをいたします。

○木村国務大臣 それは全然相違してあるのであります。私はここに記者会見においての原稿を持つておられますから、一応念のためはつきりさせておきます。この募集人員について述べたのであります。その限界をどこに置くかということについては、一般経済界の好、不況やその他いろいろ条件に左右されることと思われるから、はつきりとは言えないが、毎年の募集適齢者の満十八歳、これは約九十万人であり、そのうち健康上採用できない者と、上級学校へ行く者や、他に就職する者などを除外すると、一箇年の志願によつて採用し得る人員は十万人、多くて十二、三万人を越えないものと思われる。従つて在隊年数を二箇年とすると、二十万人以上の隊員を常時保有することは、現行の法制下では容易なことではないと思われる、こういうのであります。私は決してこれを徴募制にしようとかなんとか言つたことはないのであります。二十万がこの志願制度としては限度であると思う、こう言つたのであります。

○横路委員 ……私お尋ねいたしてありますのは今の発表に伴つて、そして十二日の閣議終了後内閣記者団に……私が新聞で見たところによれば、保安庁長官は今の点について質問されてこう言つておられる。計画を実現するには、現在の志願制度は財政上無理があるので、その先決として徴募制度を考えなければならぬ。私が聞いておられるのは今保安庁長官が発表になられた点について、新聞記者から十二日の閣議終了後、重ねてここで聞かれて、今私が申し上げましたような点について、保安庁長官が発表されておられるに新聞に見えますので、その点重ねてお尋ねいたしたいのです。

○木村国務大臣 ……それは何新聞の記事か存じませんが、私の真意はそこではないのであります。おそれらくどの新聞にもそう載つていないと思ひます。

○横路委員 保安庁長官にそう言われますから申し上げますが、十二日の夕方、十三日付の夕刊の読売新聞に今私が読んだ通り書いてある、今保安庁長官はどの新聞にも載つてないというから、何でしたら私は持つて来てありますからお見せしてもよろしい。

○木村国務大臣 ……読売新聞は誤解してあります。ほかの新聞はすべてその通り載つていないのであります。ほかの新聞記者もその記事については多少驚いておられるような形勢もあるのであります。

(軍事援助打切りと財政上の変化) (予算委 一八号 七頁参照)

○中村(高)委員 ……MSAの問題についても、これは保安庁に重要な関係があるのであります。今後立てられます計画について、MSAの方では、一九五七年で軍事援助は打切られるというふうなことも発

表をされておるのでありますが、もし日本の保安庁の計画が、MSAの援助を問答にいたしております場合に於いては、もし打切られるという場合には、大きな財政上の変化が来るとすることも予想せられるのでありますが、こういう点について、今後軍事援助というようなものが続くといった場合があります、打切られます場合とについて、政府は考慮しておられますかどうか、……

○木村国務大臣 ……ただいまの御質問は、やはり前の御質問と同じような御趣旨と考えます。MSAの問題につきましては、将来どうなるか、今のところはわれ／＼は予想もつきかねるのであります。アメリカがどういふ内容を持った援助を日本にするかということは、保安庁といたしましては、何ら今わかつてありません。それを用途にいたしましたれわれが計画を立てるということは、できかねるのであります。しかしながらMSA援助と関係なく、日本が将来治安力を増加する場合において、どうしたらいいかということについての計画は立てなくてはならぬ。これは当然の事実である。そこで私はそれを立てる前提として、一応の自分の心構えだけをしておきたい。そうしてこれは衆知を集めて研究したい。これを研究するにも、いろ／＼各方面の材料を要するのであります。ただ保安庁だけでは行きません。財政計画も立てなければいかぬし、あるいは生産計画も立てなければいけない。また技術面の研究もしなければいけないのであります。それをどうするかということ、われ／＼は今せつかくこれを研究中なのであります。

(保安隊の配備状態と自衛費) (予算委 一八号 一一・一二・一三頁参照)

○池田(正)委員 ……そこで一体今の保安庁というものは、もつぱら国内治安に当るものであるということ、今まで各委員からの応答によつて私は了解したのですが、そういうふうな解釈してよろしいですか。

○木村国務大臣 ……直接侵略に対しては、これを防衛するには莫大な費用がかかります。とうてい日本の財政力では、まかないきれないと考えております。

○池田(正)委員 そうなつて来ると、私はちよつと疑問が起つて来るのです。そうしますと、国内の治安にもつぱら当られるということになつて来ますと、しからば国内の治安の内容、対象というものは、木村長官は相当勉強しておられるはずなんです。ところが今日の保安隊の国内の配備状態を見ますと、北海道及び九州に重点を置かれておられる。日本の国内の真の治安の面から見れば、私は東京なり横浜なり、大阪、神戸というようなこういう地区が最も重要な地区ではなからうか、……北海道は十一万人のうち大体三万近くある。それから九州には二万数千人。ところが東京には少しおるようですけれども、大阪を見ますと伊丹に衛生部隊が千七百人、それから千僧に施設部隊が千六百人、この京阪神の重要な地帯にそういう特殊部隊しか置いていない。こういう配備の状態です。それでいいのかどうか。そういう点から見ると、あなたは国内治安だ、国内治安だとおつしやるけれども、どうも私どもは納得しかねる点がある、……

○木村国務大臣 これは警察の方面との関連も考えなければならぬわけです。そこで北海道あたりはどうか、……国内治安と申しましても、突然外国の侵略等が来ないとも限らないのであります。これは別

に戦争するというわけでも何でもありません。どんな手が出るかわかりません。それで北海道あたりにおいては相当人口が稀薄で、ああいう龐大な地域であり、また重要施設がある。それに対してわれ／＼はどう考えるかということで、……これを御了解くださることと思います。それで神戸、大阪、東京あたりにおいてはそういう国警という手もありますのであります。しかしこれらの点を十分考慮いたし、配備計画について将来研究いたしたい、……

○池田(正)委員 今の長官の答弁では私は不満足なのであります……北海道には一番多く三万近く行つてある。重点的に配備してある。ところが今日本に駐屯してあるアメリカ軍隊というものがこれまた北海道に重点的に置いてある。そこへ持つて来て日本の十一万しかない保安隊も、東京や大阪をがらあきにして北海道にやつてある。こうなつて来ると、国内治安だ、国内治安だとあなたはおつしやつても、これは国民は納得できない。……

○そこで私は次に進みますが、これはむしろ緒方副総理にお尋ねをした方がいいと思うのですが、ただいま木村長官にお尋ねしたと同様の意味合いにおいて、われ／＼は日本の今の治安状態というものは、単なる国内治安の目的でやつてあるのではない。これはあらゆる角度からさように見てある。……それを政府はごまかして来ておるのであります。そこであなたにお尋ねしたいことは昨年八月の四日、今の保安庁の開庁式が代々木でありました。そのときに吉田総理が長官を兼務しておられて、初代長官……そこへ君臨され

て、そこで数千の部隊を前にして訓辞をされた。その訓辞の内容はこういうことを言われておる。前の方は省きますが、国力が許すならばただちにも軍隊を持ちたい。新軍備へのため、旧来の軍人と違つた幹部の養成が必要である、兵隊をつくり、あとで幹部を教育するのでは時間の上で間に合わないの、警察予備隊から保安庁になつた理由がそこにある。この保安庁こそ新軍備の基である。こういう演説をされている。これは総理大臣は、私も現場へ行つて聞いておつたが、新軍備の基礎であるということをおつたのであるのです。それでもなおかつ政府は、あくまでもこれは国内の治安目的だけのものであつて、軍隊ではないというふうにもおつしやられるかどうか、確かめておきたいと思ひます。

○緒方國務大臣 ……総理大臣は今お読み上げになつたような考えは今でも持つておられると思ひます。物心両面の国力が充実した場合には軍備を持つ、ただ、今の段階においてこれはできないということをおつた。由といたしておられるようであります。日本の国力が物心とも充実しない間外敵に対する防衛は、日米安全保障条約によつてアメリカの力を借りてやるというのが、今日の総理大臣の構想のように私は想像いたしております。

○池田(正)委員 そうすると、将来はできれば早く軍隊を持ちたいという構想のもとに、あらゆる準備をなさつておる、たとえば保安隊の幹部養成にいたしましたしても、そういうお考えで進められておる、そういうふうにご了解してよろしいのでございませうか。

○緒方國務大臣 独立した国には固有の自衛権がある、その自衛権の裏づけとしての自衛力、つまり軍備というものを持つのは当然だということをおっしゃりますが、ただそれを持つには、今の日本の憲法の建前から、国力の上からもなかなか容易でない。ただ総理大臣が主義としての再軍備論者でないことははっきりしているようでありますから、どういう段階で軍備を持つに至るかということは、まだよほど先のことでないかと考えております。

○池田(正)委員 ……最後に木村長官にお尋ねします。先ほども同僚委員から話があつたように、最初保安庁から要求された保安庁費というものは千二百二十四億、ところがそれが削られて七百二十億、ただ来年度に持ち越された国庫債務行為負担という面で百億、合せて八百二十億、こういうふうな数字になつております。ところがこれが今現実に改進黨の予算修正案を見ますと二百億さらに削られておる。そうなつて来ますと、その場合にそれでも十分努力だけでまかなつて行く御意思か、それじゃどうしてやつて行けないとおつしやられるか、その点をひとつ承つておきたい。

○木村國務大臣 さらに二百億を減額されるということでありますと、大きな支障を来すものと考えております。

○池田(正)委員 ここでもう一つ。これは、MSAの問題をわれ／＼これから審議したりする場合においても必要なんですが、今の武器は先般来のあなたの御答弁を聞いてみると、今の保安庁というものは十分に国内の治安を守り得るといふことをおつしやつたと私は了解しておるのです。ところが問題は今の保安庁で使つている武器というものが、よしあしは別として、その量において六割内外のものを借りておるのである。まだ日本のものじやない。そういう不確定な形において国内の治安を守り、ひいては外敵にも対抗しようといふのか。それを一体いかなる形において確定的な、日本が自由に使えるようなものにしようとするのか。その点はどういふふうにお考えになつておるのか、伺いたい。

○木村國務大臣 ……日本の保安隊員に対しては日本に適するような武器を持たせたい、しかし日本の財力が許しませんから、やむを得ずアメリカのものを借りておるのであります。…一日も早く日本の財政が立て直つて、適当な武器を持たせたいという信念は、今でもかわりはないのであります。…

○池田(正)委員 これはわれ／＼も情ないことで、実際の問題としてゆゆしい問題なんです、これを借りておる。ところが現在の段階においては、日米の間においてさような問題は起きておりませんが、もしも一朝アメリカの国内の輿論なりその他に支配されて、この日本に貸し付けてある武器を引揚げるといふような事態が発生しないといふことは予測できない。国際関係といふものはいつどういふふうに変化するかわからない。そういう不安定な形において、あなたは保安庁長官として国内の治安を責任を持つて保てるか。…

○木村國務大臣 ……私率直に申しておるが、いかんせんしかたがありません。しかしアメリカとの間に

は、私はそうやすく日本からこれを引揚げるといふことは考えていない。また現実の問題としては引揚げないと思っております。

○池田(正)委員 ……なぜ私はそういうことを特に言うかというところ、外務省から出しておる何とかという新聞に、……アメリカのタイムズ・ヘラルドに非常に反日的な論説が出ておるといつてこれを誇大に宣伝してある。……そういうような輿論がアメリカに出て来る。……今の治安の関係から見ただけの場合、アメリカから、何らの条約的な協定もなければ何もなしに、好意によつてただ借りているというような形では、これは済まされないと思う。……従つてこの問題についてMSAとの関連が出て来ると思いますが、たとえばMSAの問題の関連が出て来ない場合においても、このままの形ではいかぬと思う。財政的にはわれわれは自分で持つ力はない、しかたなしに、情ない状態だけでも借りておらなければならぬという場合に、そのまま過ぎて行ける問題ではない。そこであなたはおひとつ外交折衝なりに移して、そして正式に日本の所有権として使い得るような形に持つて行こうとする意思があるかどうか。また今までそういう努力をなさつたことがあるかどうか、これも伺つておきたい。

○木村国務大臣 これは将来MSAとの関連において、ぜひとも解決しなければならぬ問題の一つだと思います。しかしMSAの問題については今後の折衝にまたなければならぬ。今のところは何とかもいたし方がありません。しかしこの武器の問題についてはどういふ形で解決させて行きたい、私はこう考えておられます。日本でつくるかあるいはアメリカの援助を受けて、これをもらつてしまふか、その点については皆さんの良識ある御判断にまづほかないと思ひます。

(MSAと其の内容) (予算委 一八号 一四・一五頁参照)

○加藤(鏡造)委員 ……MSAの問題に関してなお二点ばかりお伺いをしたいと思います。

先般の本議におきまするわが党の加藤勘十君の、MSAの援助を受けるということになれば、そこにアメリカ側からの内政干渉が行われることになりはしないかという質問に對しまして、外務大臣はそういうことは絶対にないという御答弁でございましたが、私はこの点になお危惧の念を持つものでございます。この相互安全保障法の第五百十一條の(c)の(一)の中に、こういう文句がございます。前の方は省略いたしまするが、あの方の方に、最大の、能率と最小の遅延及び費用により實現するよう、被援助諸国の努力を結集するため、米国は引続きその指導権と資源を使用することを希望する云々とあります。この米国が希望してありまする指導権というものはどういふものであるか、……

○岡崎国務大臣 私の考えでは、……アメリカは特に世界の平和維持のために、自由主義諸国の結束を強化して行こうということ提唱しております、この問題については、いわゆる指導権と言ひますか、アメリカがリーダーシップをとつて各国に呼びかけておるのであります。この意味で各国に今後とも呼びかけて、自由主義諸国の、一口に言えば結束強化であります、この方向に向つて進もう、こういうことだ

と考えております。

○加藤(鏡造)委員 外務大臣は、単に幾つかの国が、いわゆる集团的に防衛態勢を整えて行く上においての結束するための指導権という意味に解せられておるようでありますが、私は単にそういう意味に解するといたしましても、内政干渉が行われるのではないかと考えます。結束を強化するということが、そしてそれは一方におきましてM S A援助を執行して行く過程において、それらの国の自衛力の強化と集团的防衛力の強化というようなことが、至るところにこの法律にうたわれております。その援助を与えられた国が、その与えられた援助によつていろいろと防衛力の強化を行つて行く過程において、これは当然国内の政治問題でございますが、そうした国内の政治問題にいろいろとこの指導権を振うということになると思います。岡崎さんは言葉のあやで、国と国との結束を強化するという、きわめて概念的な意味だけに限るような言葉をおつしやいましたけれども、援助を受ける国は、当然そのそれらの国の政治の内部に入つて指導権を振うということになる、これは必然だと思ひます。なおそういう点について、援助を受けた国がいわゆる援助を受けたものによつて防衛力を強化して行く、その内政の問題にまで指導権が及ぶものであると思ひます。……

○岡崎国務大臣 ……アメリカ側の意向も一般的にたび／＼声明されておるのでありますが、内政干渉をするようなことは避ける方針をとつておるようでございます。……また実情から見ましても、たとえば北

大西洋条約諸国のように、条約で互いに防衛をきめておる国もありますし、ユーゴスラビアとかその他の国のように、そういう条約に入つていない国もあります。各国個々別々であります。必ずしも防衛同盟みたいなものに入つていなければ援助を受けられないということでもありません。事実そうでない国でも受けているところがたくさんあります。従つてこれは一に日本政府が国としてどう考えるかという問題であつて、内政干渉のごときことが行われるとは考えておりません。

○加藤(鏡造)委員 ことに先日来いろいろと各委員から繰返しこのM S A援助の将来について心配しておられる点は、要するに日本の将来に重大な影響があるということでございますので、こうした重要な条約並びに協定を締結する場合には、できるだけ事前に、細大なく国民の代表である国会の了解のもとに進めて行く意思を強く持たれることをわれ／＼は希望するのでありますが、もう一度そういうことについての心構えについて承りたいと思ひます。

○岡崎国務大臣 先ほど申しましたのは憲法に基づく法律の解釈でございますが、法律の解釈による法制の手續は、これは別であります。そうでなくて、たとえば国会が開かれておるときには国会を通じて国民にできるだけ理解を求める、国会の開かれていないときは、新聞発表その他によつて国民の理解を求める、これは私も当然必要だと考へます……。

○(保安隊の配備計画と戦力) (予算委 一八号 二七・二八・二九頁参照)

○辻(政)委員 ……あなたはM S Aの交渉にあたり、アメリカ側からの回答によつて、日本の保安隊は自衛以外に使わないというその文句をもつて保安隊を将来海外に派遣されるような心配はないとお考えになりますか、……

○岡崎國務大臣 保安隊が海外に派遣されるということは、日本政府なり日本の国が決定することでありまして、M S Aの援助の決定によつて強制されたり、あるいは将来そういう援助を受けたためにやらなければならぬようなはめに入るといふことはないと考えます。

○辻(政)委員 自衛という問題について私の見解を述べますと、日本の平和と秩序を脅かす最大の敵は、バイカル以東の大陸に基地を持つた敵性空軍及び樺太、千島に基地を持つた敵空軍であります。この空軍に対して日本を守るといふことが自衛の最大の点であります。それらの飛行機を領空に迎え撃つといふことはできないのでありまして、自衛といふことは勢い大陸の空軍基地を支配しない限り、広義の自衛といふものは達成されない。その意味におきまして自衛の名において、自衛の名目をもつてアメリカが日本の保安隊を大陸に使うという理論的根拠があるのであります。あなたはこちらが決定すると言われておりますが、この条約のとりきめは弱者が強者に対する条約であります。この解釈は強者に強制されるという憂いが多分にある。あなたは外務省の役人として長い間中国にお勤めになつておられる。日本と中国との間の条約上の解釈に差があつたときに、あなたは日本の解釈を中国に強制したことはないか、アメリカに有利な

解釈の余地を残して、日本の青年を米国の代理として海外に派遣し得るような現論的根拠を与えるところの態度は、はたして日本の外務大臣といえますか。私は少くともこのM S Aの交渉においては、はつきりと日本の保安隊は海外に派兵しないという一札をおとりになつておくことが必要であらうと考へるのであります。実力が対等の場合においては条約の解釈は自主的に決定できますが、弱者が強者と結んだ条約といふものは常に強者の意思に強制される、あなたはこの相互援助条約の目的を西欧諸国の結束を強化すると言つておられますが、それはアメリカの言い分であります。われ／＼から見るとアメリカの自衛力を強化される、それを注意しなければならぬのであります。

あなたが内灘村民に対しておとりになつたように、この金と威力でもつて弱者に臨んだと同じような態度をやがてはアメリカが日本に臨んで来るといふことを十分御承知の上で、M S Aの交渉においてはこの最後の一線を譲らないように特にお願いをします。

○岡崎國務大臣 ……おつしやるように自衛という意味は非常に幅の広いものでありまして、今おつしやつたような意味もありますれば、そうでなくて、ほんの警察力に足らないものでも、やはり自衛は自衛であります。そこでアメリカの解釈に強制されるおそれはないかという点であります。私は理論的にいつてそういうことはないと考えておりますのは、安全保障条約の中で、日本は自衛の固有の権利を持つておる、しかしながら、その権利を有効に行使する手段を持たない、従つて直接侵略に対してはアメリカがこ

れに当り、国内の防衛は日本が当る、こういうふうにはつきり解釈がきまつておりますから、日本の保安隊は、少くとも直接侵略を目的としてつくられたものではないということは明らかであります。従つてこの点については、自衛は広い解釈であります。日本の持つ固有の自衛の権利の有効な行使は、ただいま国内の防衛だけにとどまつておるといふことが、条約上はつきりしておりますから、その点からいつても、私は懸念がないものと考えております。

○辻(政)委員 ……現在のことを言つておるのではなくて、近い将来どうなるかという問題です。安保条約の前文の終りの方には、日本は国連憲章の目的及び原則のもとに、自由の防衛のために漸増的に責任を負うことを期待する、こう書いてあります。吉田総理の見解もまた、一日も早く米軍撤退を要求して、独力で守ろうということだと思ひます。そうなつたときに、当然今日の保安隊というものは、直接侵略に対して守るべき軍隊になるのであります。……将来の問題について懸念があるから、はつきりした一札をおとりなさいと、私は申し上げておるのであります。

○岡崎国務大臣 ……日本の国は日本人の手で守りたいというのが、われわれ一同希望しておるところであります。しかし、かりにそういう場合を想定しますと……今おつしやつたのはその場合だと思ひますが、その場合は、アメリカと対等ではないかもしれぬが、少くとも日本は自分の国を自分で守るだけの實力を備えたときを想定するわけでありませう。そのときはまた、アメリカ側から弱者と強者ということで解

釈を強制されるような事態にはなつていないと私は考えております。

○辻(政)委員 イギリスがアメリカと結ぶ条約と、日本がアメリカと結ぶ条約とは、本質的に差があるということをお考えになつていただきたいのであります。あなたの答弁は、まるでダレス長官の代弁のよう

に感ずる。

○岡崎国務大臣 ……何べんも繰返すようですが、アメリカからはつきりした一札をおとりなさいとおつしやるけれども、われわれが自主的にきめ得ることであり、きめるべきものであることを、アメリカから保証してもらつたというような自主性のないことは、やりたくないであります。

○辻(政)委員 アメリカから保証してもらつたのではないのです。アメリカに対してこちらの意思をはつきり反映して行くという意味であります。

○岡崎国務大臣 ……これはわれわれが自主的に決定するのだということであり、これはアメリカ側にも十分申しております。しかしながら、その一札をとるということになりますと、日本のきめることをアメリカに保証してもらつたということに、アメリカ側にとられやすいから、私は協定なり条約なりの中の一頂としてはとるべき問題ではない、……

○辻(政)委員 現に最も重要な国家の防衛を、アメリカに願ひしておるのですから、将来のそのような保証をアメリカにしてもらつたということは、決して矛盾はしてはおりませぬ。

○岡崎国務大臣 ……われ／＼もアメリカから防衛してもらつてゐることは認めますが、できるだけ早くそういう態勢をやめたいと思ひまして、常にこれは暫定的の条約であるということを申してゐるのであります。まして、われ／＼はできるだけ自主性をもつてきめたいと考えてゐるのであります。その点で一札をとるとらないは別といたしまして、あなたの今おつしやつたような考え、つまり日本の国民の考えは十分アメリカに徹底させるつもりであります。

○辻(政)委員 ……保安隊は軍隊にあらずとたび／＼おつしやつておりますが、それは当然将来の直接侵略に対するものであり、将来軍隊となるように育てるべきものと考えられますが、長官の御意見を承りたいと思ひます。

○木村国務大臣 御説の通り、ただいまは国内の平和と治安を守るべきものとして存置されてゐるのであります。今後日本が自主的に自衛態勢をいかに整えて行くかということは、大きな問題であらうと思ひます。そこで国民がすべてその気持になり、また国家財政がそれを許すときになりますれば、保安隊の性格もこれまたかわつて来ることは当然であらう。そのときには国会において十分なる御審議を願つて、さような態勢を整え得る保安隊となるであらうと思ひます。

○辻(政)委員 そのときになつて保安隊を急に軍隊に切りかえてもなか／＼ならないのであります。軍隊に切りかえるというお見込みをお立てになつたならば、今から軍隊らしく育てて行くことが必要なのであります。警察予備隊的に育てるか、軍隊になることを予想して、装備、編成、訓練をやるかということについて御見解を伺ひたい。

○木村国務大臣 ただいまの保安隊は、今申します通り、もとより国内の平和と治安のために設けられたものであります。しかし普通一般の警察とは、これまたその性質を大いに異にしてゐるのであります。要するに今の警察力をもつてしては、どうして対処し得ないような大擾乱、大反乱の際、もしくは不幸にして外国の集団暴徒が侵入して来た場合には、これまた国内の平和が乱れるのであります。そのために対処しなければならぬのであります。それに対処し得るようにわれ／＼装備、編成、訓練をして行きたいと考えております。

○辻(政)委員 私の見解によりますと、現在の保安隊は、現状から申しまして警察でもなければ軍隊でもない。なぜ軍隊でないかといひますと、動員能力も持たなければ補充能力も持たない、これは軍隊ではないのであります。……従つて私の伺ひたいことは、将来これをかえるにするのだということを念頭に置かれて、育てて行かなければならぬということを申し上げてゐるのであります。

○木村国務大臣 ……それはもちろん先ほど申し上げました通り、国民の輿論がそこにあり、また国会で審議されて、ほんとうの意味における自衛組織をつくり得るといふ段階になつて、初めてそれに転換し得ると考えております。

○辻(政)委員 現在の保安隊の内容は、アメリカの傭兵的性格がきわめて強いのでありますが、長官の御所見を承りたい。

○木村国務大臣 ……御承知の通り、警察予備隊から昨年十月十五日をもつて保安隊に切りかわつたのでありますが、それ以後においては、アメリカ駐留軍のいろいろの指導を受けたことは事実でありまして、……そこで保安隊にかわつてからというものは、われわれといたしましては、日本独自の見解のもとにこれを育てて行きたい、こういうことで着々やつておる次第であります。……

○辻(政)委員 ……ついでに指揮関係についてお伺しますが、長官はしばしば直接侵略は当然間接侵略と同時に起るとお答えになつております。そういたしますと、同一方面に保安隊と米軍がいわゆる戦闘行動をとにもする事態が起きて来ると思いますが。その際に日本の保安隊を米軍が指揮するのか、協同して行くのか、あるいはその場になつて指揮関係をきめるのか、その点についてお伺いたします。

○木村国務大臣 ……日本の保安隊はどこまでも日本の指揮権が行使されるのであります。……そこで今お説のごとく、不幸にして直接侵略のあつた場合に、どういう立場をとつて行くかということになりますと、私は今の考えのもとには、その場合においても日本独自の指揮のもとにやらなくてはならぬ、いやしくもアメリカの指揮下に入つてはいけないという建前をとつて私は進みたい、……

○辻(政)委員 その御意見は確かに私としましては納得の行く御意見であります。それを貫くためには容易ならぬ圧力が加わるものと思ひます。……

次は保安隊の現在の編成についてお伺いたしますが、この編成は保安隊の任務を達成するに、はたして適当してあるものとお考えになりますかどうか。

○木村国務大臣 ……ただいまの編成は私は完璧のものとは考えておりません。……それで各方面の意見を聴取し、またわれわれこれまで経験したところを生かしまして、これの十分な編成、装備を今後して行きたい、……

○辻(政)委員 ……私は根本的に考え直していただきたいというふうに考えています。現在の十一万の保安隊が四つの管区隊にわけられておきまして、一管区隊が大体一万六千名、その詳細なる編成は米軍の動員された戦時編成の一箇師団と同じ編成をとつておる。米軍の戦時編成は海外に出て正規軍と戦うために都合のいいような編成であります。保安隊は日本の国内を守るために都合のいい編成をとるといふことが原則である。その意味におきまして、現在の編成は根本的に改めるべきであります。その一例を申し上げますと、一管区隊といふ一箇師団が二千両のトラックを持つておりますが、ガソリンのない、道路の悪い日本において、国内警備にはたしてそれが適するかどうかという問題。いま一つは、日本でもアメリカでも同様ですけれども、いやしくも軍隊を持つてゐる国は、平時は平時編成をとつておる。戦時になつて動員をしまして戦時編成になるのであります。現在の保安隊は平時から戦時編成をとつておるといふところ

に、非常な不経済な点があります。人員の面においても訓練においても、いらないものがよけいくついである。私の考えによりますと、経費をまさないで二倍に近い八箇師団に相当する平時編成に切りかえ得ると信ずるのであります。そういう意味におきまして、この編成問題は根本的にひとつお考えになつていただきたい……。

次は装備に移ります。現在持つてある装備が保安隊の任務達成に適するといふお考えかどうか。

○木村国務大臣 ……まず編成の点であります。……十分に研究して、どういふぐあいにして行くかといふことについてまだ結論を得ませんが、今のままではいかぬと考へております。

それから装備の点であります。しばしば申し上げます通り、……これは十分なものではないと考へます。……今後大いに研究して、保安隊として有効適切なものに切りかえて行きたい……。

○辻(政)委員 十分ではないといふお考えであり、また将来適切にしようといふ御答弁でありますから、それ以上追究はいたしません。私が保安隊を見ての率直な感じは、アメリカの廃員兵器展覧会という感じを受けるのであります。具体的に申し上げますと、いわゆる歩兵連隊に相当すべき普通科連隊において十二、三種類の火器を持つてある。こういう軍隊はどこにもない。小銃は二種類。重機関銃は水冷、空冷の二種類を持つてある。自動小銃と軽機関銃は体格に合わない。迫撃砲とバスターカがこれも二種類。戦車に至つてはアメリカのM二四型戦車でありまして、これは二十トンの重量を持つてありますが、朝鮮の戦線

に持つて行つてソ連製のB三四型にたたかれました使用のものにならない。スクラップにするところを、日本に持つて来て保安隊に貸してある。十五榴に至つては牽引車を含め荒重が二十トン以上であります。こういう重い車両は日本の国内防衛のためには橋が落ちて、機動力がないといふことになるのであります。日本の国内を守るために真に必要なものは、むしろ五トン内外の軽装甲車、多くも十トン以下の戦車、こういう程度に限定すべきものである。ただほめられるのはジープだけであります。通信器材は、もちろん器材そのものにおいては良好なものがありませんが、その種類が多いために訓練が不便であり、波長の配当にきわめて困難であります。しかもこれらの兵器は太平洋戦争において、われわれの戦友を殺したものである。その幽霊の出そうな寝ざめの悪い廃品兵器を日本の青年が持つて、はたしてどのような気持ちで祖国防衛の信念を固めるか。私はその点から考へますと根本的に改めてもらいたい。のみならず、これらの兵器及び弾薬の一切は、米軍顧問が管理をしてある、その許可を受けなければ使えないのであります。保安庁長官は裸の人間だけを管理されてある、こういうような軍隊は、自衛軍とは言えない。この根本問題を解決するのは、防衛生産を国内において自給することではないか。万一M S Aの交渉において、アメリカから完成兵器をもらうような約束をされますと、今度の完成兵器という名において送られるのは、朝鮮の戦線において使い古した兵器である。決して日本を守るべき適切な武器ではない。私は特需の減少によつて崩壊する日本の重工業を救うといふ意味におきましても、この防衛生産の自給については、真剣

にお考えを願いたいと考えるのであります。……

○木村国務大臣 ……その点の御希望は、……まづたくその通りであります。しかしながら今アメリカから借りてある武器にいたしましても、必ずしも全部が廃品同様というわけではありません。大いに日本の保安隊で使つて間に合うものもあるのであります。戦車にいたしましても、M二四はまことにお説の通りであります。しかしこれは訓練用にいたしまして決して役に立たないものとは言えないのであります。しかしながらお説の通り、日本において防衛生産を十分発達せしめて、日本の愛すべき保安隊員が使う武器だけは、日本でつくつたものを使わせたいという気持は、私は持つておる次第であります。

○辻(政)委員 それでは保安隊の現在とつておる戦法は、はたして現在の任務に適するとお考えになりますか。

○木村国務大臣 申すまでもなく、保安隊は日本の平和と治安を守るために行動する部隊でありますから、そのあらゆる場面を頭に置きまして、訓練をやつておる次第であります。あなたからの御批判のような不十分な点があれば、われ／＼は虚心坦懐にこれを取入れて、改善すべきは改善いたしたいと考えております。

(MSAと貿易)

(予算委 一九号 二〇頁参照)

○黒田委員 ……岡崎外相にお聞きしたいのは、……この間本会議で質問いたしましたときに、MSAを

受けると、これは軍事援助を受けるのだから、どうしても日本の中国に対する貿易は、形の上では非常に困難になつて来る。おまけにバトル法は真正面から適用があるのかどうかという御質問をしましたときに、あなたは、バトル法は直接は適用がないということをお述べになつたのであります。私はやはり適用はあるのだと思つておられます。その適用を、日本の政府の努力によつてとれだけ緩和して行くかという問題はあろうかと思つておられます。やはり、援助を受けている国は、アメリカと敵対的な関係にある国には実質的な援助をしてはならないということは、当然そこから出て来る意味なのでありますから、バトル法はやはり適用になつて来ると思つておられます。……

○岡崎国務大臣 私もこの前の本会議では、バトル法の適用がないのだとは申さなかつた記憶なんでありませぬ。適用があるかないかは今後の問題で、交渉の結果であらうけれども、適用があつても、西欧諸国、イギリスやフランスにもバトル法は適用があるとわれわれ了解しておりますが、しかしながら、現に西欧諸国の方が日本よりも制限が緩和されてよけい貿易をやつておると言われているくらいでありますから、バトル法が適用になつたからといつて、それで制限がさらに加重されるということはないだろうと私は思つておられます。……

○和田委員 ……今までのようにMSAを受けずにおつた時代においても、政府としては、ヨーロッパよりもつと強い制限をかけておられたわけなんです。それをだん／＼と緩和されて来ておる。この間も四

十六品目ですか、多少除かれて緩和しましたけれども、しかも今でも、ヨーロッパが受けている制限よりも日本はきびしいのではないかと思います。ですから私の心配しているのは、受けていないときでもそれほどなんだから、いよ／＼正面から、今西欧が受けているようにバトル法の適用を受けるということになつて来ると、政府が今後い／＼と交渉されて緩和されようとするならば、今までよりもよほどの努力を払わないとできにくくなるのではないかと私は考えるのです。……

○岡崎国務大臣 私は、MSAを受ける結果制限が加重されるということはないと思います。ないと思いますが、また、おつしやるように緩和する方向に今努力をいたしておりますが、それが十分に行かないといううらみが多少あるかもしれないという懸念はあります。しかし私どもの方としましては、パリのコムの会議におきましてどちらから足並をそろえるかは別としまして、とにかく一致した歩調で同じことをすべきであるというふうに主張をいたすつもりでおります。

○和田委員 その主張は完全にできますか。バトル法を正面から受ける、そうすれば日本は、今までのような特別な待遇を受けずに、ヨーロッパ側と一緒にしろということが言いやすくなるということがあることがあり得るでしょうか。

○岡崎国務大臣 ……言いやすくなるとは考えておりませんが、今までと特に違つた状況ではなからうかと思つております。そこで、今までと同様の主張をいたして、とにかく日本の方が近いのですから、どうしてもこの日本から……こういう事情なんでありませう。つまり、中共は国連で侵略者とされているが、ほかの共産国家はそうじゃないのであります。従つて、西欧諸国からほかの共産国家に送る品物は、中共に送るものよりも制限を緩和されている。そこでその西欧諸国から共産国家へ送つたものがさらに中共へ流れて行く、そのために制限の緩和されたものが送られて、それがずつと中共に行くことになりませうから、行き先のデステイネーションを見ますと、中共に対する貿易は日本よりよほど緩和されているといふ結果になる。日本としては、共産国家に対する貿易というのはほとんど中共だけなのでありますから、直接に強い制限を受けている。こういう結果になると思いますが、その間をもう少し調整できる可能性はあると私は考えておりまして、足並をそろえようというつもりであります。

(駐留軍とその仮想敵国) (予算委 二〇号 一二三頁参照)

○門司委員 ……現在駐留軍の使命というものについての問題は、結局直接侵略に備えるものであるといふことになりませうと、一体直接侵略をわが国に試みようとする国は大体どの辺であるかということも、もし明確に御答弁できるならばお願いしたい。

○木村国務大臣 いずれの国とはさすことはできませんが、しかしそういう県念のあることはアメリカも認めております。また日本の安保条約の前文におきましてもそういう危険があるということを明白にうたつておる次第であります。それはいずれの国とを問わず、さような不当な侵略行為のあつた場合にわれわ